

# 農林水産委員会議録 第八号

八  
号

二五七)

平成十四年四月二十四日(水曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 鈴呂 吉雄君

理事 岩永 峰一君 理事

理事 金田 英行君 理事

理事 佐藤謙一郎君 理事

理事 白保 台一君 理事

相沢 英之君 理事

岩崎 忠夫君 理事

金子 恭之君 理事

北村 誠吾君 理事

川内 博史君 理事

後藤 茂之君 理事

津川 祥吾君 理事

斎藤 鉄夫君 理事

高橋 嘉信君 理事

松本 善明君 理事

山口わか子君 理事

遠藤 武彦君 理事

宮腰 光寛君 理事

浜田 靖一君 理事

小西 理君 理事

七条 明君 理事

川内 博史君 理事

後藤 茂之君 理事

津川 祥吾君 理事

斎藤 鉄夫君 理事

高橋 嘉信君 理事

松本 善明君 理事

山口わか子君 理事

農林水産大臣政務官 政府参考人

(厚生労働省医薬局食品保健部長)

農林水産副大臣 政府参考人

(農林水産省総合食料局長)

農林水産大臣政務官 政府参考人

(農林水産省生産局長)

<p>政府参考人 (農林水産省経営局長) 政府参考人 (農林水産技術会議事務局)</p> <p>参考人 (ふらの農業協同組合代表) 参考人 (農業組合長)</p> <p>参考人 (全国農業協同組合連合会) 参考人 (長野県本部筆頭副本部長)</p> <p>参考人 (丸正チエーノ商事株式会社) 参考人 (社代表取締役社長)</p> <p>参考人 (野菜供給安定基金理事長) 農林水産委員会専門員</p>	<p>川村秀三郎君</p> <p>岩元 駿夫君</p> <p>奥野 岩雄君</p> <p>柳澤 秀行君</p> <p>飯塚 司郎君</p>
<p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県伊万里市議会)(第四七六九号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県唐津市議会)(第四七七〇号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県中原町議会)(第四七七一号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県呼子町議会)(第四七七二号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七三号)</p>	<p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県唐津市議会)(第四七七一号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県中原町議会)(第四七七二号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(佐賀県呼子町議会)(第四七七三号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七四号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 対策の充実強化に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七五号)</p>
<p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県湯布院町議会)(第四七七五号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県上浦町議会)(第四七七六号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七七号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七八号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七九号)</p>	<p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県湯布院町議会)(第四七七五号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県上浦町議会)(第四七七六号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七七号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七八号)</p> <p>牛海綿状脳症(BSE) 被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県香々地町議会)(第四七七九号)</p>
<p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八一号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八二号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八三号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八四号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八五号)</p>	<p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八二号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八三号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八四号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八五号)</p> <p>狂牛病について万全な対策に関する意見書(茨城県波崎町議会)(第四七八六号)</p>
<p>米政策の総合的、抜本的見直しに関する意見書(新潟県小国町議会)(第四七八四号)</p> <p>森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県由利町議会)(第四七八五号)</p> <p>食肉偽装事件の徹底解明と実効ある食品表示制度の改善・強化に関する意見書(福岡県北九州議会)(第四七八六号)</p> <p>食肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化に関する意見書(福岡県北九州議会)(第四七八七号)</p> <p>森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県大内町議会)(第四七八九号)</p>	<p>米政策の総合的、抜本的見直しに関する意見書(新潟県小国町議会)(第四七八三号)</p> <p>森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県由利町議会)(第四七八五号)</p> <p>食肉偽装事件の徹底解明と実効ある食品表示制度の改善・強化に関する意見書(福岡県北九州議会)(第四七八六号)</p> <p>食肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化に関する意見書(福岡県北九州議会)(第四七八七号)</p> <p>森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充に関する意見書(秋田県大内町議会)(第四七八九号)</p>
<p>WTO農業交渉で新しい貿易ルールに関する意見書(香川県詫間町議会)(第四七八三号)</p> <p>WTO交渉における貿易ルール等の確立に関する意見書(熊本県新和町議会)(第四七九四号)</p> <p>WTOの交渉に関する意見書(山形県川西町議会)(第四七九五号)</p>	<p>WTO農業交渉で新しい貿易ルールに関する意見書(香川県詫間町議会)(第四七八三号)</p> <p>WTO交渉における貿易ルール等の確立に関する意見書(熊本県新和町議会)(第四七九四号)</p> <p>WTOの交渉に関する意見書(山形県川西町議会)(第四七九五号)</p>

四月二十四日

牛海綿状脳症(BSE)緊急措置の強化に関する意見書(石川県松任市議会)(第四七六六号)

牛海綿状脳症(BSE)被害の早期解決と対策等に関する意見書(大分県宇目町議会)(第四七七八号)

牛海綿状脳症(BSE)に係る生産農家等への対策に万全を求めることに関する意見書(兵庫県三原町議会)(第四七六七号)

狂牛病対策に関する意見書(静岡県磐田市議会)

WTO交渉に関する意見書(群馬県尾島町議会) (第四七九六号)  
 地域経済と農業経営を守るためにセーフガードの本格発動と対象品目の拡大に関する意見書(茨城県玉里村議会) (第四七九七号)  
 生鮮食料品等の食品表示制度の改善・強化に関する意見書(岐阜県中津川市議会) (第四七八号)  
 BSE(牛海綿状脳症)対策に関する意見書(滋賀県八日市市議会) (第四七九九号)  
 BSE(牛海綿状脳症)対策に関する意見書(滋賀県中主町議会) (第四八〇〇号)  
 BSE(牛海綿状脳症)対策に関する意見書(滋賀県野洲町議会) (第四八〇一号)  
 BSE(牛海綿状脳症)対策に関する意見書(滋賀県土山町議会) (第四八〇二号)  
 BSE対策の拡充と改善に関する意見書(福岡県山田市議会) (第四八〇三号)  
 BSEに伴う老廃牛の政府買上げに関する意見書(熊本県七城町議会) (第四八〇四号)  
 BSEに伴う老廃牛の政府買上げに関する意見書(熊本県菊陽町議会) (第四八〇五号)  
 捕鯨の早期再開に関する意見書(広島県瀬戸田町議会) (第四八〇七号)  
 捕鯨の早期再開に関する意見書(山口県長門市議会) (第四八〇八号)  
 捕鯨の早期再開に関する意見書(佐賀県呼子町議会) (第四八〇九号)  
 野菜等の実効ある輸入抑制措置等に関する意見書(滋賀県中主町議会) (第四八一〇号)  
 野菜等の実効ある輸入抑制措置等に関する意見書(滋賀県八日市市議会) (第四八一〇号)  
 野菜等の実効ある輸入抑制措置等に関する意見書(滋賀県西浅井町議会) (第四八一三号)  
 雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制費、三百七十八円の冷凍補償費ですか、九十二億

度の改善・強化に関する意見書(大阪府阪南市議会) (第四八一四号)  
 雪印食品偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化に関する意見書(兵庫県明石市議会) (第四八一五号)  
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案  
 (内閣提出第三八号)

○鉢呂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省生産局長須賀田菊君、農林水産省経営局長川村秀三郎君、農林水産技術会議事務局長若元睦夫君及び厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

本件に伴う老廃牛の政府買上げに関する意見書(熊本県菊陽町議会) (第四八〇四号)ではBSE発生確認後に冷凍されたと判断される牛を対象とすることといたしました。その凍結時期については、原則として、検品により判明する品質保持期限から判断するとの方針で対応することとした次第でございます。

牛肉在庫の保管、処分事業については、今月二十五日から一年以内の完了を目指して新たな全箱検品体制に移行するということにいたしましたが、改めて私ども、消費者、納税者の視点に立つて厳正な運用を図るよう強く指示したところでございます。

○鉢呂委員長 これより質疑に入ります。  
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀込征雄君。

○堀込委員 民主党的な堀込でございます。  
 法案質疑に入る前に、二点、実は大臣に伺つておきたいと思います。

一つは、牛肉在庫の緊急保管対策事業でございまます。BSEの全頭検査前に処理、加工された

が、改めて私ども、消費者、納税者の視点に立つて厳正な運用を図るよう強く指示したところでございます。

○堀込委員 もう一点、四月十二日に、実は、全国農業協同組合連合会、全農への業務改善命令が出されたわけであります。

実は、全農につきましては、昨年四月にも、切り干し大根の事件がありまして、業務改善命令を受けたばかりであります。毎年業務改善命令を受けるという体質、これはやはり経営や事業運営の根本的体質の問題をはらんでいるのではないかとうふつに私は思うわけであります。

特に、七月に改選期を迎えるわけでありますから、会長辞任で、引責だけで済まされる、あるいはそれで世論が納得するということにはならないでしようか、業務改善命令の実行監視、特に今

すが、今、私どもお聞きしますと、事業の総点検だとか、あるいは消費者の代表を入れた委員会をつくって消費者の意見を入れるんだとか、そういった見直しが議論されているようでありますけれども、私は、昨年に統いて一度目だと、もしかすると来年もあるのじやないかというようなことでも想定されるわけであります。

しかも、今回の鶏肉事件は、欠品について国内産で間に合わせたのじやなくて、つまり外国産から欠品を補充したということでございまして、まさに農家の組織である全農としては言語道断の事例だ、こういうふうに思われるを得ません。つまり、農家や生産者の気持ちあるいは思い、そういうものをすっかり忘れた業務組織になつているのではないかというふうに思います。

そういう意味では、業務執行体制に現場の農家の声がきちんと反映される、こういう体制にすることが第一であつて、何か、もう二度と事件が起きたくないようにはチエック体制を強化するとか、チエックする部署をふやすという問題ではないのではないか。やはり、農民の心とかけ離れた業務体制になつていて、職員体质になつていて、そのことこそ問題なのであって、そういう意味では、責任の所在の明確化、あるいは責任者の厳正な処分、こういうことがなされなければならないだろう、こういうふうに思われるわけであります。

実際の経営が、組織代表の会長、副会長もおりますけれども、プロパーの専務以下で行われています。、こういう実態があるんだろうと思うわけでありまして、そういう意味では、学級理事以下の責任問題というの、私はこの職員体质を含めて当然問われなければならない問題だろう、こういうふうに思うわけであります。

お考へでいらっしゃいますか。

○武部國務大臣 全農チキンフーズの事件に関しては、委員御指摘のとおり、真摯な生産者の希望を裏切ったということで、これはもう本当に重大な問題だ、かように認識しております。

農林水産省いたしましては、四月十二日に農協法に基づく業務改善命令を発出したところであります。この業務改善命令では、事件の責任の明確化と学識経験理事を含めた責任ある役職者に対する厳正な処分を実施し、体制を一新するこど、また、再発防止体制の確立を図るために、総点検の実施、法令遵守体制の抜本的強化、厳格な子会社管理を実施すること、さらには消費者、生産者の信頼を回復するために、消費者、生産者の経営への参画や情報のディスクロージャーを徹底すること等を命じたところでございます。

こうした改善内容を徹底するため、全農から六月十二日までに改善措置の実施状況を報告させることになつておりますが、その後にも四半期ごとに報告書の提出を求めて、実行状況を厳しく監視してまいりたい、このように考えております。

なおまた、私は、トップがやめればいいというのではなく、やはり組織全体として徹底した洗い出しといいますか、総点検の上できちつとした対応をしなければならない。このことにつきましては、農林水産省としても厳しくその動向を注視しております。

それでは、法案の方に入つていただきたいと思いますが、今回の野菜出荷安定法改正の動機として、輸入野菜の急増、とりわけこれは中国、韓国から、特に契約取引の場面で大量の野菜が輸入され、守るんだ、そして野菜の安定供給を図るということが一つの大きな契機、動機になつてゐるわけあります。

そこで、まず対中関係について伺いたいわけであります。

これは運用によって中国産品、かなりねらい撃りまして、この業務改善命令では、事件の責任の明確化と学識経験理事を含めた責任ある役職者に協法に基づく業務改善命令を発出したところであります。この業務改善命令では、事件の責任の明確化と学識経験理事を含めた責任ある役職者に對する厳正な処分を実施し、体制を一新するこど、また、再発防止体制の確立を図るために、総点検の実施、法令遵守体制の抜本的強化、厳格な子会社管理を実施すること、さらには消費者、生産者の信頼を回復するために、消費者、生産者の経営への参画や情報のディスクロージャーを徹底すること等を命じたところでございます。

○須賀田政府参考人 お答え申し上げます。

先生言われるよう、昨年末の日中閣僚会議におきまして、ネギ等三品目の秩序ある貿易の促進ということで、日中農産物貿易協議会を開催することで合意がされたところでございまして、これまで二回、両国の生産者、輸入業者、政府関係者が参加して協議会を開催しているところでございまます。

これまでの話し合いの中では、双方の関係者の間で、平成十二年に見られたような日本への輸出の急増というのは、我が国の価格にも影響がありますけれども、やはり中国の輸出価格の下落も招くということで、日中双方にとって不利益であるという認識が醸成されてきているところでございまます。今後もこういう認識を踏まえながら、生産、需要、価格等について検討を深めるということにして、農林水産省としても厳しくその動向を注視しております。

○堀込委員 ゼひそのようにお願いしたいと思いま

三月二十九日参議院通過をして、四月一日施行、

こういうことになつたわけでございます。

これは運用によって中国産品、かなりねらい撃

してますけれども、基準値の三倍の殺虫剤、シ

ベルメトリンというんですか、検出をされたとい

う報道もございました。あるいは、最近では稻わ

菜が残留農薬検査で、これはヤエンドウだった

協議をしているようでございます。この経過もあ

るいは状況も——さようは答弁者おりますか。で

は、日中閣僚会議の合意に基づくその後の協議状況、ちょっと説明をしてください。

○須賀田政府参考人 お答え申し上げます。

おきまして、ネギ等三品目の秩序ある貿易の促進

ということで、日中農産物貿易協議会を開催する

ことで合意がされたところでございまして、これ

が参加して協議会を開催しているところでございまます。

これまでの話し合いの中では、双方の関係者の間で、平成十二年に見られたような日本への輸出の急増というのは、我が国の価格にも影響がありますけれども、やはり中国の輸出価格の下落も招くということで、日中双方にとって不利益である

という認識が醸成されていてるところでございまます。今後もこういう認識を踏まえながら、生産、需要、価格等について検討を深めるということにして、農林水産省としても厳しくその動向を注視しております。

○堀込委員 ゼひそのようにお願いしたいと思いま

すが、今回野菜出荷安定法改正の動機として、適用される対中國経過的セーフガードが規定をさ

れまして、つい先日、国内法整備として関税税率及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、

ケースでやはり判断せざるを得ないというふうに思つております。

○堀込委員 もう一点、中国産野菜、輸入が急増しているわけであります。この安全性とその対策でございますが、四月十二日ですが、中国産野

菜が残留農薬検査で、これはヤエンドウだった

協議をしてますけれども、基準値の三倍の殺虫剤、シ

ベルメトリンというんですか、検出をされたとい

う報道もございました。あるいは、最近では稻わ

菜が残留農薬検査で、これはヤエンドウだった

協議をしてますけれども、基準値の三倍の殺虫剤、シ

実施でござりますとか、輸入業者からのヒアリングを通じた実態把握の実施でござりますとか、あるいは担当官を現地調査に派遣するというようなことを隨時行っておりまして、厚生労働省とも連携をとりながら、安全・安心な食品が供給されるよう努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○堀込委員 輸入野菜の急増に対応して、産地の、あるいは流通の集中的な構造改革を進め、もつて野菜の安定供給、安定生産を目指す、こういう法律でございます。

あわせて、農林省は、野菜構造改革対策を積極的に進めよう、そして野菜の安定供給を目指そう、こういうことで、コストを削減し、あるいは高付加価値化に向けて、三つの戦略モデルというのを出しながら、産地に集中的・計画的な支援を行ながら構造改革を進めていこう、予算も、平成十三年の三・五倍の三百十一億円を計上しながら、本格的に国内の野菜産地の安定供給、安定生産体制をつくる、こういうことになります。私ども、この説明では、特に国産ネギは百九十八円ぐらいしているんだ、三本ですね、小売店で。中国産ネギは百円なんだ。この百九十八円を百三十円ぐらいにすれば、中国野菜と対抗できる体制ができるんだ。それを目指して構造改革するんだ。実はこういう説明をずっと受けております。

それはそれでわかるんですが、どうも、私は、最大のウエートを占めている小売段階の経費に調査分析というのはなぜなされなかつたのか。野菜は返品不能だとか、むだも出ますし、多少小売経費の高いことは理解できるんですけども、それでも、農林省の資料から見ましても、小売経費の占める部分はかなり多い。これは、あれですか。例えば中国産ネギの場合、百円で入つてくるというのですが、小売店渡しといいますか。つまり、小売段階の経費は国産と大体同じですか。

○須賀田政府参考人 私ども、聞き取りによる試算でございます。

例えば中国産野菜三本でいいますと、小売価格が百円ということでございまして、恐らく小売店の仕入れ価格は七十七円程度じゃないかというふうに思っております。これに対して国産小売価格が百九十八円ということをございまして、仕入れ価格は、推定でござりますけれども、百五十三円程度ということでございます。

しかし、私ども、各党もそうでしょうけれども、部会や国会議員にこの法案を出すに当たつて農水省の説明は、つまり、国産は百九十八円だと中国産は百円なんだ。この百九十八円は、一千五百五十四円と計算してあるんですね。どうも小売のところはさっぱりよくわかっていないんですね。中国産の話は。

しかも、同じ資料なんですけれども、局長、こういう資料で、皆さん、各党の部会などで説明をされたと思います。十一ページに行きますと、五百五十四円が何か四百二十円の話になつていて、これはあなたの部下がやつたことだからです。これはあなたがやつたことだからです。消費者に軸足を移した農政であつて、野菜につきましても、今度の法案、ある程度小売段階の監視機能といいますか、そういうふうに想定できるわけでありまして、そういう意味で、野菜につきましても、今度の法案、ある程度の法規が、生産段階、流通段階の合理化、構造改革を目指しているわけであります。あわせて、小売段階の改革、透明性、こういうことに触れていない点はやや不満でございます。

しかし、そういう意味で、こういう意味での監視機能をどういうふうにおやりになるつもりがあるのか、あるいは、今私が申し上げましたように、この種の問題は、食肉でもいろいろ指摘がございました。

野菜に関しましては、流通の実態を見てみますと、量販店が三五%、外食、加工業者が五五%とそういう構造改革もいいでしようし、今度の法案もそれなりに、そういう意味では検討されていると思うんです。

同時に、やはり小売段階の透明化、合理化も必要ではないか。例えば、大手量販店、大型店舗、果たして消費者の利益を代表しているだろうか、野菜の価格は本当に市場の取引で決まっているんだろうか、むしろバイイングパワーと言われるようだらうか、少し量販店の意向で決まっているところがあるんではないか、こういうふうに思うんですね。

契約取引が入りますけれども、例えば数量、納期、価格等が決まつた時期に決まつた値段で入る、しかし、それができなければナルティーが科せられる、あるいは取引が停止される、少々無理しても品物をそろえる。これは畜産でも、続々と偽装表示があつたわけであります。もちろん、これは出荷者が一〇〇%悪いし、徹底的に弾劾されなければならない、責任を追及されなければならぬと思うんです。

しかし、量販店の方にかなり無理な、出荷者に対する注文や強制もあつたのではないかというふうに想定できるわけでありまして、そういう意味で、野菜につきましても、今度の法案、ある程度小売段階の監視機能といいますか、そういうふうに想定できるわけではないか。そういう意味で、野菜につきましても、今度の法案、ある程度の法規が、生産段階、流通段階の合理化、構造改革を目指しているわけであります。あわせて、小売段階の改革、透明性、こういうことに触れていない点はやや不満でございました。

また、卸と小売の関係で、例えば優越的地位の乱用といったような事実があれば、公正取引委員会等と連携をして適正に対処することとしたいとおもいます。

○武部国務大臣 堀込委員の御指摘は私ども大きな関心を持っておりまして、先般から消費者との定例懇談会も設けております。また、ウォッチャーフィード、これも、七百人というのが、応募者も非常にふえておりまして、千二百人規模でやります。たいと思っておりますし、何よりもやはり、食肉だけじゃなくて米、野菜等、あるいは茶飲料等の加工に至るまで、トレーサビリティーの導入ということに私は一番大きな力を入れたい、こう思つております。

さような意味で、一遍に全部、全種目、全点などいうことにいかないかもしれません。しかし、十五年度という年限を切つてトレーサビリティー導入を図ろうということは、単に消費者と生産者の距離を縮めるだけじゃなくて、顔の見える関係、さまざまな情報が消費者が一目瞭然わかるような、そういう体制を構築するということが非常に重要だと思いまして、そういうものができ上がつていけば、いわゆるバイイングパワーというようなことに対しても適切な牽制もできるのではないかと思って、そのことに力を入れたい、この

ように思つてゐるわけでございます。

○堀込委員 例えば、契約取引に欠品ルールがあると思うんですね。しかし、これは、工業製品なら前の晩徹夜して工場をフル稼働すれば何とか間に合うんですけども、野菜の場合は農家が徹夜してもできっこないわけでありまして、天候勝負の仕事をしている。しかし、契約先からは求められる。

ですから、現在、契約取引がふえて、それも組み込んで支援措置をしながら外国産に対抗していくという今度の構造改革でございますが、契約取引の実態はどうなつてあるんでしょう。私も事前にかなり資料を求めたんですけど、野菜の場合の契約取引というのは実態はどうなんですか。欠品ルールなんかはどうなつてあるのか。ほとんど口約束なんです。どうなんですか。

○須賀田政府参考人 野菜の契約取引の実態でござります。

こういうふうな仕組みにしてあるんぢやないで、市場価格が上がつても下がつても当事者同士で、市場価格が上がつても下がつても当事者同士納得の上で交わすものだ。だから、そこへ基金から資金を補てんするのはいかがかという議論もありますが、これは、後の質問に行きますから、ちょっと省略します。

そこで、災害、被災を受け野菜の生産量が減少する、契約履行不能という事態になります。あるいは、市場流通量が減りますと、契約数量を意图的に他へ回して不足したケースとかが考えられるわけであります。この契約と履行の確認、これはだれがどのようにやるんですか。

○須賀田政府参考人 まず、今回の制度に基づきまして契約取引を行う生産者でございます。義務として契約数量を安定的に供給しなければならないといふことでございまして、全体が不足しているときにも、また余っているときにも、基本的に自前で供給を行つていくことが基本でございます。

こういうことでござりますので、私ども、今回の契約取引制度に当たりましては、まず、生産者の方に、契約取引のほかに市場出荷をするという分を含めて、余裕を持った生産出荷計画を策定していました

ところで、全体の野菜が不足するといったときは、まず、自分が市場に出荷する予定のもの、手持ちの玉というんでしようか、これを契約取引の出荷に充てしていくだけ。それでも不足する場合には市場等から購入するといった対応を順次行つていただくということをこの制度の骨格にしてい

るのではないかというふうに推定をしておるところでございます。

こういうこともありまして、今回、契約取引制

度というものを創設したところでございます。○堀込委員 よくわかりました。きちんとした契約は余りないんだと。大体、口頭契約という言葉

は初めて聞いたんですけど、そういうことでございまして、これが、最もも価格が上がつたが下がつたが、ある程度変動を承知の上です。

しかし、契約取引というのは、そもそも価格が

時に提出される実績というものを審査して、市場に出荷する予定のものを契約取引の出荷に充当し、それでも不足であったことが明確にされた場合に限つて交付金を交付する。

こういうふうな仕組みにしてあるんぢやないで、私は先ほど申し上げましたように、まずは手

合によりまして、いわゆるモラルハザードというものの防止に努めたいというふうに考えています。

○堀込委員 そのモラルハザードの懸念が一番でございまして、要するに、物が不足すると市場価格が上がりります。契約野菜に充当すべきものをどんどん市場に回しちゃう、こういう可能性が高いわけですね。そこで、契約数量が充当できない

今、局長の答弁にありましたけれども、契約取引の場合、生産者は、例えば十トンの場合は十五トントンぐらい用意をして生産をするわけであります。

しかし、被災によつて数量が不足した、一部を市場出荷分から契約取引に回した、この分を今基

金で判定するとしているんですけども、僕は、

これはほんと線引き判定は不可能なんぢやない

か、こういう感じがするんです。

どこまでが契約分としてつくったのか、しかし

それはいつどこで化けて市場へ回つちやつたのか、

か、そこをちゃんと判定して、基金の判定です。

かからモラルハザードが起こらない、今こういう答

弁でございましたけれども、これは、本当にそこ

かでございましたけれども、これは、本当にそこ

それで、野菜の供給安定基金、それから都道府県段階に公益法人の価格安定法人がございます。また、都道府県の協力も得まして、加入時の計画、それからそれの実績、それから場合によって現地調査といったようなことを丹念に行いまして、私が先ほど申し上げましたように、まずは手元に返すが下がつても下がつても当事者同士で、市場価格が上がつても下がつても当事者同士納得の上で交わすものだ。だから、そこへ基金から資金を補てんするのはいかがかという議論もありますが、これは、後の方に行きますから、ちょっと省略します。

そこで、災害、被災を受け野菜の生産量が減少する、契約履行不能という事態になります。あるいは、市場流通量が減りますと、契約数量を意図的に他へ回して不足したケースとかが考えられるわけであります。この契約と履行の確認、これはだれがどのようにやるんですか。

○須賀田政府参考人 まず、今回の制度に基づきまして契約取引を行う生産者でございます。義務として契約数量を安定的に供給しなければならないといふことでございまして、全体が不足しているときにも、また余っているときにも、基本的に自前で供給を行つていくことが基本でございます。

こういうことでござりますので、私ども、今回の契約取引制度に当たりましては、まず、生産者の方に、契約取引のほかに市場出荷をするという分を含めて、余裕を持った生産出荷計画を策定していました。

それで、全体の野菜が不足するといったときは、まず、自分が市場に出荷する予定のもの、手持ちの玉というんでしようか、これを契約取引の出荷に充てしていくだけ。それでも不足する場合には市場等から購入するといった対応を順次行つていただくということをこの制度の骨格にしてい

るところでございます。

そして、市場等から購入する場合の交付金の交付に当たっては、まず、基金におきまして、その生産者が加入時に提出された市場出荷、契約取引の出荷に充てしていくだけ。それでも不足する場合には市場等から購入するといった対応を順次行つていただくということをこの制度の骨格にしてい

るところでございます。

そこで、災害、被災を受け野菜の生産量が減少する、契約履行不能という事態になります。あるいは、市場流通量が減りますと、契約数量を意図的に他へ回して不足したケースとかが考えられるわけであります。この契約と履行の確認、これはだれがどのようにやるんですか。

○須賀田政府参考人 私ども、今回の契約取引制度というものを創設するに当たりまして、先生今言われたような、モラルハザードというものをいかに防止していくかということが一番重要なことだらうというふうに思つておるわけでございます。

○堀込委員 どうもこれは現場できちんとした対応が必要だと思いますので、この法律というよりは施行令やいろいろ書かれてることをさらにちゃんとして、不正のないような体制づくりが必要だと思います。

時間がありませんので、大規模生産者の加入問

題でございます。  
面積的なまとまりが必要だということで、今度新しくこの基金への大規模生産者の加入を認めるという法案になつております。これは面積だけの判定なのか。つまり、實際産地には、半分生産をしながら半分トラックで野菜を集めるというような業者もいるでしょうし、こういうものをどう排除するか。あるいは、本当に大規模生産者が契約書や出荷計画や出荷伝票や精算書などのデータをちゃんとできるという体制にあるかどうか、こういうチェックも必要だらうと思うし、過去の出荷実績なんかも必要なんだらうと思うに思いますが。

この面積要件以外の判断基準、ちょっと時間がありませんから、簡潔にお願いします。  
○須賀田政府参考人 私ども、この大規模生産者、まとまつたロットの出荷が求められていると、いうことで、指定産地で指定野菜を十ヶタール以上、施設野菜にありますてはおおむね四ヶタール以上という要件を課しているところでございます。

ふうに強く信じております。

そういう意味で、農業の問題も、食料の安全保障の問題というのは非常に重要な問題でありますし、先ほど申し上げたように、工業と農業は同列で議論できない問題であるという認識はしておりますけれども、しかし、構造改革への努力をしっかりとして、こうした日本の国の全体としての枠組みの中にうまくはめていく努力をしていかなければならぬというふうに思います。

細かいことは結構ですので、大臣の野菜の構造改革、足腰の強い、育成すべき農業経営に対する施策の集中だとか、あるいは流通、消費に対しての施策だとか、そういうことに対して本当に決意を持って臨むということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○武部国務大臣 今後、ASEANを中心に自由貿易というものが拡大していくことには結構なことだと私は思いますが、しかし、農業の分野は、委員御指摘のとおり他の産業と違いますし、やはり農業の多面的な機能でありますとか食料の安全保障というような観点から多様な農業の共生というこの共通の認識というものを醸成していくためにも、積極的に外交ルートを通じてそれぞれの事情、実態というものをお互いに理解し合うという努力が必要でありますし、それぞれセンシティブな問題はありますとも、我が国の国益というものを背景にいたしまして、積極的な二国間の交渉というものは進めていかなければならぬ、かようにも思います。

そういう意味でも、国内の野菜におきましても、しつかりした、消費者にとって安全で安心な、そして新鮮でおいしい、そういうブランド日本、私どもこう申し上げているわけであります。が、そういった食と農の一環政策というものをしっかりと確立していくことが大事でありますし、一般・食と農の再生プランというものを発表させていただいきます。

これは、生産者と消費者との間の顔の見える関係を構築しようということでございまして、生産

と消費の単なる距離を縮めるということだけではなくして、安全で安心なフレンドシステムの確立、また食を支える農の構造改革ということがこの野菜の構造改革を考える上で極めて重要である、こう考へておるわけでございます。

時間の関係で詳しく申し上げませんが、契約取引による流通でありますとか、あるいは生産、流通の効率化でありますとか、通り容器利用等による流通コストの削減等と共に、トレーサビリティの導入ということは非常に大事なことではないか、私はこのように考えているわけでございます。

今回、大規模生産者を野菜価格安定制度への直接加入を認めるということをこの野菜の構造改革を通じて構築してまいりたい、そのためには、この法律の改正につきまして、一日も早く御可決をいたくようにお願い申し上げたい、かように考えておる次第でございます。

○後藤茂委員 具体的に、野菜構造改革について三つの戦略プランが農水省から示されています。それは、一つは、制度の適用要件とか補助金からすべて交付するということになると、非常に不公平が生じるのではないかという問題があるだろう、かようにも思います。

それで、具体的にこの点について二つ聞きたい

と思いますが、一つは、制度の適用要件とか補助金割合とかというのは、基金の恐らく業務方法書に明記されることになつておられるんでしようけれども、市場に出荷される分に対しして合理的な制度適用の限定がなされるのか、どのような限定がなされようとしているのか、そのことについて伺いたいと思っています。

またあわせて、JAなども契約取引に新たに

これまで野菜というのは、御承知のとおり、三

年に一度当たればいい、そういう不安定な、ばく

○須賀田政府参考人 今回の契約取引制度の創設、契約取引には先生言われたようにもろもろの要請があつて、そしてこれは自動的にそういう取引が発生してくる。

最初は、品物が薄くなつて高騰すると農家と農

徐々に徐々に乗り越えながらこういう取引が入つてきているわけでありまして、当初、JAが全面的にリスクを負つておるような構造の中では始めました。そういう中で、今回、契約取引について契約野菜安定供給対策というのがどちらに付いておるか意味あることだ、というふうに思つております。

しかし、一つ、先ほども少し指摘がありましたけれども、制度の使われ方という点につきましては、収量が不足したとき、すなわち、非常に値段いろいろな問題点もあるうと思うのです、先ほど来御議論ありますように。しかし、今申し上げましたような戦略に従つて、ブランド日本農産物を供給する体制ということをこの野菜の構造改革を通じて構築してまいりたい、そのためには、この法律の改正につきまして、一日も早く御可決をいたくようにお願い申し上げたい、かように考えておる次第でございます。

そこで、具体的にこの点について二つ聞きたいと思いますが、一つは、制度の適用要件とか補助金からすべて交付するということになると、非常に不公平が生じるのではないかという問題があるだろう、かようにも思います。

それで、具体的にこの点についてお答えをいただきたいと思っています。

またあわせて、JAなども契約取引に新たに

これまで野菜というのは、御承知のとおり、三

年に一度当たればいい、そういう不安定な、ばく

○須賀田政府参考人 今回の契約取引制度の創設、契約取引には先生言われたようにもろもろの要請があつて、そしてこれは自動的にそういう取引が発生してくる。

最初は、品物が薄くなつて高騰すると農家と農

そこで、やはり一番問題になりますのは、先ほ

ど來出でている、特に不足時に契約数量をどのようにして確保するか。今回、私どもの制度では、まず、あらかじめ余裕を持った生産出荷計画、契約引に出す分とプラスして市場出荷に出す分を含めたような余裕を持った生産出荷計画を策定していただき、ということを基本にしておるわけでございます。

万が一これが不足するといった場合には、まず自分が市場に出荷する予定のものを契約取引の方へ充足する、これをまず第一に考えていただきたいということで、これについては差額の五割を補てんするということにしておるわけでございまします。それでもなお不足するといった場合には、市場等から購入するといった対応を行うということになりました。それでもなお不足するといった場合には、市場に出荷をする、そして一方で、市場等から買いたいと思います。

それで、やはりモラルハザードといつたようなものをどのようにして防ぐかが一番の問題でございまして、先ほど来申し上げておりますように、関係機関の協力を得まして、加入時に提出された計画、それから交付金の交付申請時に提出される実績の審査、それから市場に出荷する予定のものをまず充当したかどうか、それでも不足したものがなされようとしているのか、そのことについて伺いたいと思っています。

それで、やはりモラルハザードといつたようなものをどのようにして防ぐかが一番の問題でございまして、先ほど来申し上げておりますように、

関係機関の協力を得まして、加入時に提出された計画、それから交付金の交付申請時に提出される実績の審査、それから市場に出荷する予定のものをまず充当したかどうか、それでも不足したものがなされたことが明確になつた場合に限つて交付するとしておりますので、その契約取引の内容だと

あります。それで、これから交付金の交付申請時に提出される実績の審査、それから市場に出荷する予定のものをまず充当したかどうか、それでも不足したものがなされたことが明確になつた場合に限つて交付す

るもの、それをどのようにして防ぐかが一番の問題でございまして、先ほど来申し上げておりますように、

関係機関の協力を得まして、加入時に提出された計画、それから交付金の交付申請時に提出される実績の審査、それから市場に出荷する予定のものをまず充当したかどうか、それでも不足したものがなされたことが明確になつた場合に限つて交付す

ていきたいというふうに思つておりますが、まづ、不足が生じた場合には、手持ちの玉はともかく契約取引の方へ、出荷に充足していただきたい。それを要件にして、それでも足りない場合に、市場からの購入、それに対する支援というふうなことを考えて、いきたいと思うわけでございます。

ただ、手持ちの玉の一部が市場に出てしまつて、手持ち玉を持たない人には、玉がある場合には適用されないということになる

と、手持ち玉を持たない人がいるといつぱいに長期契約をした人と、余裕を持って手を持つているとの間に今度は非常に大きな落差が出ると、制度がやはりきちんとしているということが肝心だというふうに思います。

次に、野菜産地からの少し要望みたいな話になりますけれども、野菜産地というのは、どうしても連作をいたします。連作をするにやつて、いかなといふ、こういう助成制度というのは、制度がやはりきちんとしているということを思ひます。ですから、その辺も含めてやはり丁寧にやつていかないと、こういう助成制度といふは、制度がやはりきちんとしているといふに思ひます。

それで、本当に営農支援をしていくと、野菜茶業研究所など、あるいは各地の、例えば九州の農業試験場だとか、長野の野菜花き試験場だとか、なかなかいい業績を上げている試験場があるわけであります。

であれば、独立行政法人に、野菜茶業研究所だとか、あるいは各地の、例えれば九州の農業試験場だとか、長野の野菜花き試験場だとか、なかなかいい業績を上げている試験場があるわけであります。

けれども、こうしたところを使つた病気の徹底的な明確と、土壤改良や抵抗性を持つ品種の導入などを、総合防除方法の開発だとか、そうしたことに対する的確な対応を図つていく必要があります。それを要件にして、それでも足りない場合には、市場からの購入、それに対する支援というふうなことを考えて、いきたいと思うわけでございます。

○後藤(茂)委員 制度をつくるときは両面あると

思います。もし本当に市場出荷をしている手持ち玉がある場合には適用されないということになる

と、ゲベイン病は大変に大きな病気でございまして、レタスの产地には壊滅的な打撃を与える、非常に深刻な状態も出ているというようなことはよく承知をしております。そういうことから、国といたしましても、緊急に平成十二年度から、関係県と

協力いたしまして、その防除技術に關しますプロ

ジェクトを実施しているところでございます。

その中で、レタスの根腐れ病につきましては、

独立行政法人九州沖縄農業研究センターにおきま

して、その病気の原因でありますフザリウム菌が

農地にどのように分布しているか等、農地の汚染

県の野菜花き試験場におきまして、一部の病原菌

に対します抵抗のある非常にいい品種の開発とい

うことを行つてきています。

また一方、ゲベイン病につきましては、種

苗等を対象といたしまして、ウイルスの感染の有

無につきます診断法の開発であるとか、あるいは土壤蒸煮剤や太陽熱を利用した土壤消毒技術の

開発を行つて一定の成果を上げているところでござります。

○後藤(茂)委員 確かに、根腐れ病については、

十三年度において、抵抗性を持つ品種の選定とが

非常に大きく進んでおりまして、産地としてもそ

の普及ということに努めてまいりたいといふ

うに考えております。

○後藤(茂)委員 確かに、根腐れ病について

は、非常にいろいろな病気が確認され

ているわけであります。こうした病気に對して適切な対応をしていかないと、生産者の意欲が非常落ちる、あるいは不安から後継者がきちんと出てこないというような、産地にとって非常に大きな影を落とすことになります。

それで、本当に営農支援をしていくと、野菜茶業研究所だと、あるいは各地の、例えれば九州の農業試験場だとか、長野の野菜花き試験場だとか、なかなかいい業績を上げている試験場があるわけであります。

むことになつておりますので、これは営農を支援するためにはどうしても必要なことがあります。これは別にレタスに限りません。ぜひ、しっかりと対応をしていただきたいというふうに思つておられます。この問題について

それからもう一つは、施設野菜について、施設野菜の場合、施設の設置コストというのが非常に大きいわけで、これが生産コストの引き上げにつながつて規模の拡大がなかなかできないと

いう問題があります。十二年度にせつかり低コスト耐候性ハウスというのを開発したわけであります。

それから、今回の法律にちょっと戻りますけれ

ども、農林水産大臣が作成することになつて

いるのであります。私はそのように財政の問題を理解しておりますので、しっかりと検討していただきました。

○後藤(茂)委員 やはり構造改革をしようとして

いるのであります。今いろいろな分野でも、戦略に従つた個人企業や個人経営に対する委託事業

だとその補助金というのも、実を言うと、今構

造改革の戦略に乗つたものについては各分野でやつておりますので、もしこれがそれだけの戦略

性があるということであれば、金がないという理

由だけで対応するというのはおかしなこと

ではありません。私はそのように財政の問題を理解

しておりますので、しっかりと検討していただきました。

○後藤(茂)委員 やはり構造改革をしようとして

いるのであります。財政だと補助金の使い方に造詣の深い先生に御理解をいただ

きました。この問題について

いふうに思つておられます。この問題について

を、共同利用性を緩めるというのはなかなか難しい点があるということについては、財政だと補助金の使い方に造詣の深い先生に御理解をいただ

きたいというふうに思つておられるところでございます。

○後藤(茂)委員 やはり構造改革をしようとして

いるのであります。今いろいろな分野でも、戦

略に従つた個人企業や個人経営に対する委託事業

だとその補助金というのも、実を言うと、今構

造改革の戦略に乗つたものについては各分野で

やつておりますので、もしこれがそれだけの戦略

性があるということであれば、金がないという理

由だけで対応するというのはおかしなこと

ではありません。私はそのように財政の問題を理解

しておりますので、しっかりと検討していただきました。

○後藤(茂)委員 やはり構造改革をしようとして

いるのであります。財政だと補助金の使い方に造詣の深い先生に御理解をいただ

きました。この問題について

いふうに思つておられます。この問題について

ガイドラインをどう機能させるかということについても、これは非常に難しい問題があるだろうと思ふうに思いますので、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○武部国務大臣 野菜は気象条件の影響を受けやすく、作柄や価格の変動が著しい一方で、消費者への安定供給が求められています。したがつづいて行なうことが基本である、かように考えています。このような計画的な生産、出荷への取り組みは、生産、出荷を行う者がみずから判断に基づいて行なうことが重要であるわけであります。このような計画的な生産、出荷への取り組みは、生産、出荷を行う者がみずから判断に基づいて行なうことが基本である、かのように考えています。

このような中で、国は、おおむね五年後を目標とした指定野菜の需要及び供給の見通しを策定しまして、指定産地の育成等の中長期的な枠組みを示すとともに、毎年度の需給ガイドラインを策定しまして、生産者に作付段階の指標となる情報提供を行うことにしておられます。これを受けまして、生産出荷団体が主体となつて産地の生産動向等を検討した上で、全国的な調整を図りつつ、リレー出荷も含め計画的な生産出荷を自主的に取り組むことを通じて、野菜の需給と価格の安定を図つていただきたい、かように考えておられるわけでございます。

○後藤(茂)委員 流通、小売のことについても一言申し上げたいと思うのですけれども、スーパー等で厳しい規格に合うものだけがそろえられる。そのことによって、大きさがまちまちで、ごつごつしたトマトだと曲がったキュウリだとか、そういうものの見かけないわけあります。形のそろつた割高の商品を消費者は買わされているということだと思います。

また、棚の欠品を認めない仕組みが流通にかかる大きなむだを生じせしめていると思います。ラベルの虚偽表示も、事の起りこりは欠品のペナルティーが余りに大きいからだという指摘は、いろいろなところでされているところだと思います。

これは、基本的なこととして申し上げれば、消

費者が結果として高いものを買わされているといふことであります。これは、決して消費者の望んでいることではありませんし、消費者が望んでいないことは、結局は大規模小売や流通のためにもならないことがあります。最近では、スーパーのはら売りなど、あるいは都会では、その日その日、市場で安くいいものがあつたら仕入れてきてそれを売るという青果店が大繁盛したりしております。もちろん、こうしたことがきちんと合理的に変わついくためには、消費者の意識改革ももちろん大切なことだというふうに思います。

そこで、食品流通のトータルとしての合理性についてどういうふうに考えて、今後どういうふうに対応していくかれるか。先ほども少し答弁をいたしましたけれども、大臣にその基本的な考え方について伺いたいと思います。

○武部国務大臣 我が国の食品の流通が十分消費者の期待にこたえて機能していくためには、やはり流通コストの削減等による効率化あるいは多様な消費者、実需者のニーズに対応した流通機能の高度化などを図ることが重要である、こう考えております。

こうした考え方のとおり、農林水産省においては、卸売市場の整備や野菜の出荷規格の簡素化、ばら流通、ばら販売の促進、こうした流通の効率化を図るとともに、新鮮で安全な食品を供給するためのコールドチェーンシステムの整備、また、ITを活用した生産者と消費者を結ぶ情報システムの整備、先ほど申し上げました、顔の見える関係の構築、農場から食卓へのトレーサビリティー等による流通機能の高度化を促進してまいりました、こう考えておるわけでございます。

こうした取り組みを通じて、消費者の幅広い期待にこたえることができるよう、今後とも我が国での食品流通の合理化、機能の高度化に取り組んでまいりたい、かように考えておるところでございます。

○後藤(茂)委員 私は、一言つけ加えたいのは、

消費者が結果として高いものを買わされていることであります。これは、決して消費者の望んでいることではありませんし、消費者が望んでいないことは、結局は大規模小売や流通のためにもならないことがあります。最近では、スーパーのはら売りなど、あるいは都会では、その日その日、市場で安くいいものがあつたら仕入れてきてそれを売るという青果店が大繁盛したりしております。もちろん、こうしたことがきちんと合理的に変わついくためには、消費者の意識改革ももちろん大切なことだというふうに思います。

そこで、食品流通のトータルとしての合理性についてどういうふうに考えて、今後どういうふうに対応していくかれるか。先ほども少し答弁をいたしましたけれども、大臣にその基本的な考え方について伺いたいと思います。

○武部国務大臣 我が国の食品の流通が十分消費者の期待にこたえて機能していくためには、やはり流通コストの削減等による効率化あるいは多様な消費者、実需者のニーズに対応した流通機能の高度化などを図ることが重要である、こう考えております。

こうした考え方のとおり、農林水産省においては、卸売市場の整備や野菜の出荷規格の簡素化、ばら流通、ばら販売の促進、こうした流通の効率化を図るとともに、新鮮で安全な食品を供給するためのコールドチェーンシステムの整備、また、ITを活用した生産者と消費者を結ぶ情報システムの整備、先ほど申し上げました、顔の見える関係の構築、農場から食卓へのトレーサビリティー等による流通機能の高度化を促進してまいりました、こう考えておるわけでございます。

○武部国務大臣 JAS法に基づく食品の品質表示は、消費者の適切な選択に資するためのものであります。消費者と生産者を結ぶ信頼のきずなである、こういうことで出発したのでありますけれども、食に対する消費者の信頼を裏切るような悪質な行為が続発しているということにかんがみまして、直ちに立入検査を実施し、事案が解明になります。

原産地の虚偽表示等が続発する状況に対処いた

しますために、現在、公表の弾力化や罰則の強化等を内容とするJAS法の改正を検討していると

ハードの面だけではないと思いますし、例えば食品安全検査の体制という問題だけではなくて、例えは、JAS法の改定を実施するとか、あるいは、規制をつくるとか助成の仕組みをつくるということではなくて、きちんとしない、かように考えておる次第でございます。

○後藤(茂)委員 時間がなくなつたので、質問は今日は見送りにしたいと思いますが、経営所得安

定対策、昨年の八月三十日に研究会の議論を踏まえて農水省が一つの方針を出しておられます。この中で、三年間の間に、具体的な制度の仕組みとしての保険方式を基本に、積み立て方式も含めて検討するだとか、農業者の意向の把握や、制度の具體的な設計に必要なデータ、情報の収集、分析のための調査を実施するとかいうふうに決まっておられます。

また改めて伺いたいと思いますけれども、一体どんな調査をやつておられるのか、どういう制度設計を目指して調査をやつておられるのか。一年というの

はすぐ来てしまします。二年来たときに、調査はしてみたが、戦略的な調査でなければまた制度をきちんとつくることができない。

この一年間というのは、単にデータを集める期間ではなくて、きちんとした制度をまとめ上げるための二年間であるというふうに認識しておりますので、ぜひその問題について、BSEの問題だけ食品の安全の問題だと、さまざま課題を抱える農水省ではあると思いますが、しっかりとその点についてもきつちりとした日程をつくって、この問題について対応していただきたい、強く要望しておきたいと思います。

○鉢呂委員長 これにて後藤茂之君の質疑は終了いたしました。

次に、山田正彦君。

○山田(正)委員 自由党の山田正彦です。

大臣にお聞きしたいと思うのですが、今、野菜

の価格は低迷しております。ちょっと調べてみると、平成十年の四月、十一年の四月、十二年の四月からしますと約半分近くまで落ち込んでいるんじゃないかな。ことですね。そうすると、これだけ野菜の価格が落ち込んできたということは、大臣、どこにその理由、原因があると思われますか。

○武部國務大臣 輸入の問題もありましょうし、景気の低迷ということもありましょうし、BSEの問題に関連して消費者マインドが落ち込んでいるといいますか、そういう状況もありましょうし、さまざまある問題ではないか、こう思っています。また同時に、その背景といたしましては、やはり最近、主産地での生育が非常に早かつた、出回り量が多い、そういうことも影響している、かよう思つてございます。

○山田(正)委員 今、大臣言わましたが、一番大きいのは輸入にその原因があるんじゃないかな、そう考えてよろしいでしょうか。

○武部國務大臣 それも重要な要素だろう、かように思います。

○山田(正)委員 平成三年から平成十二年、約十年間で、自給率九〇%が八二%に約一〇ポイント下がった。輸入量を調べてみると、百十万吨から二百二十四万トンと倍以上に上がってきている。これがやはり、野菜価格の低迷、野菜農家が本当に今大変な状況に陥っていることの大きな原因じゃないか、そう思われるのですが、それに対して大臣はどういう措置をとるべきであるとお考えなのか。

○武部國務大臣 一つは、秩序ある輸入ですね。農産物、野菜等の輸入をどう確保するかということだと思います。

さような意味で、ネギ等三品目について日中農産物貿易協議会が設置されまして、ここで、需要ありますとか、面積でありますとか、価格でありますとか、そういうことについて、協議を通じてお互いに共通の認識というものが醸成され

つあることから、中国からの輸入量につきましても、最近は対前年比相当水準で減つてているということが言えるわけでございます。同時に、国内対策ということにつきましても、先ほど来御議論がありますように、野菜の構造改革というものを急いでいかなければいけない意味でもぜひ、一日も早い法案の成立をお願いしたい、かように考えております。そのための今回の法改正の提案でございまして、さよう

○山田(正)委員 おつしやつたように、暫定セーフガードをやつたけれども、本格的なセーフガードの発動にまでは至らなかつた。ネギ、生シイタケ、畳表ですね。

○山田(正)委員 その中で、平成九年から十三年までの間に、中國からの輸入が四・二倍、韓国から十・七倍、韓国からもかなり急速な輸入の増加があつて、それがいつからすれば、今回のセーフガードはまず暫定、本格的なセーフガードの措置の発動に至らなかつた、それも含めて、輸入に対するセーフガード、急激な輸入に対して、当然、国内に対し

て重大な影響その他を農家が受けているのは現実である。そう大臣も考えられるのか、考えられないのか、そして、それに對してセーフガードの措置をどう考えるか、ひとつ大臣にお聞きしたい。

○武部國務大臣 私は、非常に大きな影響を受けている、こういう認識をいたしております。

○山田(正)委員 同時に、でありますだけに、日中農産物貿易協議会というものを通じて、先ほど申し上げました

ような共通の認識の醸成というものが、中国側にとりましても一方的な輸入が決して利益に合致しないというふうなことから、日中合意後の輸入量は、ネギが九千二百二十五トン、生シイタケが一万一千九百三十一トン、畳表が九千四百七十五トントでありまして、対前年比はそれぞれ七〇%、六五%、七四%と減少傾向にある、かように考えております。

今後、野菜の構造改革を強力に推進いたしまして、国内の生産体制というものを、あるいは特に

流通の面においても、思い切った構造改革を進めることによって、国内の生産の自給率あるいは国内の生産、流通の合理化ということを強力に進めまいたい、このように考へておるわけでござります。

○山田(正)委員 輸入によって重大な影響を受けていることは、大臣、お認めであったとしても、七割から六割ぐらいに前年比輸入がとどまつて、いるから協議会でいいんだというような言い方にも聞こえましたが、これは、昨年度、いわゆる輸入がふえたときに比べてであつて、いわゆる農家が本当に悲鳴を上げた平成九年、平成十年の急増時からすれば、平成九年から比較すれば、それこそ何倍かのことしも輸入がかかつて、いるわけですから、それは農家にとって大変なことなんですが、そういう重大な影響を受けているという認識がありながら、なぜセーフガードの本格的発動ができなかつたのか。

○武部國務大臣 セーフガードの本格発動か、あるいは話し合いで解決するかとの選択があつたわけでありますけれども、私どもは、日中両国の首脳が話し合い決着で、そういう方針を明らかにしていましたので、その話し合いが解消に向けて日中の農産物貿易協議会というものを設置することで決着を見たわけでございます。

これは、輸入の増加によりまして国内の農林水産業に影響を及ぼすということについては、ネギ等三品目だけございませんで、野菜の六品目を含めまして十五品目を監視対象品目としているわけございます。

セーフガード暫定措置を発動したネギ等三品目については、今申し上げましたような日中閣僚協議において、日中農産物貿易協議会の開催について合意をしたわけでございまして、ここで両国の生産者、輸入業者及び政府関係者が参加して協議を行つてあるわけでございます。

その結果、双方の理解が深まって、先ほど申し上げましたわけですが、これは、全体を考慮して、なかなか対抗措置がないというところから、大臣、心置きなくその輸入に対する重大な影響に対しても、対応できるようになつたのではないか

上げましたように、最近は輸入の水準が非常に落ちついているといいますか、下がつて、いるわけでございまして、今後、中国からの輸入が急増し、国内産業へ影響を及ぼす場合には、このような協議の場等において問題点を提起して協議を実施していく、そういうことが私は現実的ではないか。しかも三品目以外の問題についても、タマネギ等についても既に問題提起をさせていただいています。

○山田(正)委員 輸入によって重大な影響を受けていることは、大臣、お認めであったとしても、タマネギやねぎとかシイタケ、畳表にしまつて、どちら、セーフガードの発動を暫定措置だけでなぜやめたのか。例えばネギとかシイタケ、畳表にしまつて、なぜセーフガードの発動をさせたのか、なども、七割から六割ぐらいに前年比輸入がとどまつて、いるから協議会でいいんだというような言葉でございますので、そういうことの方がより現実的だと私どもは考へておるわけでございまます。

○山田(正)委員 大臣、時間がないので、質問の答えだけ答えていただければいいのです。

セーフガードを本格的に発動できなかつた、それは本当のところを言うと、いわゆる中国からの対抗措置、自動車の関税等、いわゆる経済産業省の立場、そういうものから押し切られたという事ではなかつたのかどうか、端的にイエスかノーで結構です。

○武部國務大臣 私どもはそのような考へではありませんで、これは全体を考え、なおかつ農産物の秩序ある貿易の確保ということが日中農産物貿易協議会の設置で確保できる、そういう判断でやつたわけでございます。

乱されること、こういうふうになつてゐるわけでござります。

重大な損害は、対中國経過的セーフガードの市場攪乱の判断基準となる実質的な損害と比べまして、より高い損害の水準を意味すると考えられてゐるのであります。市場の攪乱がどの程度の損害水準なのかという解釈については国際的に確立していなといふことでござります。

したがつて、損害の認定はケース・バイ・ケーで行わざるを得ないということから、対中國経過的セーフガードがどの程度発動しやすいかということについて比較することは困難ではないか、こう思ひます。

いずれにいたしましても、私どもこういつた中國に対する差別的な経過的セーフガードの発動に至らないように、諸般の対策をしつかりやつていかなきやならないといふことでござります。

○山田(正)委員 いわゆる対中國の経過的セーフガード、これはちょっと今大臣も話されたようだけれども、一般セーフガードは、いわゆる国内産業に重大な損害を受けた場合、その重大な損害またはそのおそれ、それがどうかというところでかなりいろいろ問題もあつたようですが、今回は單なる攪乱またはそのおそれ、実質的な損害となつたら、今現に中国から輸入されているいろいろな野菜があります。

例えばゴボウあるいはショウガ、こういつたものについては既に前年比一〇〇%を超えていて、大臣、よくその辺の数字も御承知だと思うのですが、その中で、当然ゴボウ農家もいろいろな大変な目に今遭つてゐる。事実的にいわゆる経過的セーフガードにおける市場の攪乱またはそのおそれがある、これはそう言えるのじやないのか。例えば、具体的にショウガあるいはゴボウにおいてはどう思われるか、大臣。

○武部国務大臣 ゴボウは対前年同期比一〇九%

ということでございまして、これがいわば市場攪乱といふ状況に当たるのかどうかということです。

えは、私はこれが市場攪乱といふには当たらぬのではないかという感じがいたしますけれども、いづれにいたしましても、やはり国内の対策をしつかりやる。

そして同時に、この日中農産物貿易協議会といふのはネギ等三品目だけじゃありませんので、他の分野についてもいろいろ情報交換できる、そういう場でありますので、タマネギについてはもう既に問題提起をしているわけでござりますので、この場における日中双方における情報交換を通じて共通の認識を醸成していくことによって輸入秩序といふものをしつかり確保していくたい、このように考へておられるわけでござります。

○山田(正)委員 いわゆるゴボウ、ショウガにおいては市場攪乱要因とは見ない、攪乱されていないという御返事なのか。そうであつたらそれでよろしい。ただし、里芋は前年比二三三%の増、これも今市場攪乱要因ではないのかどうか、中国からの輸入で、明確にお答え願いたい。

○武部国務大臣 先ほども申し上げましたように、市場攪乱要因といふ状況をどう見るかといふことについては、国際的な定見といふのはまだ定まつておりますません。したがいまして、そういう問題については、私どもは、日中双方の協議の場でいろいろ議論をして進めていくというのが適切ではないか、このように考へておられるわけでござります。

○山田(正)委員 国際的にその定義が定まつてないからどうだ、確定的なものがないからどうか、そんなどかなことを大臣が言つてもらつては困る。これは、日本の国内事情、日本の農家にそれがによつて害がかかるかどうか、いわゆる市場の攪乱要因になつているかどうか、そこだけの判断なんだから。

それを、国際的にそういうものがどこまでどうなつてゐるか確定されていないそれはまさに、今現在、この四月一日から施行されたばかりだか

ら、そこは大臣の政治的判断でやるべきことでござります。

あつて、それをとやかく言つるのはおかしいんじやないかといふことが指摘です。

それともう一つ。これまでセーフガードというものは、ことしになつてからも各国がいろいろな形

で、食用油とか鉄鋼とか、あるいはセラミックタイルとか錆音用生テープとか、どんどんセーフガードの適用をやつてきてる。日本としても、さつき言つたように、野菜の構造改革対策の推進、これを言つておられるけれども、本当に野菜の構造改革推進ができる、輸入の野菜に対抗でき、自給率が上がるとは私には思えない。

そうすれば、大臣は、このセーフガードの適用を弾力的に、そして何としても、今本当に、昨年、一昨年から比べて半値ぐらいまで下がつてしまつてはいる野菜農家を、緊急に何とかその対応を考えるならば、やはり中国への経過的セーフガードの措置、これは必要なんじやないのかどうか。どうか大臣、お答え願いたい。

○武部国務大臣 これは農林水産大臣だけで決められることではございませんが、私どもいたしましては、やはり野菜の構造政策というものを生産面あるいは流通面で、まず今般、法改正に基づいてしつかり対応していくことと同時に、

日本農家の守るために諸般の対策をしつかり構築していくこととに全力を擧げることが私の責任であることは流通面で、まず今般、法改正に基づいてしつかり対応していくことと同時に、

○山田(正)委員 今そうおっしゃいましたが、大臣、お答えになつたように、里芋に関してはことしになつて既に二三三%の前年比増、これについて一度注視させたい、調べさせたい、このように思ひます。

○山田(正)委員 今そうおっしゃいましたが、大臣、お答えになつたように、里芋に関してはことしになつて既に二三三%の前年比増、これについては少なくとも市場攪乱は客観的に見てされてゐる。あつたら、直ちに調査してやっていただきたい。

ただ、このセーフガードなんですが、アメリカの場合、あるいはほかの国の場合であつたら、生産者、生産農家、そういったところが、例えば中國からの輸入のもので大打撃を受けてきた、そういった場合に、生産者が対中國のセーフガードを適用してくれといふ申し立てをすれば、自動的に政府はその調査をして、結論を出さなきゃいけない。

いか、こういうふうに思つております。

○山田(正)委員

大臣、私の時間は終了したのですが、こういう野菜の構造改善対策の云々などよりも、本当に大事なのは、中国の野菜ながら中国の野菜に対しても直ちに経過的セーフガード、対抗措置なくできるようになつたんだから、市場擾乱のおそれだけで。

だから、大臣、こんな満遍のいろいろな対策を、いろいろなことをがちやがちやするよりも、はるかに、中国にはなぜこういう経過的セーフガードができたかというと、中国のあの安い労働力と、そして日本のODA予算のいろいろなもの援助もあるのでしょうか、そういうものでまたも対抗できないから、向こう十二年間、中国に対しても何百%でも関税をかけてもいいよ。十二年間だけ、経過的セーフガードですから。

大臣、ぜひこの対策、これは果敢に、本当に大臣が大臣をやめず農家のことを考えてやるんだつたら、ひとつ真剣に取り組んでいただきたい、そう述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○鉢呂委員長　これにて山田正彦君の質疑は終了いたしました。

次に、岩崎忠夫君。

○岩崎委員　自由民主党の岩崎忠夫でございます。

野菜生産出荷安定法の一部改正案について質問をいたしたいと思いますが、大臣が途中で退席されたとのことでありますので、大臣の質問から、かつ簡潔にお願い申し上げたいと思います。

まず最初に、米国産リンゴの火傷病に係る日米協議の状況についてお伺いしたいと思います。本年三月一日、米国は、米国産リンゴ生果実の火傷病に係る我が国の植物検疫措置は、WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定に反するとして、ガット二十三条による二国間協議を要請いたしました。四月十八日、米国との二国間協議が

ジユネーブのWTO本部において開かれました

が、協議は合意には至らなかつたと伺つておるわ

けであります。

そこで、協議の状況及び今後の展開について、

ますお伺いしたいと思います。

○須賀田政府参考人　先生言われましたように、

づくアメリカとの二国間協議が行われました。

協議の具体的な内容は、WTO協定上秘密とされ

ておりまして、言及できないわけでございますけれども、協議においては、双方の見解が表明され

て議論が行われたものの合意には至らなかつたと

いうことでございます。

今後、本件については、二国間協議を継続する

のか、あるいはWTOの紛争処理パネルの設置を

要請するかということになろうかと思ひますけれども、いずれにしても、申し立て国、アメリカでございますけれども、アメリカ側が判断すること

でございまして、我が方としては、我が国の立場をきちんと今後とも主張していくかといふ

に考へておるところでございます。

○岩崎委員　火傷病につきましては、地球上で今なお未発生国は、中国、韓国、日本それにオーストラリアなど、大変一部に限られた地域になつてゐるわけでありまして、現在確固たる防除対策がないわけではありません。一たん侵入を許せば、リンゴだけに打撃を与えるものと果樹栽培農家は大変心配をいたしております。

アーティカリは、早ければ五月早々にもパネル設置の要請ができることになります。予想されるパネルの場において、日本のとつている侵入防止措置は、リンゴ生果実に火傷病が寄生する可能性があるため十分な科学的根拠がある旨をしっかりと説明していただきたいとお願いするものであります。

この際、我が国果樹栽培農家の気持ちを体し、

何が何でも火傷病は我が国には入れない、そのた

めにパネルでは徹底的に頑張るという大臣の不退転の強い決意をお伺いしたいと思います。

○武部国務大臣　米国が紛争パネルの設置を要請するか否かがわからない段階ではありますが、我が国としては、我が国の植物検疫措置は、科学的根拠に基づく病害虫に関するリスク解析を実施し

た上で講じられてるわけでございます。WTO

協定と整合的である、かように考へておるところ

でございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘のとおり、火傷病は我が国は未発生国でありまして、万が一にも我が国に侵入した場合には農業生産に重大な被害を及ぼすそれがあることは言うまでもございません。先生御指摘のような考え方で、そ

の侵入を防止するために万全を期してまいりた

い、かように申し上げまして、私の決意といたし

ます。

○岩崎委員　大臣の決意、しかと承りました。よろしくお願い申し上げます。

そこで、今後の日中の野菜貿易についてであります。

○岩崎委員　火傷病につきましては、昨年四月からネギ等三品目について暫定セーフガード措置が発動されました。昨年十二月の日中閣僚級協議におきまして、一般セーフガードの本格発動が見送られる一方で、日中農産物貿易協議会を設置して、秩序ある貿易を促進されたところであります。その後、二回の同協議会の会合が持たれました。

また、昨年十二月には、中国のWTO加盟が実現し、同時に定められました加入議定書においては、中国のWTO加盟後十二年間適用される対中國経過的セーフガードが規定されました。この対立し、また、関税率法等の一部改正案が今国会で成

立し、また、对中国経過的セーフガードの措置の運用についてのガイドラインも作成されたところ

であります。

そこで、副大臣にお伺いします。

今後の日中の秩序ある農産物貿易の促進についてどのように考へておられるのか、また今後、再度輸入急増があつた場合、どう取り組もうとされているのか、お伺いをいたします。

○遠藤副大臣　大臣が中途退席しましたので、私からお答えさせていただきます。

去年の十二月二十一日にセーフガード問題に

てお答えさせたわけですが、その折に、

三品目とは別途に農産物の貿易協議会を行つとうことで合意をしたわけであります。

我が国としては、今後、日中間の貿易紛争を未然防止するため、あるいは安定的な貿易関係を持続し発展させるためにも、隨時関係者が協議、意見交換を行うということにしております。このため、先般、野間副大臣が訪中された際にも中国側の関係者と意見交換を行いました。

そこで今後は、外交上のルートを通して、いつど

のようにしてやるかということを詰めてまいりた

い、このよう思つております。

また、野菜が再度輸入急増したというような場合にはどうするかということですが、一月以降は、御存じのとおり、多少輸入は減少傾向にあるかも。ただ、今申し上げましたような貿易協議会の場を通して安定した関係というものを確立したい。先方も、急増が決して価格の面でも自国の利益にはならないということをようやくわかりかけてきておるよう受けとめております。

○岩崎委員　続きまして、今回の法改正の趣旨、ねらいについてお伺いをしたいと思います。大分順不同になりましたが、申しわけございません。

言うまでもなく、今回の法改正の契機になりま

したのは、近年における中国からの生鮮野菜の輸入急増の事態でございます。また、ネギ等三品目についての暫定セーフガードを発動した状況下における真摯な議論の結果であります。

政府・与党の議論の中で、消費者等が輸入野菜

を求めるのは、単に低価格ということでなく、運用についてのガイドラインも作成されたところ

であります。

定時、定量、定質、定価といつた外食業者、量販

店等のニーズに国内野菜が十分にこたえていない、そういうことにもあることが明らかになります。した。我が国野菜農業が今後生き残っていくためには、中国などとの国際競争に対応できる強い产业基地をつくることが基本でありますし、また、消費者、実需者に国産野菜を選んでもらえるような产地をつくることが第一であります。

そこで、まず、今回の法改正の趣旨、ねらいについて遠藤副大臣にお尋ねをいたします。

○遠藤副大臣 今さら申し上げるまでもなく、野菜というのは、国民生活あるいは農業生産にとても重要な役割を占めておるわけであります。た

だ、季節的な、気候的なさまざまな条件から非常に価格が乱高下しやすいという特質を持っているわけです。そういう意味でも、今回の野菜生産出荷安定期等により、急激に下落したときの価格補てんといふようなものを確保しなきやならぬ。また、輸入急増に対応するために、いわゆる高コスト構造、あるいは消費者への理解というものをさらに一段と深めるためにこののような法律を用意させていただいて、そして大臣が常々申し上げているように、より生産者と消費者の距離感というか、顔の見える形にしていきたいというのがこの法律をお願いしておる趣旨でございます。

○岩崎委員 今回の法改正が、中国との国際競争

にも対応できるような本当に強い产业基地をつくることに寄与しますように適切な運営をしますように心から期待をいたしたいと思います。

我が国農業におきまして、野菜の産出額は二兆円余りで、全体の二三%を占め、野菜は、畜産、米と並んで大変重要な地位を占めております。野菜は豊かな食生活に不可欠なものであります。野菜の自給率は将来どの程度確保すべきものと考えておられるのでしょうか。また、我が国農業においておきます野菜のウエートからいきましても、

近年の野菜輸入の増加を受けまして、自給率は平成十一年で八二%と年々低下傾向にあります。そこで、お伺いいたします。

野菜の自給率は将来どの程度確保すべきものと考えておられるのでしょうか。また、我が国農業においておきます野菜のウエートからいきましても、

菜対策に対する予算措置は現状では十分なものではありません。平成十四年の予算においても、野菜の構造改革に必要な予算として総額三百十一億円を計上されました。農水省予算三兆二千億からしても大変微々たるものであります。

この際、野菜の生産、流通両面にわたりまして抜本的な構造改革を強力に進めることにしまして、中国などとの国際競争力に対応できる強い产业基地をつくるために野菜対策予算の抜本的な充実を図る必要があると思いますが、副大臣のお考えを伺いたいと思います。

○遠藤副大臣 まず、自給率については、平成十二年までに八七%の水準に戻したいと考えておりますが、これはもう平成七年前の水準ですか、相当厳しいと思います。したがいまして、委員御指摘のような構造改革に対する支援措置としての予算というのが絶対的な要件となるうかどちら、相当厳しいと思います。

今後とも、諸先生方の御理解と御支援をいただきながら、所要の予算が確保されるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

○岩崎委員 昨年から比べたら大変な増加だということになりますが、とにかく絶対量が足りないわけでありますから、本当に全国の野菜農家が期待しているような十分な予算がついて、本当にこれで足腰が強くなれる、ぜひともこういったような産地形成に努めていただきたいとよろしくお願ひ申し上げる次第であります。

次に、相次ぐ食品の虚偽表示事件についてお尋ねをしたいと思います。

野菜の消費拡大には、野菜に対する消費者の信赖確保が欠かせないものであります。ところが、雪印食品の牛肉表示偽装事件に端を発しました食品の虚偽表示事件は次から次へと出ているのであります。消費者の食品行政に寄せます信頼を著しく低下させているのです。

平成十一年のJAS法改正により、一般消費者

でおられます。虚偽表示に対する公表や罰則の強化など、消費者の信頼回復に向かって実効あります。それとともに、もう虚偽表示なんらかのやり方も、考えられないような手法を用いているわけあります。JAS法そのものも、学者の話によれば、性善説に立つたものである、この話などでございますから、もう虚偽表示なんらかの何をか言わんやと考えておりますし、そのやり方でも、考えられないような手法を用いているわけあります。

○遠藤副大臣 委員おっしゃるとおり、この虚偽表示というのは本当に遺憾なことであり、また、そのやり方も、考えられないような手法を用いているわけあります。JAS法そのものも、学者の話によれば、性善説に立つたものである、この話などでございましたように、懲役刑までお願いをして法改正を提出しようとしているわけですが、まず、流通販売業者そのものが、公表されたらば即倒産または整理だ、こういうふうなことを肝に銘じてもらわなければならぬ、雪印の例がそのいい例ではなかろうか、このように考えております。

○岩崎委員 次に、輸入野菜の安全性についてであります。中国産野菜は、昨年十二月、安全基準を超える残留農薬が検出された旨の報道があつたことを契機として、その安全性に大変な疑問を持たれていたのであります。中国政府は、対日輸出野菜については検査等の安全対策を講じておるとしておりましたが、厚生労働省が本年一月に中国産野菜検査強化月間として、中国産の野菜について輸入届け出ごとに一〇〇%のモニタリング検査を行つたところ、オオバヤブロッコリー、ニラなど九件で

出をされたようなケースにつきましては、モニタリングの実施率を通常よりも高く設定するということで、引き続き強化をやつておるところでございます。

今後とも、輸入時検査の結果やあるいは現地の情報等も踏まえまして、食品衛生法に違反する野菜が輸入されないよう必要な措置を講じてまいります。

今後とも、輸入時検査の結果やあるいは現地の情報等も踏まえまして、食品衛生法に違反する野菜が輸入されないよう必要な措置を講じてまいります。

○岩崎委員 中国産野菜の安全性につきましては、国民が大変心配をしております。今後とも、必要な検査・検疫体制をしっかりとつけていただきたいと思います。

そこで、今回の法改正の問題に戻りたいと思います。

今回、契約取引を推進するための契約野菜安定供給制度を創設いたしますことは、輸入野菜の急増に対し、定時、定量、定質、定価といった実需者ニーズにこたえる国産野菜の供給を行い、また、生産・流通コストを削減する意味におきましても大変時宜にかなつたものだと考えておりま

す。今後とも、厳しい定員管理の中ではございませんけれども、検査体制の充実を図り、万全を期していきたいというふうに考えているところでございます。

○尾崎政府参考人 先生お話をございましたように、年明け一月以降二月の十八日まで、中国産野菜の検査の強化月間として一〇〇%のモニタリング検査を実施してきたところでございます。

その後でございますが、現在も引き続き、複数の違反が認められました野菜については検査命令を実施いたしておりますとともに、その他違反が認められた野菜については一〇〇%のモニタリング検査を継続いたしております。

また、違反が認められておりませんけれども検出をされたようなケースにつきましては、モニタリングの実施率を通常よりも高く設定するという

ことで、引き続き強化をやつておるところでございます。

今後とも、輸入時検査の結果やあるいは現地の情報等も踏まえまして、食品衛生法に違反する野菜が輸入されないよう必要な措置を講じてまいります。

○岩崎委員 中国産野菜の安全性につきましては、国民が大変心配をしております。今後とも、必要な検査・検疫体制をしつかりとつけていただきたいと思います。

そこで、今回の法改正の問題に戻りたいと思います。

今回、契約取引を推進するための契約野菜安定供給制度を創設いたしますことは、輸入野菜の急

増に対し、定時、定量、定質、定価といった実需

者ニーズにこたえる国産野菜の供給を行い、また、生産・流通コストを削減する意味におきましても大変時宜にかなつたものだと考えておりま

す。

また、契約取引は、生産者と消費者の顔の見え  
る関係を構築するという消費者のこだわりの二  
つにも対応して、輸入物にまねのできない商品提  
供也可能にすることからしましても、今日的要請  
にこたえるものと評価できるものであります。  
しかしながら、契約取引は、従来行政が関与し  
てこなかつた取引であり、実際に行われている契  
約取引のうちどれだけこの制度に入ることが見込  
まれるかの問題があります。

また、今後は、ニーズに合わせて多元的、効率  
的な野菜の流通形態をとる必要があると思います  
が、現在でも八〇%の市場経由率であります卸売  
市場の、需給の均衡ないし価格形成に果たします  
市場機能を弱めることにつながらないかどうか、  
危惧されるところであります。

また、運用面におきまして、契約数量の充足に  
おいて、市場から調達できない場合、輸入品が使  
われることになるのではないかとの懸念も一部に  
あるようであります。

そこで、契約野菜について価格安定制度の中で  
安定供給制度を創設したねらいは何か、また、制  
度の運営に当たっては、ただいま指摘いたしまし  
た懸念を払拭するよう配慮することが必要だと思  
われますが、宮腰政務官にお伺いいたしたいと思  
います。

○宮腰大臣政務官 御指名賜りまして、ありがと  
うございます。

野菜の契約取引につきましては、今ほど先生御  
指摘のように、中間の流通経路の削減によりまし  
て、小売価格の大部分を占める流通コストが削減  
できること、第二に、野菜の規格の簡素化やコン  
テンを利用したばら出荷が可能となることで生産  
コストが削減できること、第三に、通いコンテ  
ナ、ばら流通により段ボールを使用しない等の省  
資源化が可能となること、第四に、生産者と消費  
者の顔の見える関係が構築できることなどのメ  
リットがあると考えております。

しかしながら、契約取引につきましては、定量

供給契約において柄変動等により供給量を確保  
できなかつたり、市場価格運動契約の場合に価格  
が低落しても市場出荷のよう補てんがないなど  
の問題がありまして、これが取り組みの障害とな  
っていることから、これを軽減するための仕組  
みとして契約野菜安定供給制度を創設することと  
しましたものであります。

御指摘の輸入品につきましては、契約数量の充  
足に輸入品を活用した場合には交付金を交付すべ  
きではないと考えております。

また、野菜流通にありますては、今後とも大量  
の商品の集荷、分荷、適正な値決め等の機能を持  
つ卸売市場が重要な役割を担うと考えられるところ  
でありますて、市場経由の流通と契約取引が互  
に競争、補完し合うことにより、多様な消費者  
ニーズに十分対応できる効率的な流通が実現され  
るよう今後とも努めてまいりたいと考えております。

○岩崎委員 どうもありがとうございました。今後とも、契約野菜がこの野菜の価格安定制度の中  
で適切に位置づけがされますように期待をいたす  
ものであります。

そこで、現行の野菜価格安定制度は、種々の要  
件が付されておりますため、そのカバー率は二  
七%、大変低いわけでありまして、野菜価格の低  
落に対応したセーフティーネット機能を十分に果  
たしているとは言いがたい状況にあります。今回  
の改正措置によりまして、カバー率を五四%に引き  
上げることになりましたことは、遅きに失しき  
たとはいえ適切な措置だと考えます。

とりわけ今回、大規模生産者が直接制度に加入  
できることとなりましたことは、担い手育成の観  
点からいたしますれば必要な措置であると思われ  
ますが、大規模生産者は農協の共販、共計に参画  
しておりますので、産地における需給調整機  
能を今後どのように担保していくかも運用上の課  
題とされるところであります。これへの対応につ  
きまして、宮腰大臣政務官にお伺いしたいと思  
います。

○宮腰大臣政務官 大規模生産者は、独自の經營  
で生きながら、市場価格運動契約の場合に価格  
が低落しても市場出荷のよう補てんがないなど  
の問題がありまして、これが取り組みの障害とな  
っていることから、これを軽減するための仕組  
みとして契約野菜安定供給制度を創設することと  
なっています。

○宮腰大臣政務官 大規模生産者は、独自の經營

方針に基づきまして生産、出荷を行つたため、農協  
とは別に単独で活動する者も多く、特に出荷をめ  
ぐりまして、農協との間で野菜の生産、出荷にお  
いて競合関係にある場合も多いと理解をいたして  
おります。

一方、野菜産地におきましては、生産者の高齢  
化、後継者不足等が進む中で、今後は、担い手で  
きちんと位置づけ、農協等と生産における役割  
分担や出荷の調整等を図ることが重要となつてい  
ると考えております。

平成十四年度から、これまでの重要な野菜のキヤ  
ベツ、白菜、タマネギ、大根等に加えまして、通常  
の指定野菜につきましても生産者団体等を主体  
として計画的な生産、出荷に取り組むこととして  
いるところでありますて、野菜価格安定制度に參  
加する大規模生産者につきまして農協等と同様  
に、野菜供給計画の策定とこれに基づく生産、出  
荷を求めるなどいたしております。

こうした措置を通じまして、出荷調整等の需給  
調整に地域ぐるみで取り組めるようしっかりと指  
導してまいりたいというふうに考えております。

○岩崎委員 一部の人たちの心配には、やはり産  
地におきますこういう需要調整に地域ぐるみで  
しっかりと取り組んでいただける、そのような指導  
をしっかりと取り組んでいきたいと思います。

安心をいたしました。今後ともよろしくお願ひ申  
し上げたいと思う次第であります。

そこで、昨年八月、農林水産省は輸入野菜の増  
加への抜本的な対策といたしまして、国際競争力  
のある野菜産地を育成するための野菜の構造改革  
策定する。産地は低コスト化、契約取引推進、高  
付加価値化タイプの三つの戦略モデルを参考に、  
取り組むべき戦略、数値目標を明確化する、構造  
改革計画を策定した産地の取り組みに対し、野菜

あります。

何事も、事に当たるに、目標、戦略の明確化は  
欠かせません。労働時間、コストのかかる収穫、  
調製作業への高性能機械の導入、低コスト耐候性  
ハウスの設置など、各産地での低コスト化に向  
けて実効ある取り組みをどのように進めようとされ  
ているのか、お伺いしたいと思います。

○須賀田政府参考人 先生言わされました野菜の構  
造改革についての三つの戦略タイプのうちの、低  
コスト化でございます。

この具体的な取り組みとしては三点ばかり考  
えておりまして、一つが、機械化と規模拡大による  
生産コストの低減、二つ目が、契約取引、出荷規  
格の簡素化による生産、流通の効率化、三つ目  
が、通り容器利用等による流通コストの削減とい  
うこと、こういうようなことを中核として推進  
をして低コスト化に取り組んでいきたいというふ  
うに考へておられます。

○岩崎委員 WTO体制下で、EU、米国等諸外  
国は価格支持を削減し、所得関係や直接支払いに  
よる生産維持、環境保護策へと移行しつつありま  
す。我が国の担い手対策として、農産物に特有  
な、価格の著しい変動に伴います輸入または所得  
の変動を軽減するためのセーフティーネットを整  
備していくことが必要だと思いますが、担い手対  
策として、経営を単位とした経営所得安定対策の  
検討状況はどうなつてあるのでございましょう  
か。

とりわけ、野菜等の価格安定対策と経営所得安  
定対策との関係は、今の検討段階ではどのように  
考へているのかお伺いしたいと思います。

○川村政府参考人 経営所得安定対策の関係での  
お尋ねでございます。

今、先生おつしやいましたとおり、望ましい農  
業構造の確立に向けまして構造改革を推進してい  
るわけでございますが、そのセーフティーネット  
として、水田農業の改革と整合性を持った形で今  
検討を進めているところでございます。このこと  
は先般の食と農の再生プランにも明記をしてござ

います。

そして、当面でございますけれども、改革がおくれております水田営農、今申し上げました。それから、輪作体系のもとでの大規模畑作経営とうものが当面の検討課題だというふうに思つておりまして、その検討を進めているところでござります。

野菜施策につきましては、今まさに価格安定対策の見直しを含む制度改正案が御審議をいたしましたところでございますし、先ほど来ございましたとおり、各種の構造改革対策が実施されておりますので、まずはこれらの効果を見きわめる必要があると考えております。

○岩崎委員 経営所得安定対策の検討をさらに深め、農家の期待するような案に取りまとめていただきたいと思います。

野菜は、とりわけ小売価格に占める流通コストの割合が高く、また野菜の鮮度は、輸送に三日から一週間程度かかる輸入品と差別化できる重要な点であります。国内産地の国際競争力を強化するためには、包装、荷づくり経費や運賃などの物流経費など流通コストの削減が決め手となります。そこで、野菜の出荷規格の簡素化、通いコンテナの普及等流通の合理化、効率化をどのように進めようなどされているのか、お伺いしたいと思いますし、また長野県と静岡県のセロリのリレー出荷がモデルとされますリレー出荷による周年安定供給の実現や、コスト、鮮度、安全、環境保全の面でメリットのある地産地消の取り組みを今後どのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

時間がありませんので、野菜の消費対策についてあわせて質問いたしたいと思います。

野菜農業の振興のためには消費拡大が欠かせません。しかし、日本人の野菜摂取量は心配なほど落ちてゐるのであります。野菜一人当たり消費量は、九五年に日米逆転し、その差は年々開くばかりであります。とりわけ、日本の若い人ほど野菜を食べない傾向にあることは大変憂慮すべき事態

であります。アメリカでは、医学界と連携して、健康面から野菜の効用について訴えたアピール・ア・デー・プログラムが大成功して、野菜の消費が拡大したと言われております。

日本においても、アメリカの例に倣つて健康面から野菜の効用をアピールした消費対策を積極的に打ち出すべきだと思いますが、どうでございましょうか。お伺いして、私の質問を終えたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 まず、野菜の流通の合理化、効率化の問題でござります。

我が国の野菜流通が多段階、高コスト構造になつてゐるという状況にかんがみまして、これを打破するために、三つの戦略タイプに即して野菜の生産、流通の構造改革を進めるということにしているところでございます。

特に、先生言われましたリレー出荷につきましては、消費地における物流拠点の整備等を通じた実需者に対する周年安定供給を図る、また、地産地消につきましては、直売施設の整備あるいは野菜栽培体験による新鮮でおいしい野菜の供給を図つていくということを骨格として推進していくといふふうに考えてゐる次第でござります。

それから、健康面からの野菜の効用のアピールの問題でございます。

先生指摘されましたとおり、我が国の一一人当たり野菜消費量、若年層を中心に減少傾向が続きますして、この十五年間で約一割の減少ということでございます。一方、アメリカでは、官民連携をいたしまして、健康面に着目した消費啓発運動等を推進しております、この十五力年間で約一割消費量が増加をしているということでございまして、近年では日本を上回る消費水準ということをございます。

このようなアメリカの例を参考に、十三年度から、野菜の健康機能についていろいろなメディアを活用して啓発活動を開始したところでございまして、本年度からは、医学、栄養学、教育関係の学識経験者を核とした協議会を設けまして、教育

現場や店頭等のさまざまな場面において、野菜の攝取不足による健康への影響等の啓發活動を展開していくということにしているところでございました。

○鉢呂委員長 これにて岩崎忠夫君の質問は終りました。

○岩崎委員 どうありがとうございました。この際、休憩いたします。

午前十一時二十一分休憩

午後零時六分開議

○中林委員 時間設定もまづかったのかもわかりませんけれども、国会の運営都合上、この時間に午後の審議を進めなければならないという状況の中で、やはりこの出席というのは非常に不本意だと思います。それから、健康面からの野菜の効用のアピールの問題でございます。

先生指摘されましたとおり、我が国の一一人当たり野菜消費量、若年層を中心に減少傾向が続きますして、この十五年間で約一割の減少ということでござります。一方、アメリカでは、官民連携をいたしまして、健康面に着目した消費啓発運動等を推進しております、この十五力年間で約一割消費量が増加をしているということです。

この助成金というのは、凍結保管経費三百二十円と、それから冷凍格差三百七十八円、これらが成っているわけですが、この冷凍格差三百七八円、その意味合いというのは、低温保管のチルド肉を凍らせた場合、商品価値が落ちるのでその分を補う、こうされているわけです。

しかし、報道にいろいろ出しているわけだけれども、冷凍肉に対してこの三百七十八円が支給されていましたということが明らかになつておらず、その支給総額は四十四億円にも上るということです。これは税金なんですね。今、大変苦しい思いをしている国民の血税がこういううざさんなことを使われるということは、とても我慢できないこと

とだとうふうに思います。

だから、この部分は直ちに回収すべきだというのではなく、この部分は直ちに回収すべきだというのではなく、この部分は直ちに回収すべきだというのではなく、この部分は直ちに回収すべきだといふふうに思ひます。

初め、同僚議員の質問の中でも、短期間にやつたからと云いわけをされておりますけれども、やはりこういう金を投入するという事業ではあつてはならないことだとうふうに思ひますので、その責任問題等を含めてお答えをいただきたいと思います。

○武部国務大臣 本件は、短期間にこの事業を実施しなければならなかつたとはいいながら、検品を進める中で、相当以前に凍結されたものなど不適切なものが判明したということにつきましては、先ほども申し上げましたが、まことに遺憾に存じてゐる次第でござります。

昨年十月十八日からBSE全頭検査が開始されまして、BSEに感染していないことが証明された牛肉以外屠畜場から出でていかない体制が整えられたわけであります。一方で、BSE検査を受けたない牛肉について、消費者の不安を念には念を入れて払拭する、同時に、牛肉流通の円滑化を図ることを目的にしてこの事業が実施されるべきようすと問題になつてゐる牛在庫緊急保管対策事業、この問題を法案の前に質問したいと

この背景、経過があつてこのようないふうに思ひます。

今、どういう背景、経過があつてこのようないふうに思ひます。

で実行することになつたのか、実施することになつたのかといふことについて内部でも調査させることにいたしております。私自身、まことに遺憾なことであり、このことについて厳正な対応

を事務当局に指示したという次第でございます。中身はいいですか。（中林委員）「いや、回収するのかどうかという」と呼ぶ）

これは、既に交付決定されまし助金額を、既に概算払い六割、三十二億円を行つておりますが、当然、事業実施主体については、最終的な検品結果を踏まえまして、精算いたしました。

したがいまして、必要な場合には返還を請求していきたい、このことについては実施主体の理解と協力が得られる、このように存じております。

○中林委員 不正というか、必要でないところへ税金を出そうといふのですから、その必要のない部分を回収するのはもう当然のことです。同時に、やはり、今回のBSE対策というのは国民の大切な税金をつぎ込むという事業がたくさんあるわけですから、もう厳正な、そこにはいろいろなすきを与える余地がないことを、厳に慎んでやつていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

今、全品が検品体制に入るんだというお話をあつたわけですけれども、今も検品がずっととやられてまいりました。予想どおり、牛脂だとか骨つき肉あるいは品質保持期限切れの肉などが続々と出てきているわけです。農水省の報告書を見れば、「いずれの事例についても」「意図的な作行為は認められなかつた」というわけですけれども、非常にわかりにくんですね。一体どれだけ調べてそう言えるのか、透明性がこれでは全くわからないというふうに思います。

だから、これも結局は国民の税金が使われているわけですから、こういう骨つきの肉だとか牛脂が混入したとか、そういうものはどういう状況でいるのかがやつたのかというのは当然明らかにする必要があります。大臣、そこも全部やはり公表していただきたいというふうに思います。

それから、買い上げの公表のことなんですけれども、国民の税金が使われている以上、本当に詳細にこれも明らかにしなければならないんです。

資料を私どもも求めているわけですけれども、全肉連の買い上げ、これは都道府県連合会のレベルまでは出ているんですけど、その先が全くわからないということなんですね。これは直ちに公表されますが、大臣。

○武部国務大臣 この事業につきましては、BSE検査前の牛肉を確実に隔離する観点から、事業実施主体が対象牛肉を買い上げて所有権を取得し、保管することを要件としたのでございますが、その際、事業実施主体の買い上げ先を報告することを要件とはしておりませんでした。

しかしながら、事業の透明性を確保するとの観点から、事業実施主体に牛肉の買い上げ先について報告を求めまして、公表することへの同意を得た上で三月十五日に公表したところでございました。

このうち、直接の買い上げ先が県レベル等の団体である場合には、事業実施主体が末端の業者等を把握していないということでございますので、現在、事業実施主体が県レベル等の団体に対しまして、末端業者ごとの申請数量について公表を前提とした調査をお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、情報提供を得るために個別の業者から同意を得ることが必要であると考えておりまして、引き続き、早期に公表できることによる事業実施主体の努力を促してまいりたいと思います。

○中林委員 公表の相手先の同意を得るみたいなことが条件になつているようですねけれども、これは国民の税金を使って買上げているわけですよ。だから、これは消費者に安心していただくためにやつたのですから、どこのものをどれだけやつたか、そういうのは、いささかも企業に損失を与えるものではないというふうに思います。

県の連合会で物すごくばらつきがあるんですね、買い上げ量に。だから、私たちは、なぜ、どこから一体どのくらいやつてているのかというの

けてと確約をされましたので、もうできるだけ早く、すぐ調べればわかる話だというふうに思いますが、重ねて要望をしておきたいというふうに思います。

そこで、法案の問題に入りたいというふうに思いますが、それで野菜の自給率は二〇〇〇年度には八二%だと。大臣、考えてみてくださいよ、野菜なんというものは一〇〇%自給して当たり前なんじゃないかというふうに思いますね。

国内の生産量の動向、これは八一年からずっと出ているのを見たんですけど、生産量が落ち込んでいる野菜をずっと拾い出してみましたよ。そしたら、ナス、サヤエンドウ、枝豆、白菜、大根、タケノコ、ゴボウ、ショウガ、ニンニク、これらたち、重量野菜を除けば、共通している点は、輸入が急増しているということがこれまで自給が落ち込んでいる原因だと。大臣も、一つはそれがあるということをおっしゃっていたわけですから、どうなると、やはりセーフガードの問題というのは、生産地を守る意味からも、自給率を向上させる上からも、どうしても必要だというふうに思います。

そこで、緊急監視対象品目になつていてるピーマン、これを見ると、二〇〇一年度の輸入量、対前年比で一三三%、九八年の二・四五倍、二万五千六百一トンになつていてるわけですね。ことしに入つても、対前年比一二六%もの輸入が続いております。これなどは当然セーフガードを発動すべきだ、もういつまでも監視品目にしておかないと必要だと私は思うのですが、大臣、いかがですか。

○武部国務大臣 今、ピーマンのお話をされましたが。（中林委員）「はい」と呼ぶ）輸入が増加して影響が大きくなっている品目については、現在、農林水産省内にモニタリング体制を設けまして、輸入、価格の動向等につき監視を行つてます。この対象品目として監視を行つてるのは、

最近の動きを見ますと、輸入量は増加傾向で推移しておりますが、増加しているのは国内生産が極めて少ないジャンボピーマンでありまして、国産価格は、平成十三年は前年に比べまして一二%上回っている状況にあるわけでございます。こういったことから、ピーマンについては、現在、セーフガードを発動する状況にはないと考えているわけでございます。

なお、ジャンボピーマンの主要な輸出国であります韓国とは、昨年から日韓野菜需給情報交換会を開催しているところでございます。

さらに、本年三月九日に、韓国におきまして日本農林閣僚会議を開催いたしました。その際に、私から金東泰農林部長官に對しまして、韓国産の野菜、特にピーマンの安定的対日輸出についての取り組みを求めたところでございます。

同長官は、現在の取り組み状況についていろいろ説明をされまして、今後、日韓野菜需給情報交換会等を通じて双方が情報交換を行い、安定的な貿易の構築に努力するということで意見の一致を見た次第でございます。今後とも、円満な貿易関係が構築できるように引き続き努力してまいります。

○中林委員 緊急監視品目にも指定されていて、私は数字をあげました。ですから、韓国と話し合いされるのは、それはそれでいいですよ。いいですけれども、貿易ルールの中でセーフガードという産地を守るものがあるわけですから、大臣ならば、そつちに向けて前向きに歩んではいいというふうに私は思います。

きょうも対中セーフガードの問題が随分議論になりました。中国からの生鮮野菜の輸入動向、これも見てみますと、二〇〇一年のタマネギの輸入量、前年比三八五%ですよ。ニンジンが一四四%、キャベツが一二七%、ブロッコリーが二〇一%、まさに急増だというふうに言わなければなりません。それぞれの産地では価格の暴落、だから産地廃棄までしている、こういう悲惨な事態があります。

私は、政府としての対中セーフガード、こうやってやるんだという方向も決められたわけですから、直ちに対中セーフガードの検討に入るべきだというふうに思いますけれども、決意はいかがでしょうか。

○武部国務大臣 先ほども山田委員との議論の中でも申し上げましたが、現在、日中農産物貿易協議会の開催がこれまで二回行われたわけでござりますが、最近の野菜の価格の動向、需給等について、率直な意見交換を通じてかなり理解が深まつてきている、このように認識しております。

ネギ以外の品目につきましても、紛争の発生を未然に防止するとの観点から、タマネギ等について問題提起をいたしておりまして、次の機会に中国側から回答があることになります。輸入が急増し、国内産業に影響を及ぼすおそれがある場合は、このような協議の場等を通じて問題点を提起し、協議していくことが現実的ではないか、かように考へておるわけでございます。

また、今御指摘ありましたタマネギ、ニンジン、キヤベツ、ブロッコリーでございますが、輸入量全体で見ると、近年、総じてほぼ横ばいで推移しているのでござります。ただ、いずれの品目も本年に入つて中国産を含め大幅に減少していります。いわば、日中農産物貿易協議会設置に向けての合意がなされてからはそういう傾向でございます。

したがつて、このよな中で、対中セーフガードを発動する状況はないのではないか、このように考へておるところです。ほんのわずかな期間だけとつてみて少し輸入が減つたとか、そういうような状況じゃないでしょ、产地は、やはりこの間ずっとふえ続けた中で、さらに今もふえていく品目もある。調査室がつくつていただきた資料を見て、私は驚きましたよ。この五年間で、一体中国からどれだけふえているか。今申し上げたのは対前年比でもふえているんだけれども、五年間をとつてみると、タマネギは実に十三倍、それからニンジンは

百六十九倍、キヤベツが三十一倍、ブロッコリーに至つては三百倍、五年間ですよ。見ていただければわかりますけれども、本当にこれで产地が崩壊しないわけがないというような状況です。

今、大臣は中国との農産物貿易協議会をずっと開いているんだから、そこでお互いの理解も深め合つていいと言つてください。もう、大臣は具体的に大臣、お聞きしますけれども、中国との間で一体何が決まつて、何が決まつていらないんですか、具体的に言つてください。もう、大臣はつきようは答弁を求めておりません。

○武部国務大臣 何が決まつて何が決まつていらないのかということは、日中双方において、生産、価格、面積、需要、品質、こういった問題についてそれぞれ情報を提供し合つてあるわけでございます。

しかも、中国側から優良企業の推薦が求められておりまして、つまり、輸出入業者もこの日中農産物貿易協議会に参加するということになりまして、中国側におきましても、いわゆるモラルハザードというようなものを避けたいという意向もあるようでございます。

したがいまして、こういつた協議会を通じてさまざまな情報を双方が出し合つて、そこで共通の認識というものを醸成していく、そういう意味では非常に効果を上げているのではないか、このよう考へるわけでございます。

三品目以外に、私どもからは、タマネギの輸入増加について指摘をいたしましたところ、先ほど申し上げましたように、次回会合で説明したいとの回答があつたわけでございます。したがいまして、私は、ネギ等三品目以外についても、両国がそれぞれ、その時点で一番関心のあるものについて情報を提供し合う、そして回答を求めるというようなことが、中国側にありましても、日本にどんな輸出をするということでは決して利益にはつながらないんだ、お互いに価格や需要の動向といふものの情報を共有し、共通の認識を醸成していくということから、現にことしに入りましたか

ら輸出量が低水準で維持されているという結果が出ている、このように思ひます。

○中林委員 とてもアバウトな話なんですね。だから、セーフガードの発動というのは非常に

はつきりと結果が出るんですよ。暫定セーフガードを開いていたんだから、そこでお互いの理解も深めればわかりますけれども、本当にこれで产地が崩壊しないわけがないというような状況です。

今、大臣は中国からの輸入を食いとめたかと

いうことを証明しているわけですよね。だから、今回、話し合い、話し合いと言つてもらつたけれども、本当に何も決まつていないと言つても過言ではありませんよ。

そこで、最初はネギ、畠表、生シイタケでやつた貿易協議会の結果についてというペーパーを見せてもらつたけれども、二回目の協議のときは畠表は外れちゃつて、もう畠は捨てたのかといふように私は受けとめざるを得ない。

三品の輸入実態を見れば、畠表は昨年比で二九%の輸入が続いていて、暫定発動していたその基準比では二一一%の輸入で、イグサ生産地では苦境にさらされているわけでしょう。

大臣、本当にイグサ生産地はもう日本からなくなりつてもいいというふうに思つたらつしやるのかどうか、端的に答えてください。もういろいろな説明は要らないですよ。

○武部国務大臣 端的に答えるということでござなつてもいいというふうに思つたらつしやるのかどうか、端的に答えてください。もういろいろな説明は要らないですよ。

○武部国務大臣 端的に答えるということでござなつてもいいというふうに思つたらつしやるのかどうか、端的に答えてください。もういろいろな説明は要らないですよ。

○武部国務大臣 何度も御答弁申し上げておりますように、日中合意以後は低水準に維持されていますね、三品目とも大体六〇%から七五%ぐらいですね。ですから、私は、こういう状況の第一は皆中国ですよ。そうなると、対中セーフガードを検討するときではありませんか。大臣のお考えをお聞きします。

○武部国務大臣 一度も御答弁申し上げておりませんが、暫定期間終了後の十一月九日からことし四月十二日の間の畠表の輸入量は二万九百六十一トンで、対前年比一六%でございました。しかし、日中合意がなされるまでございました。確かに、日中合意がなされるまでの間の輸入量が急増した結果、そういう数字になつていてると思いますが、日中合意後の一月二十二日からことし四月十二日の間に輸入された畠表の数量は九千四百七十五トンであります。

十一月九日からことし四月十二日の間に輸入された畠表の数量は九千四百七十五トンでありますので、申し上げますが、暫定期間終了後の十一月九日からことし四月十二日の間に輸入された畠表の数量は九千四百七十五トンであります。

○中林委員 WTOの貿易ルールの中で決められた、それぞれの国内の产地を守つていく、当たり前のルールなんですか。だから、これをやつたからということで日本が負い目を感じる問題でもござります。

何でもないわけですから、そこは農水大臣としてやはりルールにのつとつたセーフガードの発動をぜひ進めていただきたい旨を重ねて申し上げ、私の質問を終わります。

○鉢呂委員長 これにて中林よし子さんの質疑は終わりました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 野菜生産出荷安定法の一部改正案について質問いたします。

今、かなりの質疑がなされてきました。この質疑の重立った点というのは、やはり限りある国内消費の中で輸入生鮮野菜があふえているという実態ですね。今も中国からの輸入の問題が大きな議論になっています。そういう中で、今、野菜生産農家がどういう状況になつているのかといふと、本当に生産意欲を喪失しかねない状況に今日的になつていて、大臣、どのようにとらえているのか。

そして、そのような状況に対し、今セーフガードの議論もありました。政府として本当にしっかりと対応を打ち出していかなければ、ますます国内生産の自給率の割合が下がつてしまふのじやないのか。今でも、平成十二年度で八二%という状況の中で、私は、先行きが本当に明るい見通しであるという産業でなくなつてしまつて、いるのじやないのかなというふうに思うのです。

大臣、こういう状況に対し、どのような施策を進めていくかと、答弁願いたいと思ひます。

○武部国務大臣 輸入野菜の圧力というものが大きいことは言うまでもありません。しかし、輸入野菜があふえているという認識については、特にネギ等三品目については、対前年比六五%から七〇%台に、低水準になつていています。いずれにいたしましても、需要が伸びていません。いきないうことが国内的には、経済的な背景も

あるのだろう、かように思います。

そこで私ども、増加する輸入野菜に対抗していくために、国内的には、食と農の再生プランに従いまして、消費と生産の距離を縮めること等にしまして、安全で安心なフードシステムを確立いたしました。

つまりまして、対外的に輸出国との間で競争もしてまいりまして、輸出国との間で競争もしまして、また、食を支える農の構造改革を進めています。

具体的なことをちょっとお話ししさせていただきたいかなきやなりませんし、秩序ある輸入貿易関係を構築することが必要である、このように考えているわけでございます。

ますと、消費と生産の距離を短縮する生産者と消費者との間の顔の見える関係の構築、別なことで言えば、農場から食卓へ顔の見える関係の構築と、いうことになりますが、生産者と実需者の契約取引による顔の見える流通、出荷規格の簡素化による生産、流通の効率化、通り容器利用等による流通コストの削減等を推進してまいりたい、こう考えているわけであります。

また、食を支える農の構造改革につきましては、大規模生産者が安心して構造改革に取り組めるということと同時に、三つの戦略タイプ、低コスト化、契約取引、高付加価値化に即して、野菜の生産、流通の構造改革を進め、消費者ニーズの生産地へのファームバックを図りながら、地産地消など新鮮でおいしい野菜の供給を基軸とする新しいブランド日本等を推進することとしているわけでございます。

○菅野委員 今の大臣の答弁はわかりました。一

般のことだと思います。

このような状況になつたのは、ここ一、二年でなつたわけではありません。農業が魅力ある産業として農家に本当に受け入れられているかどうかということで今まで來っているのじやないかなどいうふうに思つていています。そういう意味で、後でも質問いたしますけれども、大臣が言つたことで構造改革していくことが必要なんだとか、そのことが、農家の人たちが目に見えて将来的に安定した産業になつていくかうに思えたときには、農家の生産意欲の後退にはつながつてないんだというふうに思つてますね。

それで、今の実態を申し上げますけれども、米の問題それから野菜もそういう状況です。そして、昨年からことにしてかけて畜産がどういう状況になつてているのか、私から申し上げるまでもないというふうに思ひます。農家が米や野菜や畜産といふ形で複合的に經營してきた、あるいは私のところでもそうなんですが、それに加えて山林經營持されてきたというふうに思つてます。

しかし今、米、野菜、畜産あるいは果樹の部分もあると思うのですが、山も含めて、総体的にこが打撃を受けている状況の中で、どう対処していくべきかという方針さえも農家がつくり得ないでいるというのが今日の状況ではないでしょうか。そして、どんどん兼業化していく姿、そういう中に今日の農業、農村の姿があるというふうに思つてます。

そういう中で、長年議論されてきたことなんですが、私の持論でもありますけれども、農家への直接所得補償というものを確立しない限り、将来

つきましては、我が國農業の中核をなす一方で構造改革が大きくおくれていてる水田営農においていかでございます。生産性及び品質の向上、安定化、連作障害の防止等の観点から、また輪作体制のものとでの大規模畑作経営においてもその必要性が高いと考えております。

もう一点、農業の構造改革という点で、やはり系統のもとでの大規模畑作経営において、導入における検討を進めているわけでござります。

もう一點、農業の法人化ということが私は一つの突破口にならぬのではないか、このように考えております。

御案内のとおり、農村は今高齢化がかなり進んでおります。そういうことも生産性の向上を妨げているのではないか、かようにも思ひます。

一方において、都市の皆さん方も農村にあこがれを持っていますし、農業をやりたいと思つてこの議論も展開されておりますけれども、

このことが先送りされている、あやふやになつてゐる今日の状況、大臣、今言つたことを通して、

こういう状況を、直接所得補償も含めてどう打開して私は農家の人たちに発信していただきたいと、いうふうに思ひます。

○武部国務大臣 構造改革に伴うセーフティネットとして、経営所得安定対策の検討ということを非常に大事でありますし、私ども、具体化検討調査の結果も踏まえまして、米政策と一体的に今議論をしているところでござります。四月十一日に公表いたしました食と農の再生プランにもこのことを明記しているわけであります。水田営農の改革と整合性を持つたセーフティネットの構築ということを経営所得安定対策として今検討しているところでございます。

具体的には、保険方式を基本にいたしまして、積み立て方式を含めまして、農業者の意向の把握や制度の具体的設計に必要なデータ、情報の分析のための調査を実施しているわけでございまして、これをさらにスピードで一日に検討を深めてまいりたい、このように思つております。

また、なお、この経営所得安定対策の必要性につきましては、我が國農業の中核をなす一方で構成改革が大きくおくれていてる水田営農においていかでございます。生産性及び品質の向上、安

いる人も数々いるわけであります。私は、ここで  
は時間がありませんから詳しく述べませんが、法人化ということによりまして、小さな農家も所得水準の高い生活を享受できるような、そういう仕組みということを真剣に考えてみたい。  
先ほど、参議院において民主党の羽田議員から  
も私が今申し上げましたような提案がなされました  
て、我が意を得たりという感じを強く持つた次第  
でござります。

そのことをしっかりと確立していかなければ、この価格安定制度、これとの連動もうまくいかないんじゃないのかなという疑問を持つんですね。このことをどう解決しようとしているのか、具体的に説明していただきたいと思います。

○須賀田政府参考人 今回創設しようとしております契約取引制度でございます。

先生も今言われたとおり、量販店等から定期的に

り、そういう中で補てんするという形で、市場がニーズムがしっかりと働いているからこの基金制度というものが今まで維持されてきたんだと思うふうに思うんですね。それが、そういう基金制度の中に、契約取引でもって取引するものに戸を開こうというときに、今みたいな局長の答で、私は基金制度が機能していくんだろうかとう不安を覚えるのです。

さらなる実態の把握に努めまして、問題があると  
いうふうになりますれば、量販店サイドに企業モ  
ラルの確立というものを求めていきたいというこ  
とと、それから公正取引上、優越的地位の乱用と  
いったよな事実がございましたら、公正取引委  
員会等と連携をいたしまして、適正に対処すると  
いうことにしたいということとしております。

○菅野委員 本当に抜本的な対策を農家にメツセージとして発信していくしかない限り、私は、「二十世紀の日本の農業が将来的に暗たんなるもの、惨たんたるものになっていくのではないのかなど、いう危惧をいたしております。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

野菜の生産出荷安定法について関連してぜひ質問いたしますけれども、契約取引を推し進めるというのが今回の大きな目玉だというふうに思つて、

定量、定質、定価といった条件に適合した野菜の供給が、このことは食と農の顔の見える関係の確立として、契約取引の需要があるわけでございます。そして、このことは食と農の顔の見える関係の確立として、契約取引でございますと、もちろんの生産コスト、流通コストの低コスト化につながるということで、一般的には双方にとって互いにメリットのある制度だというふうに思っています。その前提は、やはり適切な価格設定がされることにあろうかというふうに考えておりま

モラルハザードという言葉があります、米国においても、モラルハザードが起ころるからということで市場原理にゆだねていこうという動きが強まっている中で、この野菜だけはそのことは起こりませんということがどこで担保されるのかなどいろいろと考えてならないんです。それで今、基金部分においては体制がそれだけとれているのか、いう一つの疑問もございますし、都道府県がそこに対して具体的な理解を示して体制強化をしているのかなというところも私は疑問に思えてます。

○菅野委員 現状の中で輸入野菜がふえている。輸入野菜がふえているというのは、低価格だから量販店や外食産業は外国からの輸入農産物に頼っているのですが、今日まで野菜の自給率が八二%という姿を形どってきたのに、そこに国内農産物を入れようとする、やはり私は無理があるとうふうに思います。

その無理を押し通そうとするから今みたいな問題

求してきたことありますけれども、今回、この契約取引を進めて、市場価格との連動をどう図っていくのかというのが私が疑問に思う点でござります。

金が交付予約の申請時に契約書と関連する書類を提出させまして、契約価格あるいは市場連動価格で契約の場合にはその設定方法等について内容を十分審査するということにしております。

また、この交付予約の申請に先立ちまして、都道府県と農政局が、個別の契約書でございますとか過去の出荷実績等を踏まえて、その契約価格が適当か否かあらかじめ審査をいたしまして、適当と判断した場合には、県から農政局、そこから基金というルートによりまして審査結果と予約申請の可否の報告を行わせるというようなことで価格設定の適正さというものを担保していくたいというふうに考えて、いる次第でございます。

○菅野委員 今まででは価格安定制度、これはどうして機能してきたのかというと、これは気候の変動によつて数量が、数量によつて価格が暴落した

いか、具体的な対策というものをつくつておなきやいけないんじやないのかなというふうに田中さんからお聞きいたいと思います。再度、答弁願いたいと思います。

○須賀田政府参考人 先生の御指摘、大変重要なものとして受けとめております。

市場での環境整備の問題だらうというふうに思っております。特に米等で、稻経があるから稻経をいたたくとというようなわざがあつたわけでござります。特に野菜流通の場合は、量販店が一五%、外食、加工業者が五五%、合わせまして割占めるようになつておりました。

価格安定制度を悪用いたしまして、量販店が仰を通じていわゆる指し値で買いたいでいるとか、いろいろな指摘があるところでございまして、これまでも公正取引という観点からいろいろな指導をしてきたところでござりますナレバ、

する実態というのを真剣になつて受けとめて、そして今回の法改正において、この法律案がつくられた時期は今回の違法の表示の問題が起る以前に私はこの法律案というのはつくられたというふうに思っています。

そういう意味で、今日起こっている状況の中で、この法律案の持つている欠陥というものが私はここにあるというふうに思います。そういう意味では、これからもしっかりとした体制をつくつていただきたいというふうに思っています。

最後になります。大臣にお聞きしたいと思うのですが、大臣、先ほどからもずっと言つていてましたが、農業の構造改革というものをうたつたけれども、農業の構造改革といふものをうたつて大臣になつて、この構造改革を進めていくんだというふうに今日まで取り組んでこられたと思つています。

そうしたときに、この量販店や外食産業といふのは今どのような形で価格形成をしているのかと、いう観点を考えたときに、できるだけ安く仕入れようという動きが強いのではないか。市場価格ではなくて、契約取引によって一〇%、二〇%安く仕入れるという方向に行っているんですね。それでどうか。そういう形の需要がある中で、市場価格とどう連動させていくのかということが多い大きな問題点だというふうに思っています。

道府県と農政局が、個別の契約書でござりますと、か過去の出荷実績等を踏まえて、その契約価格が適当か否かあらかじめ審査をいたしまして、適当と判断した場合には、県から農政局、そこから基金というルートによりまして審査結果と予約販賣の可否の報告を行わせるというようなことで、価格設定の適正さというものを担保していくたいというふうに考えておる次第でございます。

○菅野委員 今まででは価格安定制度、これはどうして機能してきたのかというと、これは気候の変動によつて数量が、数量によつて価格が暴落した

市場での環境整備の問題だらうといふふうで思つております。特に米等で、稻経があるから賣いたたくとというようなうわさがあつたわけでござります。特に野菜流通の場合は、量販店が五五%、外食・加工業者が五五%、合わせまして割占めるようになつております。

価格安定制度を悪用いたしまして、量販店が仲卸を通じていわゆる指し値で買いたいでいるとか、いろいろな指摘があるところでございまして、これまでも公正取引という観点からいろいろな指導をしてきたところでございますけれども

で、この法律案の持つている欠陥というものが私はここにあるというふうに思います。そういう意味では、これからもしっかりとした体制をつくつていただきたいというふうに思っています。

最後になります。大臣にお聞きしたいと思うのですが、大臣、先ほどからもずっと言つていましがれども、農業の構造改革というものをうたつて大臣になつて、この構造改革を進めていくんだというふうに今日まで取り組んでこられたと思つています。

九月以降、BSE対策に追われたとはいひながら

らも、今日の農業を取り巻く状況、先ほども言いましたけれども、一年経過しようとしています。「食料の安定供給と美しい国づくりに向けて」ということで、昨年の五月三十一日に大臣の私案として発表されていますけれども、それから約一年たとうとしています。

大臣、一年経過した今、この構造改革についてどのように感想を持つておられるのか、お聞ききておきたいというふうに思います。

○武部國務大臣 農林水産大臣就任以来、農林水産の構造改革と食料の安定供給のための取り組みとして、いわゆる武部私案を発表いたしまして、その具体化のために、食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プランを策定いたしました。これに沿って、平成十四年度予算におきましては、育成すべき農業経営への農地利用集積、法人育成を加速的に推進するための地域農業構造改革緊急対策、予算を約百七十四億円措置したわけあります。

さらには、産地が行う革新的生産技術の導入や効率的な流通システム確立への支援とその加速化に取り組むなどの野菜の構造改革対策、三百一億円措置いたしましたし、経営所得安定対策の具体化検討のための調査に入っていますし、今国会には私の構想に従つて農業金融二法案を提案させていただいているわけでありますし、この野菜安定法案も、その構造改革の一環として具体化させようということで取り組んでいるところでございます。

さらに、BSE問題や食品の偽装表示の問題を踏まえまして、消費者の安心と信頼を回復すべく、消費者サイドに軸足を移した農林水産行政の展開を今強力に訴えて、そのプランもつくりつづいています。今般、食と農の再生プラン、先生にお届けした、かように思いますが、農林水産政策の大胆な見直しを図つてまいりたい、こう思つています。

JAS法の改正も、その一環とお受けいただければありがたいと思いまして、まだまだ、一年も

たったのにという思いも私自身もあります。

しかし、この一年間を振り返つて、ある意味で是、やらなきならないことは何かということをおきたいというふうに思います。

○菅野委員 終わります。

○菅野哲雄君 菅野哲雄君の質疑は終了いたしました。

○菅野委員 終わります。

○鈴呂委員長 鈴呂委員長、これにて菅野哲雄君の質疑は終了いたしました。

○菅野委員 終わります。

○鈴呂委員長 終わります。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ることになつておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に對して質疑をすることができないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、奥野参考人にお願いいたします。

○奥野参考人 ただいま御指名をいただきました北海道ふらの農協の奥野と申します。

大変な役目を承つたなどいうふうに思つてございまして、今ここに立つて、断ればよかつたなどいうふうに思つておるところでございます。こういうことは大変ふなれでございますので、多分わかりづらいというふうに思ひますけれども、御勘弁をいただきたいというふうに思ひます。

今御紹介いたしましたとおり、私の場合は、北海道富良野で自分が農業をやつておるという立場から、きょうの法律のことについては、大変申しねかないのですけれども、余り、全部勉強してしまわぬでございませんので、生産現場の状況を皆さん方にお伝えをさせていただいて、御参考にしていただければ大変ありがたいというふうに思ひますので、まずもつてよろしくお願いを申し上げたいと思ひます。

まず、自分のところの宣伝を少しさせていただきたいだけでも、余り、全部勉強してしまわぬでございませんので、生産現場の状況を皆さん方にお伝えをさせていただいて、御参考にしていただければ大変ありがたいというふうに思ひますので、まずもつてよろしくお願いを申し上げたいと思ひます。

まず、自分のところの宣伝を少しさせていただきたいだけでも、余り、全部勉強してしまわぬでございませんので、生産現場の状況を皆さん方にお伝えをさせていただいているところです。

ソウはハウスで一ヘクタールということで、十五ヘクタールを経営させていただいているところでございます。もちろん、日本人でやるわけでございませんけれども、家内と息子夫婦がこれをやつていただいているということでございまして、これがいいません。

したがつて、きょうのお話につきましては、大変恐縮でございますけれども、私の作付をしておりますタマネギ、ニンジンというところを中心にして、ひとつの御勘弁をいただきたいというふうに思つてございます。

また、ことしの二月一日から組合長にさせていただいたということでございまして、ほやはやの三ヵ月ということでござりますから、こんなことは全くなれてございませんので、重ねて御勘弁を賜りたいというふうに思ひます。

まず、当農協の概況ということでござりますけれども、昨年の、十三年の二月一日に一市三町一村の六農協が合併をいたしまして誕生した合併農協でござります。一戸平均が十ヘクタールといふうな土地柄でございまして、戸数が二千三百戸に農地が二万三千五百ヘクタールということですから、一戸当たりやや十ヘクタールといふことです。北海道としてはいわゆる小さい方の部類に入ります。

さうして、北の国から」の生まれた町でござりますけれども、私どものところの北海道の中、富良野市については、へその町、御案内のところ、ラベンダーの町、あるいは倉本聰のドラマの「北の国から」の生まれた町でござります。おかげさまで、イメージとしてはそれなりのイメージを全国的にいただいておるかなというふうに思つておるところでござります。農業が中心でございまして、これに夏と冬の観光客が二百五十万程度ということでござります。農業と観光の町ということに相なるうかというふうに思つてござります。

私は、そこで十五ヘクタールの、これはすべて水田でございますけれども、水田を転作させていたきました。ここで、タマネギを十二ヘクタール、それからニンジンを二ヘクタール、ホウレン

黒木参考人の順に、お一人十分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

まず、奥野参考人、柳澤参考人、飯塚参考人、

平成十年の合併基準年次の売り上げが四百二十

五億ということでございましたけれども、昨年、平成十三年度の売り上げについては、残念ながら平成十年の六八%、二百九十億というふうなことで、極めて大きなダウンをしているというのが実態でございます。

特に、今申し上げましたタマネギ等については、平成十年が二千一百五十一ヘクタールというところでございましたが、その後徐々に面積が減つてしまいまして、ことしの、平成十四年の作付につきましては、一千四百四十一ヘクタールと、この四年間で三百五十ヘクタール減じてございました。一%の減というふうになつてございました。

もう一つのニンジンについては、さらに落ち込みが大きゆございました、平成十年一千八百五十九ヘクタールから、ことしの作付については千三百十九ヘクタールということで、五百四十九ヘクタール、三〇%の減ということになつてございました。

平成十年につきましては、このタマネギとニンジン二つで百五十億の売り上げがあつたわけでござりますけれども、昨年、十三年についてはこれが八十三億ということで、激減をしてるというふうな状況に相なつてございます。

農家戸数につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成十年で一千六百四十四戸ございましたが、ことし、十四年現在では一千一百三十七戸といふことでございまして、この四年間で三百七戸戸の減、一五%の減になつてございまして、單年度、やや四%程度、百戸程度の農家戸数の減が続いているという状況でござります。

以上を占めているというふうな状況になつてございます。あわせて、後継者の問題でございりますけれども、これにつきましては極めてゆきしき状況というふうに思つてございますが、現在三百五十名ということでございまして、後継者の数については六戸に一戸というふうなことで、極めて厳しい状況に相なつてござります。

特に今回、ことし、平成十四年度に離農を決意された方々につきましては九十七戸でございましたが、当農協については、タマネギについてはござりますけれども、このうちの約五五%、五十五戸が、残念ながら経営不振による離農といふことは高齢による離農ということでございます。

非常に問題なのは、この半分以上の五十三戸の中には、極めて後継者がおられて、農地の規模の拡大あるいは農機具、建物等に積極的に投資したという中核農家が行き詰まっている現況にあります。逆に、積極的な投資をしない農業者がいる現況になつてございまして、望んでいる方向と逆の方向に現況は組合員農家がなつてゐるということで御理解をいただきたいと思います。ちなみに、売却農地の約半分については、現在まだ売れ残っているというふうな状況になつてござります。

次に、現行の野菜価格安定制度の話でございますけれども、当農協の平成十三年度の出荷実績に對しましてのカバー率につきましては、タマネギが四三%、ニンジンが七三%というふうなことになつてございまして、このカバー率のアップが極めて重要な仕事というふうになつてござります。今回のこの法案のことにつきましては、これらに対しても極めて前向きな対応というふうにとらえてございまして、一刻も早くこのことについては成立をさせていただきまして、幾つかでもいわゆる農家組合員の經營に役立つようについて心で心から願つておるところでございます。

内容等については、後ほど質疑がたくさんあるうかと思いますので、大変申しわけございませんが、そのときにまたお話をさせていただくということでお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、契約取引の現況でござりますけれども、これにつきましては、今回契約取引を大々的に広めていこうというお考えでござりますけれども、これにつきましては、今回契

れども、一点につきましては、相対取引、いわゆる契約取引の場合は、規格が、いわゆるどれもこれも皆持つていていただけるというふうなことを行つたうたい文句にしてござりますけれども、残念ながら、この契約取引の場合は、相手が欲しいという規格だけを売買するというふうな傾向が非常に強うございまして、そういう点では、有利に販売できるものについては多少は高く売れるということがありますけれども、一方では、それ以外の販売については非常に苦慮しているというふうな実情でございます。

また、高い契約をした場合には、残念ながら途中で量を減らされるというふうなことでございまして、今回、長期契約についての天候等による異変については補てんをしていくことというふうな考え方もあるようですが、これらについては極めて妥当だというふうに思つてござります。

それから、契約取引についての難しいもう一点でござりますけれども、問題なのは、契約取引をした代金の回収の問題でござります。このことがございまして、現在の契約取引につきましては、残念ながら、この間にいわゆる市場だとかあるいはその他の業者を挟めて、代金回収についてはこの方々にお願いをしてやるという手法をとらせていただいているわけでございまして、この点が今までの契約取引を拡大したときの一つの大きな難しさ

現状は、先ほど言つたとおり、農業者については、積極的にやろうという方が落ち込んでいくというのが今の実態でござります。したがつて、言葉は悪うござりますけれども、田中真紀子さんが、前に行こうとした後ろでスカートを踏んでいるという話がございましたけれども、農家も、一生懸命前へ行こうと思って積極投資した途端に、一方では価格が暴落して前へ行けないという状況でございまして、そういう前向きに行つた人がけつまずいているということについて、これは何かひとつ手当てをしていただかないと全体が立ち行かないという状況に相なろうかと思つてございます。

いかに市場原理あるいはグローバル化ということで、理論は正しいかと思いますけれども、額に汗して家族が一生懸命、夫婦、親子ともども真っ黒になつて稼いでも、この人たちが御飯が食べられないという状況というのは、残念ながら、これでよしということにはならぬ状況だということで強くお訴えをしたいというふうに思つてございま

す。食料の自給率が四〇%ということをございますから、この父祖が築いた、北海道は開拓百年でござりますから、皆こちらから行つた人間ばかりでございます。その人たちが血と汗で開墾をした優良農地が次から次へと耕作放棄をされて荒れ果てていくさまというのでは、私どもとしては極めて残念で仕方がないというのが実態でござります。

まさに政治が弱者のためにあるというのであれば、ぜひこの農業の撤退、いわゆる弱小の農業を皆さんの方の力で、働きば何とかなる農業に何とかつくり上げていただきますように、大変駄弁を弄しましたけれども、一言お願いを申し上げまして、私の参考人のあいさつとさせていただきま

す。  
きょうは、どうもありがとうございました。

○鈴呂委員長 大変ありがとうございました。

(拍手)

○柳澤参考人 先ほど御紹介いただきました全農長野県本部の柳澤でございます。

きょう、長野県出身の議員の先生方もお見えであります。非常に狭い平原などところで農業が當まれているということをございます。長野県では、農家戸数は全国一位でございますが、一農家当たりの耕作面積というのは全国で三十三番目と

いうことで、基本的には長野県の農業というのは労働集約型の農業ということで、農業に非常に多くの県民が従事している、こういう状況でござります。

その中で、長野県の農業粗生産額、約三千億円はるわけでございますが、そのうち野菜が約八百二十億ございまして、全体の約三〇%を占めております。米の生産額の約一・四倍でございま

りて、各県別に見た場合に、これだけ野菜の比率が高い県は少ないのでないかというふうに思つております。その八百二十億の野菜の粗生産額のうちの約八〇%が私ども全農長野県本部が扱つておる金額でございまして、約六百八十億強あるということをございます。

その野菜の品目の内訳は、長野県の場合は、いわゆる葉物という、レタスとか白菜、キャベツあるいはセリリーと言われるようなそういうものによつて非常に特化しております。野菜の、その六百数十億の私どもの扱いのうちの約八〇%弱、七七%が葉物類で占められている、こういうことをございます。

葉物類というのは、御承知のように、その年の天候によって、あるいはわずかな天候の変動によつて非常に豊凶といいますか、作柄が変動するわけでございまして、昔から市場価格の暴騰、暴落に長野県の農家は悩まされてきたということもございまして、國の基金制度が導入される前、昭和三十六年から、長野県では農家が自主的に、私ども系統組織が集まって、皆さんのがん県とも一緒にまして、その時期においては私どもの独自の基金で同様の施策をやつておりますし、あるいは指定産地に指定されない地域においても、同じような作物がつくられており、要件に満たない地域もあるわけですが、まず、長野県農業と野菜の関係についての方から申し上げ、この野菜法に関するときからそこに加入をした、こういう状況でござ

ます。

長野県の場合は、國の基金の加入の仕方がほかの県と違つておりますので、ほかの県は、登録出荷

らに一括して國の基金に入れる。長野県ではいわゆる再加入と言つておりますが、そういう方式をとつておるわけでござります。

なぜそういう方式をとるかというの、そういう

歴史的経過もございますが、一つは、いわゆる夏場から秋にかけて、特にこれからですが、葉物のいわゆる全國に対する供給シェアというのが、

長野県は、時期的にはレタスとかそういうものは

八〇%を超えるような時期がござります。

そういうことで、全國に、安定的に全國の消費地に供給するということでは、やはり県一本でそ

ういった体制をつくつていかなきやいかぬということが一つございまし、いわゆる暴落時とかあるいは暴騰等のこともあるわけですが、そういう

ときの対応、資金造成というふうなものが、農協に任せておきますと、農協によつては品目がいろいろ偏つておりますので、いわば農家の作付変動が一方で起つてしまつて、安定的に

長野県として一定の責任を果たすという意味から、やはりこういうことが必要であるというふうに思つております。

私どものこの安定基金協会は、國の行つてお

ります。

かづつておきました、從来、卸売市場から販

売できる可能な量を取引各社から集めまして、そ

れに基づいて各産地で計画生産を推進する

に、私ども野菜基本計画というものを昭和四十年

からつけておきました、從来、卸売市場から販

売できる可能な量を取引各社から集めまして、そ

れに基づいて各産地で計画生産を推進する

に、私ども野菜基本計画というものを昭和四十年

からつけておきました、從来、卸売市場から販

売できる可能な量を取引各社から集めまして、そ

れに基づいて各産地で計画生産を推進する

に、私ども野菜基本計画というものを昭和四十年

からつけておきました、從来、卸売市場から販

売できる可能な量を取引各社から集めまして、そ

れに基づいて各産地で計画生産を推進する

に、私ども野菜基本計画というものを昭和四十年

からつけておきました、從来、卸売市場から販

売できる可能な量を取引各社から集めまして、そ

れに基づいて各産地で計画生産を推進する

に、私ども野菜基本計画というものを昭和四十年

でございますが、基本財産は五億円ほどあるといふことでございまして、そこが長野県のいわば野菜生産安定のための大きな役割を果たしていると

いふことでござります。

特に、國のカバー率については、いわゆる葉物

については五五%ぐらいでござりますし、五十七

の指定産地があるということござります。

私どもこの價格安定事業の果たしてきた役割は、今さら私から申し上げることもございませんが、いわゆる價格が安くなつたときには再生産を保障できる價格を補てんするという、私どもはこれは事後対策というふうに言つております。

それとともに、事前に、いわゆる野菜の價格を将来的あるは中長期的に安定させるため

に、私ども野菜基本計画というものを昭和四十年

からつけておきました、從来、卸売市場から販

売できる可能な量を取引各社から集めまして、そ

れに基づいて各産地で計画生産を推進する

に、私ども野菜基本計画というふうなことを

ことをずっと続けております。

また、短期の暴落が起つりそうな場合には、產

地で自主的に廃棄をしたりあるいは出荷の調整を

したりして、價格の維持対策というふうなことも

あわせてやつておるということござります。こ

れは國でもやつていただいているものでございま

す。

このように、野菜の價格安定制度というのは、長野県の野菜農家にとってではなくてはならないものだというふうに思つておりますし、國民に新鮮

で安全な野菜を供給するという意味からも不可欠な事業でございまして、今後、流通や消費の状況に応じて大いに制度の充実を図つていただきたい、このように考えております。

今回の改正案の中に出されているような新しい事項について若干御意見を述べさせていただきま

すと、いわゆる契約取引を対象にするということ

は、私どもとしても既に平成十三年からそういう

ものを対象にした、いわゆる市場流通だけでなくやつております。

そんなようなことで、私どものこの安定基金で

は、平成十四年では約百十七億円余の資金造成をしておりまして、國に対する持ち分は約八十三億

円でございますが、基本財産は五億円ほどあるといふことでございまして、そこが長野県のいわば野菜生産安定のための大きな役割を果たしていると

いふことでござります。

れば歓迎しております。

それから、指定消費地を廃止する、このこと、基本的には流通の広域化という現状の中では当然のことではないかというふうに考えております。

それから、補給金の体制を、いわゆる出荷登録団体、JA以外に大規模生産者に拡大するということについては、時代の一つの方針としてやむを得ないと思いますが、ただ、私どもが行っているのは、そういった出荷調整とかいろいろな事前の調整ということにお互いに参加をしていただいて國のそういう制度の恩恵を受けるということでないと、やはりいいところになります。やはり義務は義務として果たしていただく。

また、私ども基金を運営するには、それぞれ農協、私どものそれぞれの手数料の中から経費を出し、あるいは基金の果实で運営しておりますまことに思っております。

それから、これは、あとは要望になりますが、保証基準価格の設定については価格趨勢という方針で、私どもそれを手数料の中から経費を出し、あるいは基金の果实で運営しておりますまことに思っております。

それから、これらは、あとは要望になりますが、保証基準価格の設定については価格趨勢という方針で、私どもそれを手数料の中から経費を出し、あるいは基金の果实で運営しておりますまことに思っております。

それから、最低基準価格の問題については、今後、それぞれ選択でかなり下の方までとれるといふことです、が、国では五五%ということになつておりますが、私どもは実は六〇%でやつております。

これはどういうことかといいますと、資金造成の際に国で全額を資金造成するわけではなくて、県なりあるいは生産者が出す分があるわけですが、特に今地方財政の厳しい中では、特に長野県は最近非常に財政状況が厳しいわけですが、それだけの資金が県の予算で組めないという問題もございまして、私どもとすればそういうふうにやつてい

るということです。

この基金の対象数量というものが、やはり下の価格を余り下にしてしまうと、県が出さなければいけない資金造成の負担というものもふえるわけですから、それに応じて数量が減ってしまうということにも逆になるわけで、効果が薄くなるといふことも考えられるわけです。

ですから、私どもとすれば、まず基本的には、最低基準価格というのは、先ほど私どもが申し上げたように、事前の対策で維持をするということがやはり基本ではないか、そういうことの上で、さらに暴落があつた場合には、國からのそういう制度を使って農家の再生産を確保するということが筋だらうというふうに考えているところでございます。

それから、あとでは要望でございますが、特定野菜として、現在、キノコではシタケだけが指定されているわけでございますが、私ども長野県では非常に生産量の多い、約五万トン強ありますて、百五十億円ぐらいたれども売り上げがございますが、エノキダケについても、私どもとすればぜひ特定野菜として取り上げていただきたいなとうふうに考えております。

それから、いわゆる指定産地の指定要件、これについては、現行二十五ヘクタール以上というふうに私ども承知しておりますが、指定産地の制度の一つの問題点としては、単一品目を作付するということから、水稻以外の農作物、畑作物というものはすべて連作障害という問題があるわけございます。

そういう中で、私ども今、作物輪作というこによる連作障害の回避、もちろん土づくりといふのが基本ですが、土づくりだけでは無理でございまして、やはり異科作物なりいろいろなものを導入して輪作による連作障害の回避という問題に取り組んでいるわけです。

その場合には、複合指定産地制度というものもあるわけですが、それも要件が、まだハードルが非常に高過ぎまして、やはりそこら辺の緩和をせ

ひしていただいて、野菜産地として特定の品目だけに集中するわけではなくて、いろいろな品目をつくりながら消費者に安全で安定的に野菜を供給できるというような体制にせひしていただきたいといふふうに思っておりますので、その辺についても私どもとすれば要望としてお願いを申し上げておきたいというふうに思つております。

簡単ですが、以上でございます。(拍手)

○鉢呂委員長 大変ありがとうございました。

次に、飯塚参考人にお願いいたします。

○飯塚参考人 ただいま御紹介をいただきました丸正チエーン商事の飯塚でございます。

私は、きょうここに参考人としてお声がかかっておりました。

実際に、野菜の出荷安定法の法律がどうだこうだと

いうことでございまして、私は現場から離れても

う既に十数年たつておりますので、私が行つても余

り役に立たないだろう、野菜の流通ですとか農業

がどうだとかいうことに對しては私は一切わから

ないので、専門の担当の役員を出すということで

言いましたところ、ぜひ社長に来ていただきたい

い、随行される方は構わないということです。

それから、いわゆる指定産地の指定要件、これ

については、現行二十五ヘクタール以上といふ

うに私ども承知しておりますが、指定産地の制度

の一つの問題点としては、単一品目を作付すると

いうことから、水稻以外の農作物、畑作物といふ

のはすべて連作障害という問題があるわけござ

いました。

あらかじめお断りしておきたいのですが、今の野菜の現状に關しては、私は、市場も行つておりませんし、たまに店を回つて状況を見ている程度でございまして、相場等も、また、契約状況といふのがわかりません。後で御質問の中で、随行して

いる青果の担当の取締と相談しながら明確なお答えをしたいというふうに感じております。

そこで、今現在、野菜市場の低迷ということ

ござりますけれども、私どもが消費者に携わる一番接点である小売業の店におきまして感じることを報告させていただきます。

これは、食生活の変化による構造的なものといふふうに私どもとらえているわけだと思います。一つは、高齢化、核家族、少子化、有職主婦の増大、料理時間の短縮、外食産業の充実、このようなことから、野菜市場の低迷は今後も続くと思われるように感じております。

そこで、今、小売業全体は、皆さん方御存じの

案件がありますが、これにつきましては大変よい制度だと思つております。現在の市場流通には幾

つかの不備な点がござります。三点ほど挙げてお話し申します。

一点目は、価格が安定しない。理由は、入荷の増減。二点目は、安定数量が確保されない。理由は、市場の価格の差で商品が動くため。三点目は、品質が統一されていない。理由は、雨天等で生産が減少したときなど数量確保のために規格外の商品が入つてくることが多い。

以上、三点申し上げましたが、契約取引であれば、このような問題点は生産者と販売者の話し合いで解決できると思います。

また、この制度が導入されたときの流通を考えてみると、幾つかの改善策が考えられます。一つには、コンテナ、通い箱と通称言われておりますが、この導入が可能になります。コンテナを使用することで、段ボール箱を廃止し、コストの削減につながります。また、コンテナを使用することで品質の保持がよくなります。これは、商品に荷重がかからないため、温度の変化による劣化を防げます。

二つ目は、物流においても改善が見込まれます。生産者から私どものセンターに直接商品を入れることで定温流通が可能になり、鮮度保持に大きな役割を果たします。また、物流費の削減にもつながります。契約取引は、当社では仕入れ高の一〇%ほどありますが、通い箱の使用等は既に導入しており、生産者には、作業の軽減、出荷コストのダウン、消費者には、高鮮度、安定価格であると大変支持されております。契約取引についても、今後も拡大していくつもりです。

一応、私どもの野菜の売り上げは現在百億、構成比が売り上げの一〇・五%、仕入れ高七十五億、市場仕入れ九〇%、契約仕入れ一〇%、契約取引先は、農協、生産者個人、商社系列でござります。

以上で私のあいさつを終わらせていただきま

す。ありがとうございました。(拍手)

○鉢呂委員長 大変ありがとうございました。

次に、黒木参考人にお願いいたします。

○黒木参考人 ただいま御指名を賜りました野菜

供給安定基金理事長の黒木でございます。

次に、本日は、四半世紀ぶりの野菜生

産出荷安定法改正案の御審議に当たりまして、当

委員会にお呼びいただき、大変光榮に存じております。

さて、当基金は、野菜生産出荷安定法に基づきまして、昭和五十一年の設立以来、我が農業の基幹部門でござります野菜農業の健全な発展と國

といたしまして、事業といたしまして、一つに生産者に補給金を交付する事業、二つには、野菜

は、野菜の価格が著しく低落いたしました場合に

生産者に補給金を交付する事業、二つには、野菜

の高騰時に備え、買い入れ保管を行い、高騰時に

売り渡したり、保管施設を設置、管理する事業

三つ目には、野菜流通の合理化や消費の拡大を図る事業、こういった事柄を中心いたしまして運営をしておられるところでござります。

これらの事業のうち、主要な野菜十四種類につきまして価格低落時に補てんを行う事業、これは

指定野菜事業と申しておりますけれども、生産者からの負担金とともに、国、県からの補助金によ

りまして、あらかじめ基金を当基金におきまして

造成をいたしまして、事前に予測のできない激し

い野菜価格の低落に備えて機動的に対応をしてき

ているところでござります。

また、この指定野菜に準じます野菜として位置づけられております一定の野菜、種類といたしましては三十一種類でござりますけれども、これは

府県に置かれております野菜価格安定法人に基

金を造成いたしまして、同じように野菜の価格低落

時に補給金を交付しているところでござります。

最近のこの実績を見てみると、好天や野菜輸入の恒常化等によりましてここ数年続いております野菜価格の低落につきまして、的確にセーフティーネットの機能を果たしているもの、こういふふうに考えておるところでございます。

金額をちょっと申し上げますと、平成十一年度には、指定野菜の関係につきましては百四十八億の交付金実績でございます。十二年度には百六十億円の高水準の交付実績でございましたけれども、十三年度は、もう経過をしたわけでございますけれども、大幅な価格低落がございまして、これにつきましては、五十一年の制度発足以來の最高の金額になるかと思ひますけれども、二百六十億円程度の交付金の交付を見込んでいるところでございます。

次に、県段階で行つていただいている特定野菜の事業につきましてもこの事業の中で行われているわけでござりますけれども、これをあわせて考えて

みますと、交付の実績が三十二億円、これは十二年度でございます。十三年度も三十六億円という

ことで、交付実績として史上二番目の水準になるか、こういうふうに考えております。

これを見てみますと、当基金といたしまして最も、最近の野菜価格の低迷に対しまして、野菜の安定供給のためのセーフティーネットとして与えられた役割をそれなりに果たしてきたのではない

か、こういうふうに考えております。

これまでございませんで、医学、栄養学の関係の方々も野菜の健康上の効用につきまして大変高い関心を持っています。また、本日は、四半世紀ぶりの野菜生産出荷安定法改正案の御審議に当たりまして、当

委員会にお呼びいただき、大変光榮に存じております。

さて、当基金は、野菜生産出荷安定法に基づきまして、昭和五十一年の設立以来、我が農業の基幹部門でござります野菜農業の健全な発展と國

といたしまして、事業といたしまして、一つに生産者に補給金を交付する事業、二つには、野菜

は、野菜の価格が著しく低落いたしました場合に

生産者に補給金を交付する事業、二つには、野菜

の高騰時に備え、買い入れ保管を行い、高騰時に

売り渡したり、保管施設を設置、管理する事業

三つ目には、野菜流通の合理化や消費の拡大を図る事業、こういった事柄を中心いたしまして運営をしておられるところでござります。

これらの事業のうち、主要な野菜十四種類につきまして価格低落時に補てんを行う事業、これは

指定野菜事業と申しておりますけれども、生産者からの負担金とともに、国、県からの補助金によ

りまして、あらかじめ基金を当基金におきまして

造成をいたしまして、事前に予測のできない激し

い野菜価格の低落に備えて機動的に対応をしてき

ているところでござります。

また、この指定野菜に準じます野菜として位置

づけられております一定の野菜、種類といたしま

しては三十一種類でござりますけれども、これは

府県に置かれております野菜価格安定法人に基

金を造成いたしまして、同じように野菜の価格低落

の消費量が、米国のそれを我が国のが下回る、こういうような傾向がございます。

こういった状況を踏まえまして、今後、野菜好きの子供さんたちをふやそう、こういうことで、学校教育の段階からそういう取り組みを教育の場でやつていただく、そういうことのお手伝いになります。

五千五百校前後の小学校にお届けをいたし、活用をしていただきたいところでございます。

学校教育の段階からそういう取り組みを教育の場でやつていただく、そういうことのお手伝いになります。

五千五百校前後の小学校にお届けをいたし、活用をしていただきたいところでございます。

ういうふうに受けとめているところでございま  
す。

制度の実施機関の立場から申し上げまして、制度の新たな発足ということをございますので、実行面におきましても当初はいろいろな課題がござりますけれども、野菜政策の遂行のための新たな仕事、新たな役割、これを私どもの基金にもお与えくださいるということで、大変期待もいたし、また意欲も燃やしているところでございます。

また、制度の問題と少し離れましても、十四年度予算におきましても、この制度改正に伴う予算措置を大幅に拡充させていただいたわけござりますけれども、これらを含めて、いろいろな面でしっかりとやつてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

改正案を成立していただきました暁には、まさに当基金の真価が問われる、こういうことでございますので、新制度及び関連いたしますいろいろな拡充されました予算措置の実施に組織を挙げて全力を傾けてまいりたい、かように考えているところでございます。今後とも、先生方の御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 大変ありがとうございました。

以上で参考人の御意見の開陳は終りました。

○鉢呂委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北村誠吾君。

○北村(誠)委員 自由民主党の北村誠吾でござります。

きょうは、参考人で御出席をいただきました皆様方、大変お忙しい中、お練り合わせ、私どもいろいろ示唆をえていただきますことに、まず心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。実は、私は長崎県の出身でございます。先ほ

ど、富良野の奥野組合長さんが北海道の農業の非常に代表的な姿をお話しさだきました。実は、長崎と北海道はジャガイモの種芋で交流がござります。奥野組合長さんはタマネギと白菜というふうなことのお話であったかと思しますけれども、かねがねから北海道と長崎ということでお世話になつておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

さて、るるお話を賜りましたので、私がお聞きしたいなと思っておりましたことを、それぞれ御専門の立場から随分詳しくお話をいただきましたが、私の地元でございます長崎県におきましても、実は、今日たまに生々しい春野菜の大暴落の被害をこうむっております。その原因等につきましては、先ほど来それぞれの参考人の先生方からお話をございましたものを、ずつとまとめていけば、私たちが分析したものと全く一緒でありまして、野菜の安値の要因というのが四つほど考えられます。

長崎の白菜あるいは大根、春物でございますけれども、去年の秋冬そして春物などの重量野菜を中心的に豊作であった。

そして輸入野菜が、開発輸人が多い。先ほど来お話がいろいろありました。白菜などは塩蔵物が大変ふえた、しかもカットした葉菜類をフィルム包装して、前処理をして輸入しておる。

さらに、量販店におかれましては、価格形成が、やはり価格競争に伴う売り値の徹底というふうなことで、生産者にとりましても甚だ厳しい状況の価格になつておる。

しかも、今日だいまのデフレスパイラルの状況の中で先ほど丸正チエーンの社長さんがおつしやられますように、価格の低迷また消費の縮小というものもあつて非常に厳しい。

このことで、我々としては対策をどうしていこ

うかというときに、やはり第一番目に、今回、改

正の法案としてただいま審議をいたしております。この改正に対する期待が極めて大きいとい

うことです。

そこで、まず丸正チエーンの社長さんによ

うござります。

○奥野参考人 御指名いただいて大変光栄でござります。

今御質問のあつた輸入野菜の件でございますけれども、今さら申し上げるまでもなく、まさにこの部分が、今時のタマネギ、ニンジンを含めた野菜の状況に立ち至つた要因の多くはここにあると

いふうに認識してございます。

御案内のとおり、生鮮野菜については過去十年間で二倍ということでございますけれども、御案

内のとおり全体が二倍でございますので、生鮮について三倍入つてきているということでござい

ます。

そしてまた、契約野菜につきましても、安定供給事業によりまして野菜価格の取引を進め、生産者的手取り価格の安定化に努めてほしい、これらをぜひ対策として実行していかたい、そういう認識であり、そしてさらに、野菜産地の構造改革を進めていかなければならぬ、低コストあるいは高付加価値化の生産、そしてブランドを確立していくことなど、これらをやはり長崎県として

特に、先ほど私がお話をさせていただいたタマネギとニンジンについて言えば、平成九年対比で、タマネギは一四九%、ニンジンは三五四%というふうな数字でございます。特に今話題になつております中国からの輸入については、タマネギは平成九年対比で十三倍でございます。ニンジンは百七十倍というふうなことが、國の方の統計の数字から出てきたということをごぞいます。

この状況というのは、もはや産地だとかあるいは生産者の努力でこれはカバーでき得る状況ではないというふうに思つてございまして、このまま

産地は崩壊の危機に立たされている、もう現状、非常に厳しい状況になつてございまして、このまま

さらになつて放置すれば、これは極めて甚大なことになるというふうに承知してございます。

農産物というのは工業製品とは違つた特別な部分もあるということを配慮いただいて、ぜひ特別なセーフガードの創設ということも考慮していただきたい。ただ、これについては、このことですが解決するということじやございませんので、今回手当てをしていただきます価格補償の問題とあわせまして、一方では、生産費のコスト削減のためのいわゆる切り込みをぜひお願いしたい

というふうに申し上げたいと思います。

具体的に言えば、種の問題が一つあります。例えば種を言えば、国内での種の値段と国外での種の値段は、同じ日本国産であつても大変な開き

がござります。肥料、農薬、農機、農材、すべてについて大きな価格差がある中で競争をせざるを得ぬというふうな実態がございまして、これらについて、具体的な引き下げについての一層の努力をお願いしたいといふうに思つてございます。

あわせまして、先ほど言った九州の先生でございますけれども、遠隔地からの輸送という問題について、具体的な引き下げについての一層の努力をお願いしたいといふうに思つてございます。

あわせまして、この輸送コストが極めて大きなウエートを占めているということでございますので、この輸送コストの削減のための方策も、私は頭が悪くてどうしたらいいかわからないのですけれど

も、何らかの、具体的に実の上がるいわゆる輸送費の削減方策をぜひお考えいただきたいということでお願いをしたいというふうに思つてございました。

それから、指定産地が外れた場合の話でござりますけれども、これは間違いなく、指定産地が外れることによつて極めて円滑な流通ができるだろ

うというふうに思つてござりますし、また、今までそういう点では市場の選択に非常に苦労して

おつたというふうな実態もござりますし、価格の問題でも厳しかつたという部分も逆にあつたといふうに思つてございまして、これについては極めて有効な手段でござりますし、非常にいい方向に流れるだろうというふうに認識してございま

す。ありがとうございました。

○北村（誠）委員 どうもありがとうございました。

お答えいただいたことで、もう一度ちょっと聞

きたいということがありますけれども、時間の都合がありますので、失礼をお許しいただきたいと

思います。

ただ、輸送コストの点につきましては、実は私も長崎県の離島の方の生まれ育ちであります。もういかなる場合も船による往復というのがありま

すので、出も入りも往復びんたのよう

に輸送コストがかかるということで、片時も輸送コストについて忘れたことはありません。個人的なことを申し上げて恐縮ですが、今後ともさらに研究してまいりたいというふうに思つております。

次に、流通関係のことと丸正チーンの社長さんにお尋ねをいたしたいわけあります。

先ほど、相当詳しく、専門的なところに至るまでの話があつたので私ちょっとわからないところがあつたわけですが、仕入れにつきましては、卸売市場、それから産地との契約の割合というのをお話しいただいたと思ひます。それを構成したり、その取扱選択という、その戦略的な考え方の基本的な考え方、どれをどの程度の比率でどういうふうにしていくかと。

今後、この法律が新たに改正されて、大変御評価をいただいておつたように思いますけれども、今後、これは経営のノウハウにつながることでありますから、組み立てる戦略の基本という、そこ

に、組み立てる戦略の基本というふうに思いますから、組み立てる戦略の基本という、そこ

に、組み立てる戦略の基本というふうに思

います。

○飯塚参考人 今の御質問について、正確な回答

かどうかわかりませんが、私どもは、戦略的に

は、よい商品をできるだけ安く消費者に提供して

いきたいと思つております。よい商品とは、鮮度、味がよくて、安全性が追求されている商品で

あります。

特に、私どもはおいしい野菜を求めています。

おいしく野菜をつくるには、畑の改良等、生産者の方もかなりの努力が必要になると思われます。

在の生産性を重視した生産から、品質を重要視し

た生産をしていただきたいというふうに思つてお

考えております。

以上でございます。

○北村（誠）委員 ありがとうございます。

私も学生時代を練馬で過ごしまして、おたくの

お店の方には随分お世話になりました。今後ます

ます厳しい状況でありますけれども、御社の

ますますの御発展をお祈り申し上げます。

次に、長野の柳澤様にお尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほど随分、長い間の長野県の経験に基づくすばらしいお話を聞かせていただき、最初に同じ長野県も相当、これから教えをいただいて頑張らなければいけないなという感じがしたわけでございました。そういうふうに思つています。

先ほどのお話から、もう随分言い尽くされたよ

うに思うのですが、今後、出荷の関係につ

いて、契約栽培をしたときには、出荷の契約の際に、生産者と最後の消費者の間に農協、経済連、全農、そういう従来の仕組みの中でその存在役割は大きいというお話がありましたし、私も一定

そういうふうに思います。

きちんととした形で、契約取引の実が上がり、消

費者にも生産者にもその益があるようなどいふうなことでお考えをいたくというお話をいただ

いたと私はお聞きしたわけでございましたけれども、一部に、やはり今後、大口の生産者になろう

ということで、直接基金の補てんの対象になり、

かつ、直接的に量販店あるいは実需者との取引を

いたいという生産者の集団といいますか、そういう

う人たちができるだけコストを、手数料などを下

げたいということで、先ほど柳澤様は、適切な負担はぜひしていただきなければならない、そしてい

とこ取りはやはり困る、これはまさにそのとおりだと思います。

その辺の兼ね合いについて、いま少しく、平たくお話をいただければなと思うのであります。

○柳澤参考人 契約取引を進めるという場合に、これは野菜の品目によつてもそのウエートという

のは相当変わつてくると思います。というのは、

葉物というのは、先ほども申し上げたように、幾

ら計画生産が進んでも非常に価格変動があるわけ

ですから、全生産量の半分以上も契約取引にする

というのは、非常にいろいろな意味で困難があり

ますし、危険性がある。というのは、生産量が振

れるけれど價格が振れるということがございまして、そういうことで、長野県とすれば、全体では、多くても二〇から三〇%ぐらいが契約取引に向いているかなというふうに思つていています。

ところが、それが少なくなつて、特に

たときには、低落時に価格補てんがあ

るわけですが、そういうことを防ぐためにいろいろな需給調整とか、もともと基金をもらうとい

うために野菜をつくつていてるわけではございません。

それから、私が申し上げた、義務を果たしてい

たときには、低落時に価格補てんがあ

るわけですが、そういうことを防ぐためにいろいろな需給調整とか、もともと基金をもらうとい

うために野菜をつくつていてるわけではございません。

基本的には、そういう適用がなくて、普通の正

常な取引で農家が安定した収入を得られることが

本來の目的であるわけですから、そういうことの

中で、やはりいろいろな市場の暴騰、暴落を防ぐ

ための施策という、うものにやはり一緒に参画をして

いただかない、安いときだけお金の補てんをし

ていただきたいというのは、義務という面では問題があるのではないかというふうに私は考えて申し上げたということをございます。

最後に、時間がありませんので、恐縮でありますま  
すけれども、黒木理事長さんに、これからますま  
す、この法律の改正が実現いたしましたならば、  
さらにさらに基金の業務が、先ほどのお話をもあ  
りましたとおり拡大していくというふうなことに  
なると思います。ですから、しつかりした体制を  
つくつていただきたい。

とが象徴的であると思いませんけれども、これから野菜についての一元的な情報の収集、管理というふうな部分について大変な役割を担っていました。ことになると思いますが、もう時間はありませんので、この点についてのお尋ねはいたしません。

ただ一点だけ、細かい話でありますですが、これは、法律そのものじゃなくて、基金の方の運用、運営の問題ではないかと思うのであります。今次、長崎における、具体的な話で恐縮ですけれども、基金の交付の要件というところに、面積あるいは共販率というのは、これはもう当然でありますけれども、作期、収穫期が、例えば四月から六月までというふうに決められておるというふうに、補てん金の支給の場合、あります。

それが今時、露地ばかりではなくてハウス等もありますので、四月から六月というふうになつてあるものを、あるいは前倒しして三月、二月といふふうなことでの運用を望むというような希望等が強く、長崎ばかりでなく、いろいろな作型の違いということによつてあるようでござりますが、こういったことについて、基金の方で検討される項目になるかならないかということだけで結構ありますから、お答えをいただければと思います。

作期、つくる時期の問題でございますが、一つの要件として、例えば四月から六月というふうに決められているということころはござります。

ただ、これも、政策的な意味合いを持つておりますので、基金 자체で独自に判断することではないくて、農水省いろいろお打ち合わせし、相談をしこうことはござりますけれども、生産、流通商

の実態に即して、その作期については、対象を変更していくことが合理的であれば、そういうものも過去に実例はござりますので、私どもなまじきで皆様にご参考になれば幸いです。

○北村（誠）委員 どうもありがとうございました。

○鉢呂委員長 これにて北村誠吾君の質疑は終了いたしました。

次に 堀込征雄君。

四人の参考人のアドバイスをうなづいておいたところです。

んのは、契約取引の評価が実は真っ向から対立をした御意見を今いただきまして、二人で議論もい

ただきたいなというふうに思つたところでござりますが、奥野参考人にお尋ねをさせていただきます。

契約取引について、大変、実はそんなに評価していないんだ、ちょっと厄介なんだという先ほどお話をございました。西条支三さん、一、

のお詫がございました。価格設定などは「してどちらか」というと実需者の方に押される、押される価格で契約せざるを得ないというお話が一つありましたし、それから、規格が限定されるとハ

こともございました。そのほか、代金回収が大変だと。これはきっと飯塚さんのことと取引いただければその辺は安定するんでしょうが、いろいろ代金回収も御苦労あるんだろう、こういうふうに思いますけれども。

第一類第八号 農林水産委員会議録第八号 平成十四年四月二十四日

いうことにはなりかねるだらう、やはり、事後のタマネギに対する配慮の方が大きい処置だというふうに理解してございます。

それで今、大規模農家がその場合に、今後契約取引をして、十ヘクタール以上ということになつてゐるんですけども、そういう大規模の農家が廃棄に対してどう取り組んでいただけのかということでござりますけれども、これは地域によつて多少差があるかなというふうに思つてござります。

現状、廃棄のときは、御案内のとおり、北商といつて、北海道の場合はいわゆる商系の方々もこれには十分理解をしていただいて、一緒になつてこれらについてはいわゆる調整をさせていただいているというふうな経過等もございまして、私の判断では、そういう大きな農家がおりましても、これは十二分に協力してやつていけるというふうに私は考えてございます。

○堀込委員 私の地元の長野の柳澤参考人に、今契約取引のことについてお尋ねをさせていただきたいんですけど、一つは、契約取引の場合、例えば生産者は多分契約履行のために多目の作付というのを行つてゐる。これはかなり当たり前に行われてゐることなので、作付をした、しかしここから引き下げがあつた、契約数量が不足ぎみになる、こういうことなんですが、その場合に、全体的に市場相場が上がるわけですから、契約のもあるけれども、契約価格はこうだから、市場価格が高いかなり市場に回つてしまふ、それで契約のものが不足するというモラルハザードの危険といいますか、私ども、今度の法律でそれを一つの大きな配点にしているわけであります。

この分も実は今度基金の補てん対象になるわけとして、基金の補てん対象といいますか、つまり、市場出荷分から契約取引に回したと証明が立つてば基金対象になる、こういう法律になつてゐるものですから、ここは非常に心配しているわけですが、多分、長野の場合は葉物で契約取引をかな

り経験されておりますが、経験上そういう懸念はございませんでしよう。

○柳澤参考人 一般的に、市場価格が契約の価格よりもかなり暴騰したというときに、契約の数量を確保するために、いわばある一定量、言葉は適切かどうかわかりませんが、犠牲を出すことをしなきやいかぬということが生じる場合のことだと思います。

その場合にはやはり、基本的には産地の考え方で終わるわけではなくて基本的に永続的にやっておられますか、野菜の生産というものが一年だけで終わるわけではありませんが、その場合にはやはり、国内の農業を守るといふんです。

そこで、私は考えてございます。

○堀込委員 私の地元の長野の柳澤参考人に、今契約取引のことについてお尋ねをさせていただきますが、一つは、契約取引の場合、例えば生産者は多分契約履行のために多目の作付といふのを行つてゐる。これはかなり当たり前に行われてゐることなので、作付をした、しかしここから引き下げがあつた、契約数量が不足ぎみになる、こういうことなんですが、その場合に、全体的に市場相場が上がるわけですから、契約のもあるけれども、契約価格はこうだから、市場価格が高いかなり市場に回つてしまふ、それで契約のものが不足するというモラルハザードの危険といいますか、私ども、今度の法律でそれを一つの大きな配点にしているわけであります。

この分も実は今度基金の補てん対象になるわけとして、基金の補てん対象といいますか、つまり、市場出荷分から契約取引に回したと証明が立つてば基金対象になる、こういう法律になつてゐるものですから、ここは非常に心配しているわけですが、多分、長野の場合は葉物で契約取引をかな

は、契約価格がそれより下回つていていた場合にはその差額を補てんするというようなことを一部の品目で始めております。

そういうことによって、いわゆる業務用需要とかいうことも必要なことでありますので、やっていく必要があります。今回そういうことができたといふことです。

そのことは、そういうことにつながつていくといふことは、そういうことにつながつていつくといふことです。そのためにはきちっと国内の産地が対応するということはやはり、国内の農業を守るといふことです。

○堀込委員 ありがとうございます。

○堀込委員 ありがとうございました。

そこで、この需給調整、最終的には産地廃棄ということになるんでしょうか、いろいろなところの需給調整の手段を講ずる場合に、県域、県段階での需給調整をする決定あるいは指示、実行、この場合には価格が当然変わるわけですが、そういうふうな話し合いをして、やはり契約は基本的に履行していくといふにしていくというのが私どもの基本的な考え方でございます。

その場合に、やはり農家から見ると、先ほど私が申し上げたように、卸売市場に出せばもつと高い所得が得られるのに何でそういうことになるんでしょうか、農業省の方にこう指導したりとか要望がもしあつたらお聞かせをいただきたいと思います。

○柳澤参考人 私どものやり方ですと、農協の代表者が集まる会議でどういうふうにやるかといふことを決めまして、私ども、圃場でじかに、例えば一箱分づつ並べていただいて、それにばらばらうど一箱分づつ並べていただいて、それに出荷できないように包丁であれるとかいうふうなことで廃棄ということをやつております。

やはり、そういうことについては、当然そういう事態が出た場合には同じようて大规模生産者もやつていただく、なるべくそういうことがない方がいいわけですが、やつていただくといふことで、きちっとそういう仕組みといいますか参加を

していただくということを、行政指導というか私どものそういう会議なりそういうことを決定するところです。

飯塚参考人にお尋ねをさせていただきます。

今、兩参考人、生産側といいますか、いずれも契約取引を将来しっかり伸ばしていきたい、こういふこともございました。しかし、契約取引における悩みも幾つかお述べになられたわけであります。

○堀込委員 ありがとうございます。

○堀込委員 ありがとうございました。

問題は、私は、青果物の契約取引という場合に、どういう契約になつてあるかと午前中も農水省に質疑したんですが、よく役所もかんていな

かったんですねけれども、何といいますか、工業製品の取引と違いまして、例えば、欠品ルールなんというのは一体どうなつてあるんでしようか。例えば、工業製品なら、前の晩徹夜して、工場をフル稼働させてでも、契約した規格を間に合わせることはできる。これは、天候勝負の農産物はなかなかできないということもあるわけであります。

今までの御経験上、大変契約取引もやつてきました。あるいは役所、農水省の方にこう指導したりとか、あるいは役所、農水省の方にこう指導したりとか、要望がもしあつたらお聞かせをいただきたいと思

います。

○柳澤参考人 私どものやり方ですと、農協の代表者が集まる会議でどういうふうにやるかといふことを決めまして、私ども、圃場でじかに、例えば一箱分づつ並べていただいて、それにばらばらうど一箱分づつ並べていただいて、それに出荷できないように包丁であれるとかいうふうなことで廃棄ということをやつております。

やはり、そういうことについては、当然そういう事態が出た場合には同じようて大规模生産者もやつていただく、なるべくそういうことがない方がいいわけですが、やつていただくといふことで、きちっとそういう仕組みといいますか参加を

思つてます。

○飯塚参考人 ちょっと専門的な話なんですが、多分、お話しの随行の専門家の方のお話だろうと思つてます。

もう一つ、これもちょっと、もし後ろに聞かれると、なんならそれで結構でございます、生産者側が、被災で、災害があつて、契約履行ができなくなつた、あるいは決められた規格のものがそろえられない、こういうケースの場合はどういうふうに対応されていいるか。

それからもう一つは、さつき私が申し上げましたように、物がだぶついて市場価格が下がつちやつた、契約価格より大分下がつちやつた、こういうケースはどうされておるのでしようか。参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○飯塚参考人 今の御質問に対しお答えしま

灾害等の関係で万が一その契約ができなかつた時点においては、これはもう天災でござりますので、その都度、その時点で生産者との協議をするといふうにしております。

○堀込委員 午前中、私が役所と質疑をしたときには、その契約した価格で買い取るといふうな形でやつております。

○堀込委員 は、そういう良心的な取引先というのは非常に少ないというふうに、今大変な形でやつております。

それは、実需者の側もあるんですが、生産者側の方もあるんですね、市場価格が上がつたらそこには回しちゃうとか、契約取引では。だから、これは両方の信頼で、さつき柳澤参考人が言つたように思つてあります。

それでは、最後に、基金の理事長の黒木参考人にお尋ねをさせていただきます。

この法律が通ると、あなたのところは本当に大変な事務量で、契約の確認から補てん時のさまざまな事務負担というのは、物すごくふえてくるんだろう。午前中の質疑では、やはり全部基金にか

ぶせるというふうに役所は言つていますから、覚悟しておいた方がいいと思うんです。そうかと

いつて、人はふやせないだらうと思うんですよ、この御時世だから。都道府県にかなりの部分を実は委任していくんだろうと思います。都道府県の予算もかなり限られているということもありますて、実は、実際やつてある各県の経済連だとか県にかなりの仕事を、実際の運営を任せるというか、そういう姿が出てくるんだろうというふうに思います。

この契約取引の対象になることによって膨大にふえる煩雑な事務量あるいは作業、こういうものにどういうふうに対応されますか。

○黒木参考人 ただいま委員申されたとおり、実施をいたします段階になりますと、事務量的にも大変大きなことにはなるか、こういうふうに存じます。

成立をしました後の実施につきましては、やはり担当いたします専門の部署を当然のことながら設けまして、現在も、もし成立いたしましたらこりますけれども、本当にいろいろな形で、契約申込みの承認、その前の審査、その点等々につきまして、まだ、農水省と細部の打ち合わせをこれからやらなきゃいけない面もござりますし、それから、県法人に事実上一部お願いをいたしますけれども、そのときに、県法人の取り組み体制、自分の県の生産、流通の実態、このあたりがどうなつっているかということも意見交換をしながら、本当に先生方御指摘になりますよなモラルハザードが起きないように取り組んでまいりたい、こういうふうに存じます。

それから、都道府県、四十幾つかござりますので、例えば、大変進んだ県でこういういい知恵があつたよ、比較的うまいぐあいにいくよというような知恵がありましたら、それをすぐ飲み取りましてはほかの県法人の方にもお伝えをするということも含めまして、そのところはしっかりとございませんやいけない、こういうふうに考えておりま

す。

行政当局としての都道府県、県厅におかれましては、これは、制度につきまして四分の一等の負担もしていただくということになつております。

ましても県厅サイドは経験もおありとということございますので、いろいろな面でまた指導も受けながら連携もしつかりしてやらなきゃいけない、こういうふうに覚悟をいたしている次第でござります。

○堀込委員 終わります。

○鉢呂委員長 これにて堀込征雄君の質疑は終了いたしました。

次に、白保台一君。

○白保委員 公明黨の白保台一でございます。

日ごろ、消費者の方々に接しておられる立場から、消費者ニーズ、すなわち、鮮度、価格、産地、減農薬栽培といった安全性の問題などさまざまあるわけでございますが、消費者の皆さんといふのはどういう観点を重視して購入をされているんでしょうか。参考にさせてください。

○白保委員 同時に、消費者のニーズも多様化しています。そういう多様化している中で、今後とも野菜の契約取引を伸ばしていかれるものと思われますが、そういう中で、生産者に対して、消費者ニーズや経営的な観点を踏まえて、契約取引のためにこういう形のものがいいな、つくつてほしいな、こういうような注文がありますか。

○飯塚参考人 お答えしたいと思います。先ほども少しあいさつの中で触れましたけれども、やはり価格については特別安い値段じゃなく価格でございまして、今現在、生産者と契約取引をしていて、鮮度、味、安全性をまず第一に考えてやつておりますけれども、消費者にとって価格でございまして、今現在、生産者と契約取引ができるだけ安く消費者に提供していきたいというふうに思いますけれども、この契約栽培というの

基本的には、私ども、そういう店舗または店も、その場面だけを見ていたりますと、皆さん方、勘違いしていただくと非常に困るわけです。

基本的には、私ども、そういう店舗または店

というものを見ておりまして、そのニュースのため、マスコミのためにやつてあるわけです。例えば、キャベツが十円ですか、タマネギが一個一円ですかなんとか言つたつて、こちらに生産者の方がいます。そんな価格じゃ合つわけがないです。また、それを続けていけば、必ず企業は成り立ちません。これは明快なわけですね。

お客様の求めているというのは、私ども、現場で感じることは、まず、今、成熟化社会になりますと、質を追求しております。非常に今安全性ですね、第一に、品質、鮮度、それと簡便性ということが今お客様のニーズで求められて

いるのではないかというような傾向で、私どもは、そういう傾向に進めて販売を行つて、仕入れを行つて、そういうことをしておりますし、また、都心におかれまして非常にお客様に支持されている店というのは、やはり価格だけではなくて、高品質で鮮度がよくて安全だという売場が非常に伸びているということも、こういう席でございますので、私からお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○白保委員 同時に、消費者のニーズも多様化しています。そういう多様化している中で、今後とも野菜の契約取引を伸ばしていかれるものと思われますが、そういう中で、生産者に対して、消費者ニーズや経営的な観点を踏まえて、契約取引のためにこういう形のものがいいな、つくつてほしいな、こういうような注文がありますか。

○飯塚参考人 お答えしたいと思います。先ほども少しあいさつの中で触れましたけれども、やはり価格については特別安い値段じゃなく価格でございまして、今現在、生産者と契約取引をしていて、鮮度、味、安全性をまず第一に考えてやつておりますけれども、消費者にとって価格でございまして、今現在、生産者と契約取引ができるだけ安く消費者に提供していきたいというふうに思いますけれども、この契約栽培というの

れる取引だというふうに主張をしたいと思いま  
す。

以上でございます。

○白保委員 経営戦略も含めてお話をあつたわけですが、そういった中で、皆さんのそういう考え方というものを消費者にフィードバックしていくかなきやならないということも当然あるんだろうと思います。

そこでもう一つ加えてWTOに加盟した中國の輸入野菜に対するお考えがございましたら、お聞かせください。

○白保委員 もう一点、規格、いろいろな規格がありですね。この簡素化というのは消費者に低価格で野菜を提供していく上で非常に重要だと思いまます。が、皆さんの立場からどのようにお考えでしょうか。

○飯塚参考人 規格の簡素化はぜひやっていたみたいというふうに思っております。我々小売ました消費者にとって余り大きな意味はないと思います。例えば、キュウリの規格は現在十三段階に選別されておりまして、私どもの考え方では、大体三から四段階でいいんじゃないかというふうに感じております。

○白保委員 もう一点、価格について、価格を低価格にやつしていくということは消費者にとっては大変大事なことですから、輸入野菜に対抗する意味からも、非常にこの努力が一生懸命なされていますね。

当然ありますから、この容器を積極的に活用した  
らしいと思いますが、その辺の考え方はどのよう

にお持ちでしようか。

○飯塚参考人 経費の削減ということについては、きちっとした数字はつかんでございませんけれども、通い容器については、ごみの問題もあるんですけど、それとも、一番私どもいいなというのは、鮮度の保持の点で大きな役割を果たしているというふう

とでございまして、ぜひ通い箱でやった方が、鮮度、品質と、いうものが常に保持される。  
ということはどういうことかといいますと、今、基本的には段ボールで生産地から市場に入り、我々が市場から供給するということになりますが、御存じのように、市場の状況を見ますと、段ボールをどうつと積んであるわけですね。これ

によって、商品が押されて鮮度の劣化につながっているわけでござります。我々は、それを持って帰つていろいろ加工して販売する上で、そういう問題が、段ボールのごみ、または経費の削減というよりも、やはり鮮度ということで、しかも产地から来る場合は、定温流通、一定の温度の保冷車で行つて、それをコンテナに積んで直接センターへ、また、そのセンターに関しても一定の温度で保たれております。

ですから、一たん市場に入りますと、そこでもう空気に触れ、温度が変わりますね。それによつての鮮度変化、劣化というものもございまして、そういう面で、価格ですとか経費削減といふことも確かに重要な点でございますけれども、一番の点に関しては、品質、鮮度というものがそれによつて補えるものというふうに感じております。

○白保委員 やはり、いろいろ聞いてみないとわからないことがいっぱい出てきて、非常に参考になりました。ありがとうございました。

次に、奥野参考人にお伺いしたいと思いますが、大消費地から遠隔地にあって、大変な御苦労をなさつてゐると思います。遠隔地で大規模な野菜生産を行つているということは、相当の投資をやり、野菜経営に取り組んでいることだと思います

す。大変御努力をなさつておりますけれども、そ  
の一端で結構でござりますが、その御努力をお聞

かせいただきたいと思うと同時に、経営安定

る上で、野菜の価格安定制度についてのお考えを  
いま一度お聞かせください。

直申し上げて、野菜を大量につくる産地が消費地からだんだん遠くなつていって、今は、中心が大型野菜については北海道だという状況でござります。

それで、実は、またタマネギとニンジンの話ばかりで恐縮でござりますけれども、タマネギだとかニンジンの作物というのは、畑からとつてすぐ

売ればいいというものではないわけですね。タマネギであれば、秋に収穫いたしますと、次の年の五月まで販売を分けて、継続してやつてくわけですね。したがつて、これについては極めて大きな貯蔵倉庫が必要ということになりますし、それから選果場も、これは半端ではない、大変な、何億も十億もかかるような選果場も幾つも必要となるということになつてしまります。それから、一方のニンジンであれば、これまた、これは水で洗わなきやならないものですから、これの選果場ということはこれまでの大変な膨大な選果場が要るということになつてしまります。

したがつて、ここに来るまで、こういうニンジンだとタマネギ、いわゆる露地野菜の大型産地の形成のためには、大変な長い期間にわたつて、いわゆる国から、農林省の方から大変な御支援をいただきいて、一定程度の補助をいただきながら産地形成をここまで図つてきたという経過でござります。ですから、右肩上がりで面積が伸びてきて、いる時代というのはよかつたんですけども、そういう投資をしたもの、大体五〇%補助でござりますけれども、残りの五〇%については、いわゆる利用者から利用料をいただいてこれを償還していくという手法をとつておられるわけですね。

ここへ来て、先ほど言つたとおり、大きく面積が残念ながら後退せざるを得ない、価格が安いか

ら後退せざるを得ないという局面になりまして、

実は、当農協でもトータルの投資金額、百七十億ぐらいの投資をこれらについてやってきました。う、固定資産、と思うんですが、現在、まだこの部分について八十億ぐらいのいわゆる償却残がござります。

したがつて、これから先、実は非常にこれまた悩みの深い話なんですねけれども、この償却が、作付が伸びているうちはいい方に回転しますからいいんですけども、作付がいわゆる減反傾向に既に入っている、大きく減反傾向に入っているという段階では、これらの投資をしたものに対する償却をどのようにして今後やっていくかということ

これは、後から利用する人は面積が小さくなつても利用料を高くして払つてもらうということにはやはりならないんですね。そういう点では、極めてこの部分というのは難しい問題になつてくるかなというふうに承知してございます。

それから、価格安定制度については、これはもう本当に、先ほども申し上げましたけれども、これですべて野菜の産地が守られるということではないといふに私は思つてございますけれども、差し当たつての、やはりこういう情勢の中で産地を維持していくという点では極めて重要な施策だというふうに思つておりますし、この施策の充実については、今回のことも含めて、極めて歓迎をしているということでござります。

ただ、一点申し上げさせていただきますけれども、この価格安定制度、これはずっと長い間お世話になつてきたんですが、国の予算はあるけれども自治体の予算がないという形の中で、実はこの枠の拡大ができないで来ているというのが実態でございます。

北海道の場合も、実は、ちょっとここで言うのは、地域にとつて、いわゆる団体にとつて、極めて大きな問題になつてくるというふうに思つてございます。

北海道の場合も

、実は、ちょっとここで言うの

は何ですが、もし自治体にお金がないのであれば、これは生産者がその分を負担してでもせひひとつ枠の拡大を願いたいというところまでの話もした経過が今までの中にはあつたんですけれども、法律的な問題からそれはできぬということございます。

国の予算があり、枠があるんだけれども、自治体の予算がなくて枠の拡大ができなかつたという経過が実態にあるとすれば、今回大変お世話をなつたこの制度についても、負担率がいわゆる二、一、一ということになつてござります。あるいはもう一方の方は、一、一、三分の一。こいつでござりますけれども、申し添えさせていたゞも魂が入らぬということに結果としてはなりかねないなどいう嫌いがあるということも、大変老婆心でございますけれども、申し添えさせていたゞきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○白保委員　だんだん時間がなくなつてしまひましたので、柳澤参考人にもお伺いしたいと思います。

今回の改正で、契約野菜制度が新たに導入されることになりますが、長野県は従来から契約取引に熱心に取り組んできましたところであります。今後の市場取引の役割についてどのようにお考えなのか。

また、契約野菜制度では、野菜の大規模生産者が新たに参加することによって市場競争が大変激しくなつてくるだろう、こういうふうに思いました。農協経営に対してもその影響が大きいものがあるのではないかと考えますが、その観点から、大規模生産者との関係をどう図っていくお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○柳澤参考人　まず、卸売市場制度というか、現在の市場流通について私どもがどういうふうに考えているかということでございますが、基本的に

は、やはり今の卸売市場の仕組みの中で、私どもは、やはり代金決済機能というのが一番私どもとすれば評価できる機能だと思つています。

というのは、価格形成機能というのは、いわば今いろいろな意味で從来ほど十分なものがない。

また、先ほどのいろいろお話をありましたように、いわゆる低温流通をきちっとやるというスタイルからいうと、施設の状態も必ずしも十分でない。

ただ、価格の決済機能というの、今までいけば出荷後一週間に内に現金で入るということをございまして、いわばほかの取引はない機能でございまし、国が中央卸売市場ということで一定の会社に対する指導監督をしている中では、私どもそれは極めて、現在私どもの流通でも担保というようなものをほとんどとらないで卸売市場についてはやつてているということをございます。

そういう意味では、いわゆる流通状況の変革の中で、卸売市場経由率が下がつていているとはいながら、その機能というものは私は基本的には、いわゆる弱小農家が農業生産をやつている中では、どうしてもその決済機能というふうなものは維持してほしいなど。そういうことで、契約取引においても私どもは直接実需者とやる場合もありますが、商流においては卸売会社を経由しているものも相当ござります、ちょっと数字は持ち合わせております。

○黒木参考人　先ほどもお尋ねがあつたところでございますけれども、この制度に加入していただきます際に、資格要件を満たしておられるかどうか、その点については栽培の規模が一つの要件になりました。

○白保委員　時間が迫つてまいりました。

**○白保委員** 時間が迫つてまいりました。

最後になりますが、黒木参考人にお伺いしたい

と思ひます。モラルハザードということことで、交

付金の不適切な受給等、そういうことが必要でござりますが、このほどももう非常に大規模になつてしまりますから

大変ではないかなということがあります。この

防止対策、最後に非常に厳しい話なんですが、こ

の点についてお伺いして、終わりたいと思いま

す。

○黒木参考人　先ほどもお尋ねがあつたところでございま

うのは、農地の面積でありますとか、野菜の生産

の規模、当年だけではございませんで、前の年は

規模的にどういう栽培をされていたか、それから

面積でありますけれども、過去に何トンどこへ出

荷されたといふことで、そこを確かめていくということ

はござります。

それから、加入していただきました際に、交付

金を支払いをするという段になりましたら、契約

の申込が本当にそうであったのか、数量はどうで

あるうか、出荷の時期はどうであろうか、それから

価格関係についてはこういう契約でいくといふこと

にそいう十三種類に分けられておる。そしてまた、契約栽培は御社では一〇%ぐらいということ

でした。鮮度保持では契約栽培は非常にいいんだ

前々からそんな話があつて、依然として、いまだ

にそいう十三種類に分けられておる。そしてまた、契約栽培は御社では一〇%ぐらいということ

がされたときに、どういう決済の手段で、どこからどこにどういうお金が流れていったかといふこと

とも失礼に当たらない範囲でいろいろと見させていただくといふことをございましたし、それから事

後的に、今の制度でも、たまたまちよつと間違つ

ておられることでございましたが、どうお考へでしようか。

○飯塚参考人　今の御質問についてお答えしたい

と思います。

キユウリの規格が現在十三段階ということでお

れることは全く何の意味もないなどということを感じる

んですが、それは、実は農協さんの方にも聞いていただいても、生産者の問題であつて全く答えていただけないということ。それと、今まだ仕入れ額の一〇%ぐらいだということでお質問がございましたけれども、それについては、いい生産者が今のところ見つかっていないというようなことで、今のところ一割程度だということをございます。

以上でございます。

○山田(正)委員 一〇%の契約栽培の中です  
が、例えば、先ほどちょっと聞かれておったその関連なんですけれども、生産者と契約したのに、生産者がそれだけの品質のそれだけの量を生産できなかつた、御社としては非常に困る、そういう場合はどういうふうに現実には処理していますか。

○飯塚参考人 そういう場合には、やはり市場仕入れで補うというふうにやつております。

○山田(正)委員 生産者に対しては損害賠償請求をやるわけですか。

○飯塚参考人 一切そういうことはございません。

○山田(正)委員 それでは生産者は何のデメリットもないので、どんどんやつていく。

○飯塚参考人 私が実際に聞いた話では、契約栽培すると、そのとき品質、数量がないと、その分についてすべて生産者が負担しなきゃいけない、そういうふうなことがあります。

○飯塚参考人 今の御質問でござりますけれども、いわゆる他のスーパーのことだと私は思つております。

私どもは、生産者と非常に親密な取引をするために、やはり生産者の保護のためにもこういったことが大事であつて、基本的に、最終的なお答えというのは、会社の経営理念でそういうふうに行つております。

きなかつた、できなかつたといったって、これはいろいろな天災がありますから、工業製品と違つて雨だ風だ雪だ何だということがござりますから、やはりそこまでしますとできません。ですから、これは、お互いの信頼関係でやることによって、また生産者も我々に協力していただけるというふうに今のところやつております。

以上でございます。

○山田(正)委員 一〇%の契約栽培の中です  
にとつては本当にありがたい話なんですが。  
お話を承つたところで、実は柳澤さんと長野のことをお聞きしたいと思うんですが、今言つたキユウリの十三規格、これは何で今までに続いているんでしようか。ひとつ、どういうことでそ  
うなつてゐるか。

○柳澤参考人 私どもは余りキユウリはありません  
ので、キユウリというふうに絞らなくて、等階級の多い、例えばリンゴについて、リンゴは二十一  
八ぐらいあります。そういうものを簡素化すると  
いう提案を私どもも卸売会社と議論いたします  
が、今の卸売会社の価格形成の仕組みといふのは  
見本競りなわけですね。土場へ並べて競りをす  
る。競りをするということは、逆に言えば、買う  
側からいえば、欠点を見つけて安く買うというこ  
とになるわけです。

○山田(正)委員 そのものは、そろつていもないも  
の、あるいは規格外のものがまざつてゐる産地の、よそのものより価格が安くなるわけですね。当然として。そうなると、やはり産地は、卸売市場  
の価格を高くしなければ自分たちは意味がないわ  
けですから、どうしてもそこに一定の注意を払つ  
てやらざるを得ない。

○飯塚参考人 今のお質問でござりますけれども、いわゆる他のスーパーのことだと私は思つております。

流通では、私はこれは、いわば必然悪みみたいな形になつちやつていて、産地も喜んでそういうこと  
をやることによつて逆に卸売市場でたたかれで、  
おたくは選別が悪くて、これではとても他の一  
産地から見てだめですよと言わざるを得ないので、  
一般的の委託販売の流通では無理だ。

きなかつた、できなかつたといったって、これはいろいろな天災がありますから、工業製品と違つて雨だ風だ雪だ何だということがござりますから、やはりそこまでしますとできません。ですから、これは、お互いの信頼関係でやることによって、また生産者も我々に協力していただけるというふうに今のところやつております。

以上でございます。

○山田(正)委員 大変良心的で、それだと生産者  
にとっては本当にありがたい話なんですが。  
お話を承つたところで、実は柳澤さんと長野のことをお聞きしたいと思うんですが、今言つたキユウリの十三規格、これは何で今までに続いているんでしようか。ひとつ、どういうことでそ  
うなつてゐるか。

○柳澤参考人 私どもは余りキユウリはありません  
ので、キユウリというふうに絞らなくて、等階級の多い、例えばリンゴについて、リンゴは二十一  
八ぐらいあります。そういうものを簡素化すると  
いう提案を私どもも卸売会社と議論いたします  
が、今の卸売会社の価格形成の仕組みといふのは  
見本競りなわけですね。土場へ並べて競りをす  
る。競りをするということは、逆に言えば、買う  
側からいえば、欠点を見つけて安く買うというこ  
とになるわけです。

○山田(正)委員 そのものがそつとう十三規格まで必要としていると  
いうお話を今お聞きしたんですが、そうであれ  
ば、委託販売、契約栽培、そちらをどんどん進め  
ていけば、そういう規格もなくなつていくんじや  
ないかということのようですね。

○奥野参考人 それで、奥野参考人にお聞きしたいのですが、  
先ほど、契約栽培もいいけれども、市場と両立て  
でいかなきやだめだと市場価格制度を強く主張さ  
れましたが、どういう根拠でしょうか。

○奥野参考人 お答えをさせていただきます。

先ほどから話が、契約栽培について、契約栽培  
をすればかなりの問題が解決するというふうな  
ニュアンスというのがどうしても今回の場合は強  
いようでござりますけれども、現実の問題として  
は、私どもそれは進めたと思って、今、タマネギで  
マネギで二〇%、丸正さんの場合でも一〇%とい  
うふうなことでござります。これがやはり現実の  
姿だというふうに思つてございます。

いろいろな要素はありますけれども、先ほど私  
が申し上げたのは、価格形成能力は今だれが持つ  
ているのか、価格をつくっているのは今だれがつ

ですから、そういうものを定着させるには、先  
ほどの契約取引じゃありませんが、そういう粗  
い選別でいいですよ、もつと、形だけじゃなくて  
どういうことに気をつけてやつてくださいという  
ことをきちんと話し合いをして、実需者、量販店  
でもスーパーさんでも加工業者でも何でもいいん  
ですが、そういう皆さんと形をつくった流通でな  
いと、こういうものは育つていいかと思います。  
す。

ですから、そこらが今までの卸売市場の価格の  
決め方の一つの大きな課題であり、そういうところが、いわば消費者の本当のニーズと流通業者のニーズというものが必ずしも合つていません。产地はどうしても取り扱つていただく流通業者のニーズに合わせなければ、直接消費者に売るわけでは  
ございませんから、そういうところで矛盾が発生  
しているというふうに思つております。

○山田(正)委員 いわゆる市場価格、市場形成そ  
のものがそつとう十三規格まで必要としていると  
いうお話を今お聞きしたんですが、そうであれ  
ば、委託販売、契約栽培、そちらをどんどん進め  
ていけば、そういう規格もなくなつていくんじや  
ないかということのようですね。

○奥野参考人 それで、奥野参考人にお聞きしたいのですが、  
先ほど、契約栽培もいいけれども、市場と両立て  
でいかなきやだめだと市場価格制度を強く主張さ  
れましたが、どういう根拠でしょうか。

○奥野参考人 お答えをさせていただきます。

先ほどから話が、契約栽培について、契約栽培  
をすればかなりの問題が解決するというふうな  
ニュアンスというのがどうしても今回の場合は強  
いようでござりますけれども、現実の問題として  
は、私どもそれは進めたと思って、今、タマネギで  
マネギで二〇%、丸正さんの場合でも一〇%とい  
うふうなことでござります。これがやはり現実の  
姿だというふうに思つてございます。

○山田(正)委員 奥野参考人に引き続きお聞きし  
たいのですが、先ほど、ニンジン、タマネギ百七  
十億の売り上げが八十億まで落ちたというような  
お話をされたと思うのですが、タマネギの出荷  
は、流通経費七百円を引くと手取りは全くないと  
いうお話をでした。

今のお話をもつながるのですが、なぜ今このよ  
うに安くなつてしまつたのか、量販店の相対取引  
が原因なのか、一体何が原因なのか、どうお考え  
ですか。

○奥野参考人 お答えさせていただきます。

くつているのかという部分なんですねけれども、現  
状は、やはり大手のいわゆる量販店がこういう契  
約栽培をすることによって、ある程度貢い付けを  
やることによって価格形成の中心をなしていると  
いうふうに理解してございます。そのことが、残  
念ながら、生産者にとってみれば、必ずしもそれ  
は、需給関係の中で決まることがあって、生産費  
を云々というものではないわけですね。

そんなことを絡めていけば、価格の形成が一方  
のことで、いわゆる相対契約の一方の中で決められ  
るということについては、やはり公正さという面  
は欠けるんじやなかろうか。やはり市場流通とい  
うものも片方にはあつて、そのことによつて公正  
な価格形成が一方でもなされるというふうなこと  
は、どうしても取り扱つていただく流通業者のニーズ  
によって、二本立ての価格形成ということがあつ  
て、私は総体的な公正さが保たれるのではなかろ  
うかという考え方でございます。

ただ、現状は、市場が、数はたくさんあるんで  
すけれども、いわゆる量販店にこたえ得るような  
大きな市場が、合併がなされていないということ  
から、残念ながら現状は、市場の価格形成能力が  
極めて弱くなつていて、その点からすれば、やは  
りこれはある程度大きいわゆる指導も入りなが  
ら、市場の統廃合というものを積極的に進めて、  
この市場が一定の力を持ちながら二つの力によつ  
て価格形成がなされしていくという点からすれば、やは  
りこれはある程度大きいわゆる指導も入りなが  
ら、市場の統廃合というものを積極的に進めて、  
この市場が一定の力を持ちながら二つの力によつ  
て価格形成がなされしていくところでござい  
ます。

○山田(正)委員 奥野参考人に引き続きお聞きし  
たいのですが、先ほど、ニンジン、タマネギ百七  
十億の売り上げが八十億まで落ちたというような  
お話をされたと思うのですが、タマネギの出荷  
は、流通経費七百円を引くと手取りは全くないと  
いうお話をでした。

今のお話をもつながるのですが、なぜ今このよ  
うに安くなつてしまつたのか、量販店の相対取引  
が原因なのか、一体何が原因なのか、どうお考え  
ですか。

やはりすべてのものが需要と供給で値段が決まるということございますから、私は、最たるもののは輸入問題だらうとふうにとらえてござります。

輸入の場合は、いわゆる余った、足らないものだけが輸入されるという時代がいつときあったといふうに思つてございますけれども、現状の輸入の流れというのは、先ほども数字を申し上げましたけれども、これはやはり商業ベースで採算に乗れば国内相場に關係なく大量のものがどんどん入るというシステムになつておりますから、ここへいきますと、国内産のいわゆる生産費云々などいう話はそこでは吹き飛んでしまうというシステムの中で現状動いておりますから、私は、最大の要因は、たくさんあると思いますけれども、最大の要因は輸入農産物というふうに考えてござります。

だから、先ほど言つたとおり、価格補償制度だけで全体を、今の野菜農家を何とかしていくことについておおよそ無理がある、根底の部分の、そこ辺についての一定程度のセーブ度があつて、それからもう一つ、そこに価格補償制度があつて、もう一点は、先ほど言つた、国内のいわゆる生産コストの切り詰めに対しての極めて強い指導がないと、このことについては到底太刀打ちしていけないだらうというふうに考えてございます。

○山田(正)委員 もつともお話をますが、量販店が二割ぐらいの輸入野菜で安く入れれば、それに引きずられて国内物も相対的に安くなつてしまつたところからということは十分考えられま

す。

実は、セーブガードの問題を随分私もこの六、七年ずっと取り組んできたのですが、いわゆる中国の野菜、これは今度WTO加盟に当たつて、中國とは、アメリカ、各國とも対等にどうか競争できない。向こう十二年間は中国からのものに対して対抗措置なしで関税を何百%でもかけることができる。しかも、これまでの一般セーブガード

が、重要な損害を与える場合、与えるおそれがある場合とあつたのが、単に市場の擾乱、実害だけではないことになっているのです。

奥野参考人に、今回、四月一日から施行された

いわゆる特別セーブガード、中国向けの経過的

セーブガード、これについてマスコミもなかなか

十分な報道をしなかつたと思うのですが、生産者

も、タマネギ生産者あるいはニンジン生産者、そ

ういった方々もそういうことができるということ

を余りよく知らないんじゃないかと思うのです

が、それはどう思われますか。

○奥野参考人 お答えさせていただきます。

一番最初のごあいさつで申し上げたのですけれ

ども、理論的には、いわゆるセーブガードの発令

をすれば、言葉は悪いのですが、そのいわゆる見

返りといいますか仕返しとして、自動車であると

か携帯であるとかの輸出ができないので、これは

セーブガードは発動できないんだというふうな大

まかな説明だらうというふうに思つております。

それで、国全体としては、確かにその理論とい

うのは、一定程度といいますか大多数の理解を得

られるいわゆるセーブガードについての見解な

かなどというふうに考えますけれども、もし農業そ

のものについてその理論で押し通すならば、間違

くなるというふうに思つていただいて間違いか

らうというふうに私は思つています。

これは、先ほど言つたとおり、いわゆる闘う条

件が整理されないので、でき上がつたものだけで競

争せいいという理論ですから、私がこういう話をす

ると全国的には受けないんだろうというふうに思

うですけれども、競争の土台をそろえないでお

いて、できたものだけで競争せいという理論です

から、これはほかのものもそうなつてはいますけれ

ども、特に農産物については、その理論で押した

ときには、農業というものはおよそ成り立た

ないというになります。

したがつて、一定程度の条件整備をやはりき

ちつとしてそのことについての競争をやれという

ところまで行かないと、今の私どもが生きる道はないといふうに考えてござります。

○山田(正)委員 全くそのとおりだと思います。

奥野参考人に、今回、四月一日から施行された

WT.O加盟に関して、何百分でも対抗措置なし

で、例えれば自動車の関税とか云々を一〇〇%、二

〇〇%にするとか、そういうことなしにできると

いうことの条約が成立しているということ、だから

今すぐでもそれができるということ、ニン

ジンとかタマネギに対して。それを農家の皆さん

の方は知つておるんだろうか。

今までの一般セーブガードとは違うんだ、中国

に対するは、その特別の経過的セーブガードが向

こう十二年間認められるんですよ、世界各国に。

私は、それを皆さん、農家の方々は知らないん

じやないかと、長野の柳澤さんもそうですが、そ

れがこの四月一日から施行されているんです、そ

の条約が、法律が批准されているんです。それを

一つちょっと今聞いてみたいのですが、柳澤さん

でも奥野さんでもどちらでも結構ですが、対中

セーブガード。

○奥野参考人 御指摘のとおり、十二分な承知を

していい部分はあると、うふうに私も考えてござります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、この輸入のい

わゆる秩序というものが一定の話し合いの中で保

たれるということになつてているんですけど、それ

現実の数字は、先ほど言つたとおり、野菜につい

ては、中国については、タマネギについては平成

九年対比十三倍、ニンジンでは百七十倍といふこ

とにあります。

それで、中国についても、タマネギについては

おいて中国と。せつからく条約を決めながら、それ

が全く生かされていない状況にあるということ、

これがぜひ参考人の先生方も御承知いただきました。

私の質問時間が参りましたので、終わらせて

いただきます。

○鉢呂委員長 これにて山田正彦君の質疑は終了いたしました。

次に、中林よし子さん。

○中林委員 日本共産党の中林よし子でございま

す。きょうはありがとうございます。

それでは、まず柳澤参考人にお伺いしたいと思

うのです。

これまでの制度では、カバー率というのが非常

に少なかつたわけですよね。それで、契約数量で

は一九%で、潜在的に二七%までカバーしている。今度は、契約数量で二五%，潜在的には五四%ぐらいカバーできるだらうというふうに言わっているんすけれども、私は、やはりそれで満足ではないんじやないかというふうに思ふんです。やはりすべてカバーできて初めてこの制度の意味合いがあるんじやないか。

そこで、指定野菜の問題なんですね。十四種類ということですし、それから特定の方で三十一種類ということですから、ここをやはり広げる必要があるんじやないか、指定野菜というのは取扱う必要があるんじやないかというふうに私は思うんですけども、そのお考へをぜひお伺いしたい。

それから、もう既に長野では県独自でいろいろ対象を広げているんだという御紹介がありました。だから、少なくとも特定野菜の方は、都道府県の裁量でそこはできるんだというふうな方向が必要なのではないかというふうに思つてるのですけれども、その点、お伺いしたいと思います。  
○柳澤参考人 先生のお話、基本的には私もそういうふうに考えております。

ただ、問題はカバー率の問題、先ほど奥野さんの方からお話をありました、いわゆる資金造成で県が一定の金額を出さなければいかぬ、それが地方財政が悪いために出せない、だからカバー率は上がらないという面がかなり強いわけです。これは北海道ばかりでなく長野県も同様ですかね。やはりそこらも何らかの施策がないと、カバー率を上げるということは現実の話としては非常に難しい問題がある。

県の部分を全部生産者団体が対応するということも一つの方策でしようが、それもとても大変なことですし、私にいい知恵はございませんが、そちらが、品目の問題と同時に、カバー率が上がらない一つの大きな原因になつてているといふふうに考えております。  
○中林委員 次に、奥野参考人にお伺いしたいと思うのです。

ふらの農協では、通常総代会で野菜の決議をされておりますね。ちょっとその中身を御紹介いただければ御紹介いただきたいなというふうに思つてゐるのです。

とりわけ私が本当に心を痛めているのは、ふらの農協で取り扱つていらっしゃる野菜の中でタマネギとニンジン、これが非常に比率が高いというふうに思つてます。

○鉢呂委員長 後に延ばさせてください。

○中林委員 それでは、御用意ができるまで飯塚参考人にお伺いしたいのです。

非常に良心的なスーパー経営をやつていらっしゃるということで安心したんですね。

そこで、消費者のニーズにかなり努力をされてられるものを食べたい、できるだけ国産品でないと

う方向がアンケートをとると非常に強いわけなんですね。

そこで、消費者のニーズにかなり努力をされ

ざるものを食べたい、できるだけ国産品でないと

う方向がアンケートをとると非常に強いわけなんですね。

そこで、消費者のニーズにかなり努力をされて

ざるものを食べたい、できるだけ国産品でないと

う方向がアンケートをとると非常に強いわけなんですね。

私もこの商売に入りまして三十年たつわけですけれども、当初は、新鮮なものを売つておればお客様は納得して買つていただいた。最近は、例えば例にとりますと、夏場、キュウリですとかナスですか、非常に豊作になります。それを、量を盛つて安く販売しますと、非常に売れた時期がございました。ただ、今現在では、それが安くて多く買つてくれないということでございます。というのは、理由的にはどういうことかといふと、非常に核家族になつてきたと同時に、女性の、主婦の方々が仕事を持ち、台所に立つ時間が少なくなってきたということに対しても、できるだけ手をかけないで済む材料でおいしく食べたいというふうに感じております。ですから、我々食文化が一歩前に進んできましたんではないであろうかといふと、確かにこれが変わったなどと

ますと、非常に核家族になつてきたと同時に、女性の、主婦の方々が仕事を持ち、台所に立つ時間が少なくなってきたということに対しても、できるだけ手をかけないで済む材料でおいしく食べたいというふうに感じております。ですから、我々食文化が一歩前に進んできましたんではないだろうかといふと、確かにこれが変わったなどと

ますと、非常に核家族になつてきたと同時に、女性の、主婦の方々が仕事を持ち、台所に立つ時間が少なくなってきたということに対しても、できるだけ手をかけないで済む材料でおいしく食べたいといふと、確かにこれが変わったなどと

だけの量というものを極力お客様さんは求めているなど。

というのは、やはりどこかの御家庭でも、御存じのよう、冷蔵庫をあけますともうきのうの残り物がいっぱいある。では、それを今度使うかといふと、なかなか使わないで、ほつぱつておくと賞味期限が切れているというような冷蔵庫の状況だと思います。それをお客様さんは今までみたく衝動買いじゃなくて、やはりむだのない買い物をしようと、たしかに、おいしいものも買いたいといふのが今の消費者のニーズではないかなというふうに私ども考えております。

○奥野参考人 御質問がございましたので、あえて朗読をさせていただきたいと思います。

実は、一番最初のごあいさつのときにもちょっと詰まつてしまつて、見苦しいところをお見せしたのですが、先生方には大変頑張つてやっていただきているんだけれども、産地の情勢は、残念ながらそのことが生産者のところに結果としてあらわれていないと、いうのが私は今の実態だと思ってございます。

したがつて、先ほど言つたとおり、私の立場では、毎年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

その離農される方々のいわゆる言い渡しといいまして、今年四%ぐらいの離農があるわけですから、

ら、ゆゆしき状況にあるということでのこのような決議をさせていただいたという経過でございました。五つございますので、大変恐縮ですが、読み上げさせていただきます。

一 W T O 農業交渉に当たっては、農産物の特性に配慮した特別セーフガードの創設を求めて、自動的な発動を可能にすること

二 道産たまねぎ・にんじん・生食用馬鈴薯の需給対策に当たっては、B S E 関連風評被害の解消策及び野菜農家の所得補償に万全を期すこと

三 国内野菜生産の構造改革に当たっては、野菜価格安定制度の国庫負担率引き上げや生産費を償う保証基準額の設定などより一層拡充強化すること

四 直接所得補償対策を導入した持続農家促進法への改正など野菜経営の全体を捉えた新たな農業経営安定所得補償政策を確立すること

五 国産野菜の最終消費価格に占める約八〇%の流通経費等の大胆な削減など流通改革を即時実施すること

大変、このことまで読ませていただきまして、本当に感謝いたします。ありがとうございます。

○中林委員 どうもありがとうございました。

やはり、私はこの制度の中で、保証基準価格といふのは決め手だらうと、うふうに思つてます。柳澤参考人もおっしゃいましたように、再生産が確保できるようなものでないと、今全体が下がっていく中で、九ヵ年の卸売価格、それが基準になつていくということになると、永遠に下がり続けるかといふふうに思つてますね。

せめて、九一年当時が一番安定して、それを考慮すれば、そこを基準にして、やはりその後の生産費の動向、それが反映できるような状況で価格決定がされる必要があるんじやないかといふふうに私は思つてますけれども、その点のお考

え、ぜひ柳澤参考人からお伺いしたいといふふうに思つてますけれども、差し控えさせ

に思います。

○柳澤参考人 お答えいたします。

保証基準価格の今の方針でいきますと、先ほど私が申し上げたように、毎年毎年、卸売市場価格が下がつて、それが基準になつてくるというふうな自動的な発動を可能にすること

二 道産たまねぎ・にんじん・生食用馬鈴薯の需給対策に当たっては、B S E 関連風評被害の解消策及び野菜農家の所得補償に万全を期すこと

三 国内野菜生産の構造改革に当たっては、野菜価格安定制度の国庫負担率引き上げや生産費を償う保証基準額の設定などより一層拡充強化すること

四 直接所得補償対策を導入した持続農家促進法への改正など野菜経営の全体を捉えた新たな農業経営安定所得補償政策を確立すること

五 国産野菜の最終消費価格に占める約八〇%の流通経費等の大胆な削減など流通改革を即時実施すること

大変、このことまで読ませていただきまして、本当に感謝いたします。ありがとうございます。

○中林委員 どうもありがとうございました。

やはり、私はこの制度の中で、保証基準価格といふのは決め手だらうと、うふうに思つてます。柳澤参考人もおっしゃいましたように、再生産が確保できるようなものでないと、今全体が下がっていく中で、九ヵ年の卸売価格、それが基準になつていくということになると、永遠に下がり続けるかといふふうに思つてますね。

せめて、九一年当時が一番安定して、それを考慮すれば、そこを基準にして、やはりその後の生産費の動向、それが反映できるような状況で価格決定がされる必要があるんじやないかといふふうに思つてますね。

○黒木参考人 ただいま御指摘になりました国

の負担率の問題でございますが、私、ただいま当基本金は政策的に決められたものを実行するという立場にござりますので、国の負担率、野菜政策のいわば大きな根幹の一つでもござりますので、この判断にわたります事項につきましては、大変申しわけないのでござりますけれども、差し控えさせ

ていただくのが適当ではないかと考える次第でございます。よろしくお願ひします。

○中林委員 これはぜひ奥野参考人、柳澤参考人にお伺いしたいのですが、昨年、シイタケそれか

らネギ、畳表三品で暫定セーフガードを発動いたしましたね。農水省とすれば、本発動に向けて全部できる資料を整えていらっしゃったんだけれども、首脳会談の中で話し合いという方向にがらつ

と変わつて、いつたわけですね。私は、その影響、信頼の問題もあります。

ですから、今先生がおつしやられたような方式がいいかどうかはわかりませんが、やはり保証基準価格の設定方式というの、こういうデフレス

バイラルのような経済情勢の中では、方式という方法がいいかというの、すぐここで案を持つておりますが、ぜひとうに思つておられます。

○中林委員 黒木参考人にお伺いしたいというふうに思つてますけれども、今の各お金の出し方、国補助率などが、私はやはり、もうちゃんと考

える必要があるんじやないか、ここまで下がつてくると。

それで今、指定野菜では六〇%、それから重要な野菜で六五%ということになつて、いるわけです

が、せめて指定野菜のところを、私は指定野菜も本當は取つ払つてほしいといふうに思つてます。ただし、六五%くらいに引き上げるの

が、やはり要望として農家の皆さんからも聞いて

いるのですけれども、理事長としてその辺のお考

え、言いにくいかもわかりませんけれども、おありならば聞かせていただければと思います。

○黒木参考人 ただいま御指摘になりました国

の負担率の問題でございますが、私、ただいま当基本金は政策的に決められたものを実行するという立場にござりますので、国の負担率、野菜政策のいわば大きな根幹の一つでもござりますので、この判断にわたります事項につきましては、大変申し

ですか、お互いの土俵が整うまで、やはりいいことではないといいますか、これは自由競争を損なう部分もありますから、その土俵がお互いに整うまで、それはやはりセーフガード等々によつてきつちりひとつ守つていただいて、その間

にいわゆる構造改革を積極的に進めるという手法の中で、ぜひ農業について取り組んでいただきたいといふうに改めてお願いをしたいといふうに思つてございます。

今やり方というのは、ちょうど泳げない人間に浮き輪を持たせないで太平洋の中に投げたようなものだというふうに私は存じてございます。それが、どんどんおぼれていくのを私がいつも見てるという立場でございますから、一人でもおぼれる者のないよう、やはり温かみを持って政治をやつてほしいといふうにお願いしたいと思つます。

○柳澤参考人 それでは、お答えいたします。まず、セーフガードについてですが、私どもがひお聞かせいただきたいというのが一点です。それから、政府の言い分は、構造改革を進め

る、だから、国内のそれを進めれば対抗できるんだという言ひ分をされるのです。しかし、今北海道でさえも、どんどんやりたいがために、いろいろ前向きに取り組んだところが離農せざるを得ない、そういう状況になつて、いるという現実をお話

しになりました。これ以上の構造改革というの何ができるんだろう。もうこれまでさんざん規模は拡大した。コスト削減はやつてきた。いろいろ取り組んできたのに、まだそういうことができる余地があるのか。それに対する、国に対する御要望でもあれば、もう率直におつしやつていただきたい。

私は、やはり一番効果が上がるの、世界の貿易ルールとして認められたセーフガードという当たり前のルールをやはり日本は行使すべきではないかという考え方を持つて、いるのですから、ぜひ、それぞれお考をお伺いしたいと思います。

○奥野参考人 お答えをさせていただきます。まず、セーフガードについての見解ということ

でござりますけれども、先ほど申し上げたとおりひ、それぞれお考をお伺いしたいと思います。

○黒木参考人 お答えをさせていただきます。

では日本の国産で育つんだというきちっとした方針を出して、しかも、農業というのは、私ども長野県でもそうですが、緑を守り、水を守り、そこに土着をしているわけです。そういう農業を、やはりどうしても日本の国には一定のものは必要だと思います。それが全部放任にあり、金員が例え事務所なり工場で働くようになるということ

にはならないと思うわけです。

そういう意味でも、農業をやるには一定の所得がなければできませんから、そういう国民的合意づくりを、我々には全中といた組織もありますが、国としてもっと力を入れて、農林水産省だけではなくて、政府としてぜひやつてほしいというふうに私は思っています。

それから、構造改革の問題ですが、確かにおっしゃるとおりに、どのような構造改革をしても、中国とさしで勝てるはずがありません。ですから、もちろんむだなところ、あるいは今までもやつている中で不合理なところは大いに見直し、やっていかなければいけませんが、それは一定の限度があると思うので、やはりそこらのところを踏まえた上で日本の特徴に合った構造改革というものをやつていかなければいかぬと思います。

私たちもすれば、やはり產地の特徴なり、長野県でいえば、長野県は、田中知事じやありませんが、日本の背骨に位置して、きれいな水ときれいな空気、そういう中でつくった農産物というものにこだわりを持つて、安全なものを供給して長野県のファンをふやすということで、付加価値をつけて売るということを最大限強めていただきたいと思っておりますが、やはり一般的に言われると、輸入品と比べてきよう丸正さんもお見えですが、いろいろな量販店さんから聞いても、せいぜい二割から三割高だ、そういうふうに言われております、幾ら国産が価値があつても。ですから、そういう範囲をひとつ見きわめた上で国の施策というのもぜひやつていただきたいと思以上です。

○中林委員 どうもありがとうございました。  
○菅野委員長 これにて中林よし子さんの質疑は終了いたしました。  
次に、菅野哲雄君。

参考の方々、二時間半も経過いたしまして大

分疲れているんじゃないのかなと思いませんけれども、あと二十分ほどおつき合い願いたいというふうに思っています。

最初に奥野参考人にお聞きしたいのですが、先ほどの意見陳述のときに詰まつた姿というのから、日本の農業をリードしている方の本当の心から、日本の農業をめぐる環境の変化の感覚をどうぞお聞きください。

まさに日本の食料基地として北海道が位置づけられてずっと今日まで來ていた継続性というものを、私は日本において貫かなければならないといふふうに思っているのです。それが、日本の食料基地を海外に移動させていく施策というものは、私はあつてはならないといふうに思つていいのです。

過言ではないといふうに思つていいのです。

そういう意味では、先ほど、規模拡大、規模拡大ということ、コスト削減のために規模拡大、規

模拡大という形で行わさせられてきたと言つても

いうなら、本当は私はこんなパーセントではないと思うのですよ、一国の食料を五五%も六〇%も他国にゆだねて、それでいいなんということにはならないのに、ではあっても、仕方ない、これは四五だと言うから四五でしようがない。だけれども、四〇から四五にいくのに、一方では、今やつていることは何かというと、全く逆のことを平氣

いうなら、本当は私はこんなパーセントではないと思うのですよ、一国の食料を五五%も六〇%も他国にゆだねて、それでいいなんということにはならないのに、ではあっても、仕方ない、これは四五だと言うから四五でしようがない。だけれども、四〇から四五にいくのに、一方では、今やつていることは何かというと、全く逆のことを平氣でやつていて。だからいわゆる食料というものが、その辺の長野の実態はどう

ある意味では、葉物でも產品を特化して農業後継者が引き継がれていくと、いう姿は見えるのです。が、そういうところと小規模のところが逆に言うのが今日的にどうにとらえておられるのか。申しあげないのですけれども、やはり今の農政だと私は思うのです。

ですから、根幹の部分を四〇から四五にすると

おきたいといふうに思つています。

それで、柳澤参考人に次にお聞きしたいと思うのですが、そういう意味で北海道が非常に困難な状況に追い込まれているというところはあると思

うのです。そういう意味で、それでは長野はどういう状況になつているのかなといふうに思つてます。ですが、長野といえども特殊なケースではないと

いうふうに思つています。

それでぜひ、先ほどは、長野の長年の取り組みはあります。たまたま長野は高冷地という条件がございまして、中国の野菜をつくつてある産地といふのがいわゆる沿岸地帯に偏つておりますから、それが引き継がれていくと、いう姿は見えるのです。ですから、これから中國が、高速道路ができたうのがいわゆる沿岸地帯に偏つておりますから、この整備がおくれて、内陸部から余り出でることないということで、いわばまだ時間稼ぎをしている段階だといふうに私はとらえています。ですから、これから中國が、高速道路ができたうのがいわゆる沿岸地帯に偏つておりますから、この整備がおくれて、内陸部から余り出でることないということで、いわばまだ時間稼ぎをしている段階だといふうに私はとらえています。時間がなく、すぐ陥る可能性がある、そういう危機感を持つております。今までのような政策です

○柳澤参考人 まず中国との競争という問題でい

いますと、たまたま長野は高冷地という条件がございまして、中国の野菜をつくつてある産地といふのがいわゆる沿岸地帯に偏つておりますから、これが、大変申しわけないので、先生方がこんなおるのに、きょうで終わりですから勘弁してください。本当にその部分をしっかりとやれば、おおよそ農政のやることというのはおのずからやることが決まつてくるはずなんですね。私は、大変申しわけないので、先生方がこんなおるのに、きょうで終わりですから勘弁してください。本当にその部分をしっかりとやれば、おおよそ農政のやることというのはおのずから決まつくるのです。そこがあれておるからこそ、うなつておることで、ぜひひとつ頑張ってもらいたいと思います。

○菅野委員 ありがとうございました。

私はもも、そういう意味においては、国会において議論しているわけですが、永田町で議論するのじゃなくて、やはり一人一人の置かれている人たちがおとなし過ぎるんじゃないのか。たしかに、今、アクションとしていろいろな行動を起こしていかないかなぎやならない時期に来ているのじゃないのかなどというふうに私は思つております。ぜひ地方からの声を、きょう最後ですかね、お聞きしておきたいと思います。

○奥野参考人 何か私の回数が多いようで、大変恐縮でございます。勘弁してください。

まず、今のお話の中で、やはり國の農政に対する根幹がぶれているということだと私は思つていていただきたいなということをお願い申し上げて

それから、長野県においても、いわゆる野菜の専業的な農家が集まつて、地帯では、漸減傾向ではあります。まだ生産が維持されていますけれども、市街化と言つていいのかどうかわかりませんが、それぞれ、長野にも平野がありますが、平原などころに位置する農協ではどんどん農業生産

額が落ちておりまして、大体長野県は系統共販率が高いわけです、私どもの取り扱い金額も、いわゆる園芸作物は過去八年間ずっと前年を下回っています、毎年五%、八%ぐらいです。

ですから、そういう中で、いわゆる三種の担当手というふうにこの間ある大学の先生から提言いたしましたわけですが、元気な高齢者、女性それから土日兼業、こういう皆さんにどうやつて農業、長野県でいえば農業といえば園芸作物ですが、園芸作物の生産に取り組んでいたとか。そういう支援の体制を農協なり行政としてどうつくるか。全部自分でやれといつても、そういう皆さんできませんから、一定のことをどこかでやらなきゃいけぬ、そういうことによつて、私どもとしては長野の農業生産を伸ばしていきたいと思っております。

いずれにしろ、先ほどからお話をあるように、基調の価格が極端に安い状態では、幾ら国産でわざりでつくつても、先ほど申し上げたようにせいいせい二割、三割しか高く売れませんので、やはり基調の価格というものが日本で生活できる範囲の価格になつてももらわないと困るわけで、そこはところは国としてきちんと守るという姿勢がやはりどうしても必要じゃないかというふうに思つております。

○菅野委員 もう一点、柳澤参考人にお聞きします。先ほどから議論になつていますけれども、基金の財政の造成の仕方の問題ですね、二、一、一とか一、一。そして、それで今回非常にカバーレ率が拡大していくといふときに、地方自治体の財政不足の問題がネットになつていくといふ話をなされました。

私は、このことが、それではこの法施行に当たつてどう解決していくのかという道筋がないと、法律は改正しました、それでも不十分な対応に終わりましたとなりかねやしないと思うのですが、この克服課題、どのように考えておられるのか、お聞きしておきたいというふうに思つている

のです。

○柳澤参考人 これは国と地方自治体とのいろいろな税制の問題とか、いろいろな問題があると思うんですが、いずれにしろ、国の財政も大変なようすですから、今の地方自治体の負担の割合では、いわゆるカバー率を上げて、また制度の中身を充実するということにはどうしてもなつていかない。私どもも、実はもつと契約数量をふやしたものですが、長野県の財政状態が悪くて、遠慮しているというか、話し合いの中でそういう一定の限度に抑えているという実態でございます。

ですから、何でもかんでも国にお願いすればいいというふうには思いませんが、やはりもうちょっと国と地方の負担割合というものを変えていただくような方向というのも一方では必要ではないかな。どういうふうにあれするかは別としても、今まではやはり限界が見えてしまって、というふうに思つております。

○菅野委員 わかりました。では次に、飯塚参考人にお聞きしたいと思うのですが、先ほど小売業者として契約取引の有効性を強調なされました。私もそういう意味では同調できるというふうに思つていますし、そのことを今後、流通経費を削減するという意味も含めて行つていかなければならぬというふうに思つています。

そういう意味では、先ほど山田委員の質問でもあつたんですが、仕入れ高の一〇%と言つておられましたけれども、これをこれからも拡大していく方向で取り組まれると思うのですが、ここで、そうしたときに、今ある市場のあり方といふものが一方では議論されないといけないのではないかなどというふうに思うんです。これが一〇%、先ほど、契約取引で少なくなった部分は市場から入る、そういう機能も市場では持つてあるといふふうに思うんですが。私も地方の市場の流通なんかを見ていたときに、契約取引がどんどん小さな都市で進んでいくと、市場そのものが打撃を受けてしまつて非常に厳しい状況に追い込まれてい

くという姿も見聞きしております。

そういう意味では、国全体も同じ方向に行く可能性はあると思うのですけれども、市場のあり方について、小売業をなさつておられる方が見てどう考へておられるのか、お聞きしておきたいと思うのです。

実は、私も十数年前は築地の市場、鮮魚関係、野菜関係の仕入れに行きました。商品を仕入れて、またトラックに積んで店に持つて帰つて、加工して販売したという経験の中で、そのときも既にいろいろな疑問を持つてやつておつたわけだと思います。

というのは、これは農産物の安定化に対する直接どうこうということがどうかわかりませんけれども、私の当時、アメリカの流通市場、事情を見学に行つたときに、夜中にいわゆる市場が開場され、もう既に、午前四時、五時ころにはもう店に店着している。というのは、やはりとりたてのものをできるだけ早く店に届ける流通ができるわけですね。特にアメリカ大陸というのは端から端まで非常に広いでですから、そういうところがなされているのかどうかわかりませんけれども。

非常に、市場に対するいわゆる交通規制の問題、それとも一つは、やはりもっと、いわゆる消費者に対して我々がいかにいいものを早く届けなきやいけないかということが、市場制度があるたためにそこで遮られているという点も多々あるわけです。

最近は、特に連休が統きますと、多少買い物置きしたりしておるわけですから、そういう面も含めますと、生産者、契約農家というのは、やはりそういうことも含めて、我々の立場になつて、消費者の立場になつてそういうふたものも考えます。

○黒木参考人 先ほども御指摘のあったところでござりますけれども、現在、この法律を成立させたいたいとすれば、当然年内の早い時期に施行でございますので、準備行為をいたしまして、新しい課をこうことで編成しようかということになりましたけれども、現在、この法律を成立させておりまますし、県の安定法人の方々とも、事実上、これは農水省の方も加わつて、県庁も加わつて、経済連も参加されてでございますけれども、

というと、できるだけ高く買わせようと。これは何でこういうことでしているんだろうか。ということは、やはりお客様には、消費者にはできるだけいいものを安く安定供給せるということに對して、やはり高いものを、つり上げて買わせるためにいろいろな問題も出てくるのではないかな」ということも含めて感じました。

○菅野委員 わかりました。これからこの契約取引についても議論させていただきたいというふうに思つていています。

最後になりますが、基金の黒木参考人にお尋ねいたします。

○菅野委員 わかりました。これからこの契約取引についても議論させていただきたいというふうに思つていています。

以上でございます。

そういった打ち合わせにも何回も出席をさせていただいているところでございます。

何しろ新しい制度でございますので、発足をいたしますときに本当に仕事が山積しますし、その処理のために解決すべき課題も幾つもございますけれども、ここは本当に歯を食いしばってでも、県の法人、あるいは県庁、それから農業団体の方々ともいろいろな面でお打ち合わせ、それから流通段階にいらっしゃる方々にも、取引の結果を、こういうことであったということがはつきりわかるように、資料等も下さるように御協力をいたたくということを含めまして、早急に体制を整えてまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○菅野委員 体制をとることは大切なことだとうふうに私は思うのです。

ただ、この部分は、あくまでも民間取引であるということの限界性というものを、先ほどおっしゃられていましたけれども、そこがあるわけですね。そこをどうクリアしていくのかということが、私は今回の制度発足に当たって非常に分岐点になるのじゃないかなというふうに思っております。

ややもすれば市場競争一辺倒の経済社会にしていくことによってすべてが解決するのじゃなくて、私は、やはりモラルという部分をどう確立していくのかの視点も、いろいろな方々が意見交換し合つて形づくつていくことも一方では重要なことではないのかなというふうに思っていますから、ぜひその点での御努力をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○鉢呂委員長 これにて菅野哲雄君の質疑は終了いたしました。

これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。この際、一言御礼のごあいさつを参考人の皆さんにさせていただきます。

きょうは、長時間であつたと思ひますけれど

も、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、心から御礼を申し上げさせていただきます。

あすもこの法案に対する審議が続行されます。きょうの農水委員の皆さん、皆さんの貴重な御意見をしっかりと受けとめさせていただきましたので、この法案にしっかりと反映をしていく、このようになりますので、またよろしくお願ひを申し上げたい、このように考えます。

(手) きょうは本当にありがとうございました。(拍手)

次回は、明二十五日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会



平成十四年五月十七日印刷

平成十四年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

0